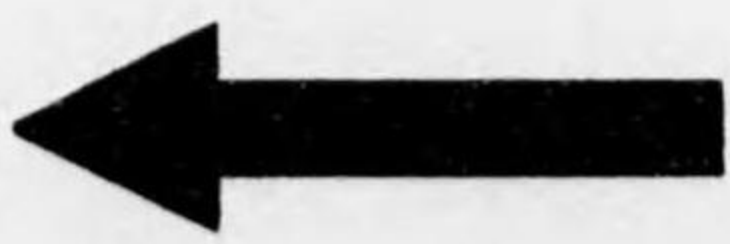
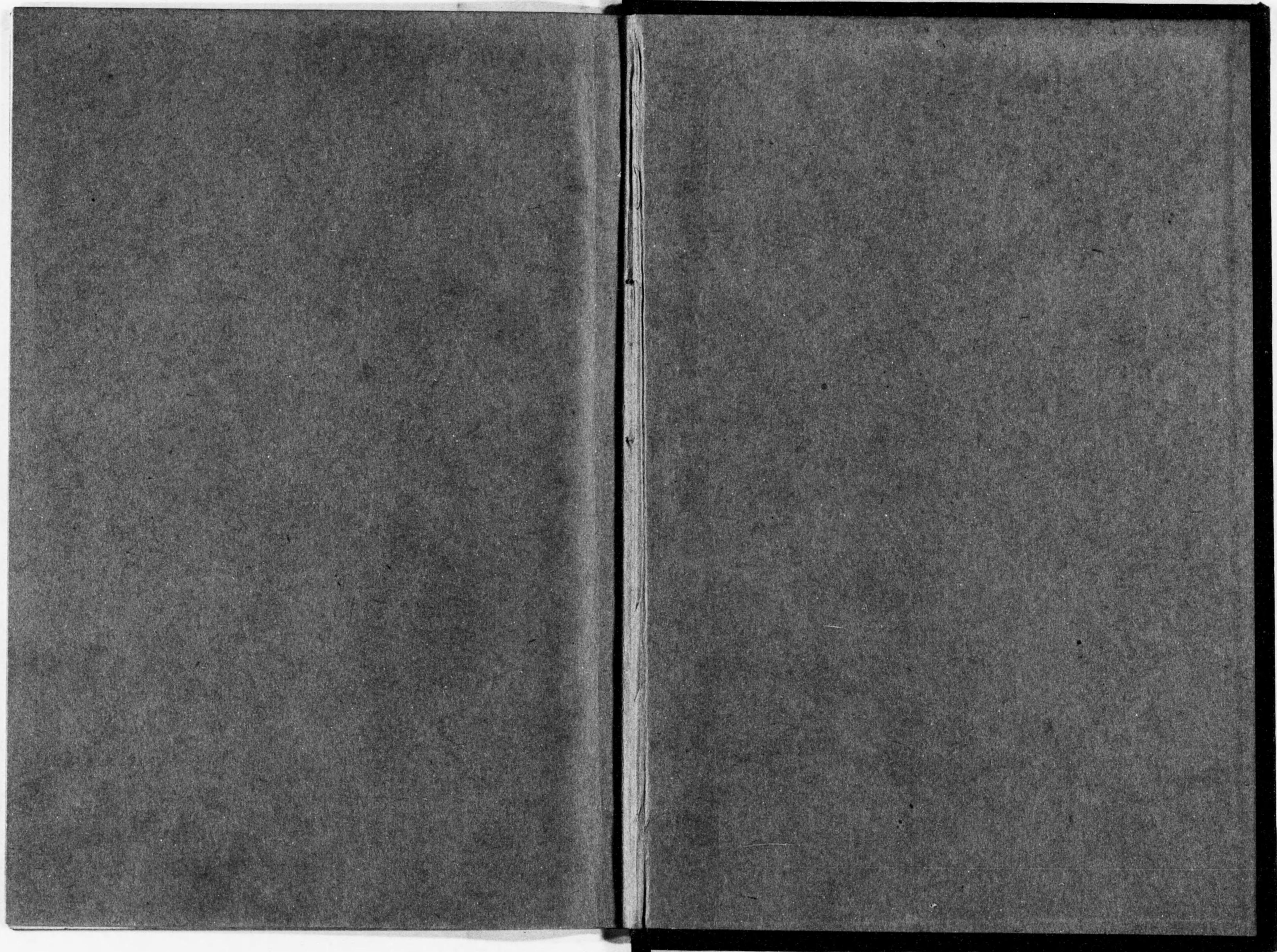


361
山
8



始





東京帝國
大學教授

河合榮治郎著

〔經濟學
體系
卷〕

訂改
社會政策原理

日本評論社版



a
361
8



642

「改訂版」序文

本書の原版が刊行されたのは、今から四年前の昭和六年の七月であつた。その後久しく品切れの状態であつたが、昨年末発行者の切望に應じて、僅少の部数を再版として印刷した。それも間もなく品切れとなり、既に紙型も磨滅して再版の分は印刷が著しく不鮮明になつてゐたので、此の際原版の儘で組直しをするか、改訂版を出すかと云ふことになつて、若干の改訂を企てることとした。原版の序文に私は書いた、本書は匆忙の裡に成つたから二三年の後に改訂する積りである。實際あの原版が書かれた當時の私の身邊の事情を回顧すると、よくあれを書いたと思ふほど多端な時であつた。従つてあの序文を書いた心境では、二三年の後に根本的の改訂を試みる意圖であつた。所が昨年以來本書の改訂を思案してみると、私の思想は原版以來毫も變化してゐない、従つて若し改訂するとすれば、私の思想の内容ではなくて、表現の方法に在つた。此の點に就てはかなりの改訂を加へる餘地を氣付くのであるが、それを私の満足する程度に完了するには餘程の時間を必要とし、そして目下の私の勉學の計畫は、それだけの必要の時間を割くことを許

さないので、原版序文の時に志したやうな大改訂を断念して、比較的小部分の改訂に止めて置いた。

原版には前後に説明の重複した個所があつたのを整理したこと、當時學界に流行してゐたマルキシズムに對する私の異別を殊更に明かならしめる爲に餘りに之に囚はれてゐたのを削除したと、云ふべき事の漏れてゐたのを補充したこと、文献目録を更に擴大したこと、索引を付け加へた等が主要な改訂である。原版以來四年間に私の智識の増加した部分は、第三章「資本主義の解剖」及び第五章第五節「科學的社會主義」の批判の部分であるが、前者に對しては若干の改訂を加へたが、後者に對しては殆ど手を着けなかつた、それは着手すれば全篇の叙述を變更するの外なくなるからであつた。

かうして改訂版は當初豫期したほどの改訂版ではない。今私の課題であるマルキシズムの研究に一段落が着いたら、その時始めて更に規模の大きい改訂を施して、「社會政策總論」とし「社會政策各論」に照應せしめ、後者に於て無產政黨、労働立法、労働組合、消費組合等を詳述したい積りである。尙原版序文に附言した私の「自由主義」と「英國派社會主義」は、未だに刊行の運びに至らないが、最近一年間に刊行した「歐洲最近の動向」と「ファッシズム批判」とは、何れも

本書を側面から補充するに役立つことと思ふし、「自由主義」も「英國派社會主義」も一二年の間に刊行する豫定である。

昭和十年四月二十日

著者誌す

「原版」序文

本書は林癸未夫氏の「社會問題各論」に對應して、社會問題に關する總論に相當する。本書の續卷として若し各論を書くならば、私は労働立法、労働組合、消費組合、無産政黨の項目に分けて、それらの本質と職能とを論じ、各國に於けるそれらの發達の歴史とそれへの批判とを述べる積りである。本書は唯それに對する緒論的著作に過ぎない。

本書は私にとつて喜びを以て公刊する著作ではない。私は東京帝國大學で數年社會政策の講義を擔任して來たが、未だ曾て本書の如き内容を講義したことはなかつた。若し直に教科書となりうる如き講義を續けて來たならば、本書を書くことは一舉手に過ぎなからう。然しさうでなかつた爲に、本書の大部分は今度始めて執筆するの外なかつた。始め私は前著「トーマス・ヒル・グリーン」の思想體系」を二年前に完了して、本書の爲に充分の時間を割く積りであつた。然るに前著の完了が意外に遅延した爲に、本書の爲の時間が制限されて、計畫したやうな推敲をすることが出来なかつた。かくして本書は極めて匆忙の裡に成つた、若し此の書の出版が私の意志のみに

係つてゐたならば、私は出版を敢てしないであらう、何故なれば社會問題の學徒に目下投せられた課題は、一は理想主義を採るか唯物論を採るかであり、他は社會主義を採るか社會改良主義を採るかであるが、かゝる重大の課題を匆忙裡に取扱ふことは、無謀な學徒に非ざる限り進んで企てる筈がないからである。全集編纂者と出版者とに對する前約のみが、私をして此の無謀を敢てせしめたのである。

本書の如き教科書を書くことは、私共の年齢の者にとつて最も困難な仕事である。外國の教科書を模倣するには既に年がとり過ぎてゐて、而も自己の独自の體系を持ち出すには未だ實力が不足してゐる。だが私は多少の躊躇の後、自分自身を前面に押し出すことに決定した。その爲に第四章の第四節に私の思想體系を述べ、第五章に於て此の思想に基いて各社會思想の批判を試みた。然し私自身理想主義を多くの部分に於て補完する必要を認めてゐないではない。又第五章第五節を始めとして全篇に亘つてマルクス主義の敘述と批判とを試みたが、之も私のマルクス主義の研究が僅に端緒についたばかりで、尠からぬ誤解のあらうことを知らないではないのである。而も私は自分の弱性を曝露することを敢て回避しなかつた。

私は二三年の後本書を改訂する積りであるが、取り敢へず第五章第二節と第六節の後半の部は

「自由主義」に於て、第五章第七節は「英國派社會主義」に於て、更に委曲を盡す豫定であり、何れも今秋には刊行の運びに至るであらう。更に數年の後マルクス主義に就て一書を纏めて、本書の足らざるを償ふことを果したいと思ふ。

昭和六年七月十一日

著者誌す

目次

第一章 緒論

- 第一節 學としての社會政策學
- 第二節 政策學成立の可能性

第二章 社會問題

- 第一節 社會
- 第二節 社會問題
- 第三節 現代社會問題の發生

第三章 資本主義の解剖

- 第一節 資本主義の概念

目次

一
二
三
五
九
九
九
二六
二六
二六

第二節 資本主義のイデオロギイ……………二六

第三節 資本主義の社會制度……………二六

第四節 資本主義の經濟組織……………二七

第一款 緒論……………二七

第二款 生産者内部の關係……………二八

第三款 生産者と消費者との關係……………二九

第四款 生産者相互の關係……………二九

第五節 資本主義最近の狀勢……………二九

第一款 資本主義の自己發展……………二九

第二款 資本主義反對の運動……………三〇

第四章 資本主義の批判……………三〇

第一節 資本主義の批判……………三〇

第二節 資本主義の改革……………三一

第三節 改革の實現方法……………三一

第四節 改革の思想體系……………三三

第五章 各社會思想の批判……………三三

第一節 緒論……………三三

第二節 自由主義……………三四

第三節 無政府主義……………三四

第四節 空想的社會主義……………三五

第五節 科學的社會主義……………三五

第六節 社會改良主義……………三五

第七節 英國派社會主義……………三六

参考文献……………三七

第一章 緒論

論

第一節 學としての社會政策學

(一)

社會政策 (Sozialpolitik) なる語は、從來の用語例によれば、次の三種を意味する。第一には資本主義に對する一種の思想的立場を意味し、自由放任主義に非ず社會主義に非ずして、兩者の中間に位し、私有財産制度の原則を維持し、唯必要ある限りに於て之に修正を加へんとする立場であり、別の語を以てすれば社會改良主義が之に相當する。第二に社會改良主義の立場より爲されたる施設方策の體系を意味する、例へば工場法、労働保険法、最低賃銀法、労働争議調停法等の一切を社會政策と云ふ場合が之である。第三に第二の意味の社會政策を對象とする學を意味し、嚴格に云へば社會政策學 (Wissenschaft der Sozialpolitik) と云ふべき場合が之に相當する。社會政策

なる語は獨逸に於て始めて使用され、千八百七十二年「社會政策學會」(Der Verein für Sozialpolitik)が成立するに及び(註一)、特に學界と實際界とに普及したのであるが、英米佛等の外國に於ては此の語は一般的に使用されてゐない(註二)、唯吾が國に於ては明治廿年代に此の用語と内容とが紹介され、明治四十年「社會政策學會」が成立して後は、一般に通用するに至り、原語がその儘に翻譯され、その内容がその儘に受容されたのは、獨逸以外の國に於て吾が國のみである(註三)。

(註一)「社會政策學會」の成立に關しては第五章第六節に於て詳述する。

(註二) 英米に於て social politics 或は social policy の語は一般的に使用されない。之に相當する用語としては applied sociology, social reform, social ethics, social control 等がある。英國のミス・マッシュナーの著「Annie Ashley: Social Policy of Bismarck, 1912」トーマス・ヘーネスの「Calton Hayes: British Social Politics, 1913」の如きは、私の知る限りに於て此の語を使用した僅少の例外である。

(註三) 始めて社會政策なる語を譯したのは金井延教授であらう。明治廿四年頃 Sozialpolitik を「社會政策」と譯すべきか「社會經濟政策」「社會政略」と譯すべきかを考慮して、加藤弘之氏と相談して前者に決定したと云うのである。

學としての社會政策學は、社會政策をその對象とする。従つて社會政策學の内容を明かにせんとせば、何が社會政策であるかを明かにする必要がある。凡そ政策とは一定の目的を達成するが爲に、社會現象に何等かの影響を與へんとする方策、施設を意味する。故に政策の種別は、達成

さるべき目的が何であるか、影響を與へらるべき對象としての社會現象が何であるかにより決定せられる。社會政策は「社會政策學會」成立後、獨逸に於て盛に實施されたるに拘はらず、學者はその實施を促進するに急にして、社會政策の概念を設定する學的努力は永く措いて顧みられなかつた。今日に於て獨逸學者が「社會政策の根本概念」(Der Grundbegriff der Sozialpolitik)を題材として、幾多の研究を爲しつゝあることは、夙に爲さるべき努力が遷延されてゐたことを示すものに外ならない。社會政策の概念に指を染めた最初の試みは、千八百九十一年アドルフ・ワグナーによつて爲された。彼は社會政策の對象を、分配過程の領域に於ける缺陷に求め、何故に此の缺陷を對象とするかと云ふ社會政策の目的を、階級の軋轢に對するある程度の調停を實現することに在るとした(註一)。然し階級の軋轢に對する調停の目的から云つて、分配過程の領域に於ける缺陷の矯正は狭きに失する、のみならず軋轢に對する調停は、社會政策の目的と云ふよりは、寧ろ政策の内容であり、此の内容を探りて實現さるべき目的が更にならなければならない、彼は之に就て何物も示してゐない。次でヘルトリングは千八百九十三年、社會政策の目的を全般的福利の増進に在りとし、對象を各社會區分の指導進歩及び調和に求めた(註二)。然し全般的福利増進とは、個人又は階級の特種利益を目的としないと云ふ消極的の一面を云ふに止まり、且つ凡そ一切の政

策の目的にはならうが社會政策の特殊的目的に就ては教へる所がない。千八百九十七年ゾムバルトは、「社會政策の理想」と題する論文に於て、特色ある概念を與へんとした。彼は經濟政策を分ちて個人政策(Personalpolitik)と社會政策とし、後者は更に分れて農業政策、工業政策、商業政策となる。而して個人政策とは個人又は集團の福利のみ關係する政策であり、之と對立するものが社會政策である、社會政策の目的は經濟政策の目的と同一であり、倫理的目的とは關係なく、經濟それ自身の中に求めらるべきものであつて、生産力の最高發展がそれであると云つた(註三)。彼が社會政策を經濟政策の一部に包含せしめ、その目的を生産力の發展に置いた所に、マルキシズムの影響が窺はれる。若し彼れの如く社會政策を以て農工商等の政策を包含する政策とするならば、その独自の對象は消失する、又個人政策と對立して社會政策の概念を定めるならば、ヘルトリングの目的の如くに、凡そ一切の政策に伴ふ指導的政策に位することとなり、必ずしも經濟政策のみ伴ふものとは云へないだらう。翌年ポルトキーウィッツは、社會政策の對象を、社會的對抗軋に置き、目的に就ては語る所がなかつた(註四)。爾來最近に至るまで、社會政策の對象を階級の對立抗爭に求めることは、ワッセルラップ、ファン・デル・ボルグト、ゲーリッヒ、ハイデ、ギュンテル、ウィーゼ、アモン等を始め、殆ど學者間の通説となつた(註五)。

(註一) Adolf Wagner: Über soziale, Finanz- und Steuerpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, 1891, S. 4.

(註二) Freiherr von Hertling: Naturrecht und Sozialpolitik, 1893, SS. 4—5.

(註三) Werner Sombart: Ideale der Sozialpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, 1897.

(註四) L. von Borkiewicz: Der Begriff "Sozialpolitik," Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 1899.

(註五) 之等諸氏の概念は卷尾に掲げた夫々の著書に在る、之等の概念を總括的に示すものとして A. Amonn: Der Begriff der Sozialpolitik, Schmoller's Jahrbuch, 1924, 1—2. Heft. u. Karl Pribram: Die Wandlungen des Begriffes der Sozialpolitik (Festgabe für Brentano, 1925, Bd. II)及び邦文としては林癸未夫氏の「社會政策新原理」は適當の文献である。

社會政策の對象とする社會現象が、たとへ全體社會内に於て對立しつゝある部分社會たる階級に在りとしても、階級を對象とするのは各種の目的からして可能である、例へば國家の統一の爲、或は生産力増進を圖るが爲なることも有りうる、社會政策はいかなる目的を以て階級を對象とするか。多くの社會政策學者は、此の目的を明示してゐない、思ふに社會政策が實施されたる當時の學者は、社會政策を以て經濟政策の一部となし、社會政策の目的は生産力の發展、而も獨逸國民の生産力の發展といふ新重商主義的の目的に置いたものであらう、ゾムバルトの論文は多數が暗黙に前提したることを明白に表現したのに外ならない。殊に戦後獨逸經濟の疲弊に際して、社會政策を經濟政策に従屬せしめ、單に生産政策としてのみ社會政策の實施を許容する見解は、

所謂「新マンチェスター主義」(Neumanchestertum)の名の下に、勢力を得つゝある。だが然し社會政策を經濟政策の一部とし、後者の目的に前者を從屬せしめることは、對立する階級のあるものを抑壓しあるものを保護する限界を劃することにはなるが、抑壓と保護とが何故に行はるべきかの説明は、生産力の發展と云ふことでは盡されない。等しく經濟政策に屬しながら農工商業政策とは趣を異にするからである。その結果として經濟政策の中に於て、社會政策は更に別個の目的を所有すると云ふ二元性の不統一を犯さねばならない。こゝに於て社會政策を經濟政策より分離せしめ、独自の目的を所有すると云ふ學者が、戰前に於ても戰後に於ても亦尠くない。例へばツウィーディネック・ジューデンホルストは、社會政策の目的を社會目的(Gesellschaftszweck)の永續的達成を確保すること、即ち社會の統一を維持することに求め(註一)、アモンは社會の内部的物質的關係の維持及び發達に求めた(註二)。社會政策に独自の目的を與へたことは、概念設定の歴史に於ての進歩ではあるが、統一と云ひ維持又は發達と云ふ概念は、ある目的の實現する過程を示すに止まり、窮局目的の自體とはなりえない。之に反してハイデが價值(特に多くは正義)の觀念を目的に求め(註三)、ウィーゼが正義の原理に置いたのは(註四)、窮局の目的に觸れんとして、却て餘りに空漠に失し、對象としての社會階級の對立と此の目的との直接的連絡が示されてゐない。

(註一) Otto von Zwiédineck-Südenhorst: Sozialpolitik, 1911, S. 38.

(註二) 前掲論文一八六頁。

(註三) Ludwig Heyde: Abriss der Sozialpolitik, 4te Aufl. 1923, SS. 1—6.

(註四) Leopold von Wiese: Einführung in die Sozialpolitik, 2te Aufl. 1921, SS. 18—19.

私は社會政策の目的は、社會に屬するあらゆる成員が人格の成長を爲しうる社會組織を構成することであるとする、而して社會の組織の理想がこゝに在るに拘はらず、現實の社會組織は此の理想と矛盾する、此の矛盾より發生する問題が社會問題であり、現資本主義に於て主要なる社會問題は、労働者階級と資本家階級との關係に於て發生する。かゝる社會問題が社會政策の對象である、而して社會問題が何であるかに就ては、次章に於て詳述することとする。以上の如く社會政策の概念を定めるならば、それと經濟政策とは明かに區別されねばならぬ、即ち第一に兩者は窮局目的に於て異なる。經濟政策の目的は、經濟それ自身の中に在つて、最大の生産力に求められる。社會政策の目的は全成員の人格の成長を確保する社會組織を構成するに在る。固より人格の成長は、各個人のみが爲しうべき任務にして、こゝに靈魂の神聖なる所以がある。唯その成長を有利ならしめる條件を設定することは可能である、凡そ一切の外物はかゝる條件たるに過ぎない點に於ては同一であるが、社會政策の目的が社會組織の完成に在るに反して、經濟政策の目的は

生産力の發展に在り、前者が道徳的生活に對する關係は直接であるが、後者は前者を仲介として間接的である。第二に兩者は認識目的に於て異なる。經濟政策に於ては、財貨の生産を主眼としてその交換、分配、消費の關係に於て社會現象を認識する、然るに社會政策に於ては社會組織の存廢との關係に於て認識する。多くの社會現象は經濟的理由よりして社會組織の存廢にまで關係せしめられることが多からう、又社會政策の實施は經濟政策に補助されることも多い、然し兩者の對象は本質に於て異なる。資本主義の社會組織は本來必然に社會政策の認識の對象であるが、それは生産力の觀點よりしてのみ、唯經濟政策の認識の對象となる。階級闘争、獨占、株式會社、私有財産、労働組合、消費組合等の一群の社會現象は、生産力との關係に於て經濟政策の視野に入りうるのみであるが、社會組織の變革過程に於ていかなる地位を占め意義を有するかと云ふ觀點に於て、夫等はより多く社會政策の本來の領域である。

前に政策とは一定の目的を達成する爲に、社會現象にある種の影響を與へんとする方策施設であると云つた。今や社會政策の目的と對象とが明かにされたことにより、諸多の政策に於ける社會政策の特異性は明かにされた。社會政策を對象とする學が、社會政策學である。従つて社會政策學の對象は、社會問題と云ひ社會組織と云ひ或は社會自體であると云ふも差支へない。而して

社會政策は一定の目的を前提とする方策であるから、此の目的の概念と又目的と方策との聯關に於て、等しく社會政策を實施するもの、間に、各種の思想的立場がありうる。カール・ブッブラムは獨逸に於ける社會政策を、人生觀即ち目的の種別により、保守的、自由的、羅馬舊教的とマルクスの四種の社會政策に分類したが(註一)、今日の社會政策學に於ける主要なる對立は、理想主義と自然主義、個人主義と國家主義、社會主義と社會改良主義とである。本書第四章第四節と第五章とは、之等の對立せる立場に就ての私の批判を明かにするであらう。獨逸社會政策の主流が所謂保守的社會政策であり、吾が國に紹介された社會政策も亦之であつたが爲に、社會政策とは當然にワグナー、シュモラー等の社會改良主義であるかの如くに思はれた。然しいかなる思想的立場が、施設としての社會政策に於て、又學としての社會政策學に於て採らるべきかは、それ自身學の研究對象たるべきものであり、始めよりして社會政策を一定の思想と必然的に結合せしむべきではない。社會改良主義と社會政策とを結合せしめたるは、獨逸の國情殊に社會政策成立當時に於ける獨逸國情の偶然が然らしめたるのみ。社會改良主義の刻印より脱却して、すべてを根本より再吟味することこそ、學としての社會政策學の最先の任務でなければならぬ(註二)。

(註一) 前掲論文二三二—二三八頁。

(註二) 私の如く社會政策學を廣義に解する用例は少いが、必ずしも絶無ではなからず、例へば W. Windelband: Platon, 6te Aufl. 1920. の第六章の表題として Der Sozialpolitiker と云ふ場合、又 Max Weber: Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, 1904. に於て「社會政策的認識」と云ふ場合に、何れも社會改良主義の立場のみを豫定したとは考へられない。

(一)

社會政策學が独自の學問として成立するに至つた徑路は、先づいかにして經濟政策學が理論經濟學より分化したか、次で經濟政策學より社會政策學が分化したかの徑路に外ならない。先づ經濟政策學はいかにして理論經濟學より分化したか。重商主義に於ては政策が主にして理論が従たるの地位に在つた。然し此の場合に於ては理論と政策とが雜然として混淆されてゐたので、理論經濟學も經濟政策學も何れもが成立するに至らなかつた。經濟政策學が成立する爲には、先づ理論經濟學が成立することを必然の前提とせざるをえない。正統派經濟學に於て、理論經濟學は始めて成立するに至つた。それと共に自由放任主義を採る經濟政策學が成立したかの如くであるが、正統派經濟學に於ける經濟政策學は、一個特異なる關係に在つたことを看過してはならない。何故なれば、先づ彼等を支配した哲學は、ベンサム快樂主義であり、人は必然に自己の快樂苦

痛によりてのみ動く云ふ、従つて理論經濟學の法則は、自然科学の法則の如く必然的な普遍妥當的な性質を有し、人の意志により如何ともするべからざる法則である。たとへばベンサムの功利主義の社會哲學により、最大多數の最大幸福を目的として、之より自由放任主義と云ふ經濟政策上の原理を導出したとしても、功利主義自體が快樂主義の自然必然論と矛盾するが故に、正統派經濟學に於て經濟政策學が存在したことは、唯論理の矛盾に於てのみ然るが故に、充分の發達を爲すべき可能性がなかつたのは當然である。又正統派經濟學に於ける自由放任主義とは、過去に存在したる專制獨占の桎梏を打破すると云ふ破壞的消極的の任務を有するに止まり、積極的の理想を實現する原理でなかつたとも觀察される。かくの如くにして彼等に自由放任主義なる政策原理が存在したに拘はらず、經濟政策學なるものが成立してゐたと目するをえない。現に大體に於て正統派經濟學の流派に屬する英米に於て、政策學なる題目の著述に接すること稀なるに徴しても明かである。次にマルクス、エンゲルスの科學的社會主義は、結果に於て社會問題の存在を重要視せしめた功績あるに拘はらず、その哲學に於て正統派經濟學者と同じく自然主義に屬するが爲に、社會現象を自然必然の法則に支配されるものと觀察する、従つて政策學の成立は彼等に期することが出来なかつた。

獨逸に於ては十九世紀の初期、ヤコブ、ラウ、ゾーデン等の經濟學者は經濟政策を研究の對象とし、ラウは經濟學を分ちて二とし、一は理論經濟學にして他は實際經濟學なりとし、前者は國民經濟學 (Volkswirtschaftslehre) であり、後者は國民經濟政策學 (Volkswirtschaftspolitik) であると云つた^(註)。だが眞に經濟政策學が成立するが爲には、一方に於て現存社會秩序は永久不變にして、經濟學の法則は普遍必然の自然法則であると云ふ正統派經濟學の信條を打破して、社會が不斷の進化の過程に在るものであり、經濟學の法則は與へられたる社會秩序の限りに於てのみ妥當すると云ふことを示す企がなければならぬ。同時に他方に於て社會現象は自然必然の法則に支配されるものに非ずして、人の意志により進行を左右し、社會進化の過程に影響を與へうるものなることを唱へる必要がある。而して前者の任務を果したのが、獨逸浪漫學派及びその流を酌める舊歴史學派リスト、ロッシャー、タニース、ヒルデブランド等の經濟學者であり、後者の使命を果したのが、獨逸理想主義者及びその影響を受けた經濟學者であり、かくて千八百七十年代に於て、シュモラー、ワグナー、ブレンターノ等の社會政策學派 (Sozialpolitische Schule) が擡頭するに及び、國家の倫理的使命を力説し、經濟生活に對して、國家はその使命により一定の變更を加ふる政策を行ふべきことを唱へた。こゝに於て始めて理論經濟學に對立する經濟政策を對象

とする經濟政策學が成立するに至つた。

(註) E. von Philippovich: Grundriss der Politischen Ökonomie Bl. II. 1917, S. 12. 參照。ヤコブとラウとの書は L. H. Jacob: Grundsätze der Nationalökonomie, 1805. K. H. Rau: Grundsätze der Volkswirtschaftslehre und Volkswirtschaftspolitik, 1820. である。

だが之だけでは經濟政策學が成立したに止まり、社會政策學が成立したことはない。然らば社會政策學はいかに經濟政策學より分化せんとしつゝあるか。正統派經濟學に於ては社會問題は獨自の研究の對象となるに至らなかつた。なるほど彼等は労働者階級の所得に就て、經濟學よりの説明を與へた、然し労働者階級の運命に對しては、或は人口論により或は賃銀基金説により、止むをえざる結果として放任するか、又は労働者各自の個人的努力に俟つべきものとして、國家社會の問題とするに至らなかつた。要するに經濟學のみ獨り在つて、社會問題に觸れなかつた、之れ經濟學がカーライルにより陰鬱なる科學 (Dismal science) と稱された所以である。空想的社會主義と科學的社會主義とは、始めて社會問題の存在を明かにはしたが、前者は之を對象として學を構成するに至らず、後者は社會政策學に對して幾多の寄與すべき内容を含著し、結果に於て社會問題の重要性を明かにする功績あつたに拘はらず、正統派經濟學の批判を爲すに急にして、徒に經濟學の名稱に囚はれ、經濟學中に於て特異の經濟學を構成するに止まつた。のみならず

す唯物史觀を採る結果は、經濟關係の重要性を力説するに重點を置き、社會問題の獨自性を示すに適しなかつた。然るに獨逸國家は十八世紀以來下層階級を保護する祖母政策 (Grandmotherly policy) 父權政策 (Paternalism) を傳統としてゐた。十九世紀に入るや英國の自由放任主義の侵入により暫らく此の政策は停止されてゐたが、社會政策學派の擡頭するや、國家は國民殊に下層階級の幸福を増進すべき偉大なる道義的制度であると云ひ、社會問題は學の對象となるべき獨自の存在を獲得するに至つた。然し尙商工農交通等に對する經濟政策と併立して、經濟政策學の中に、社會政策學なる一部門を構成するに過ぎなかつた。だが社會政策と經濟政策とは、その目的を異にする、兩者は早晚分離すべき運命に在ると云はねばならない。然るに此の分離が永く實現するに至らなかつたのは、十九世紀後半に於ける社會政策學派擡頭當時の事情が然らしめたるに依る。思ふに經濟政策の窮局の理想は、各國民の富の増進と云ふ點に在つた。此の理想は重商主義より始まつて、社會政策學派に至るまで一貫せる傳統である。アダム・スミスが「諸國民の富」とその著に冠したるが如く、正統派經濟學者が經濟政策を行ふ限りに於ては、暗々裡に目標としたるは英國國民の富の増進であり、此の點に於て重商主義と其の方法を異にするのみにして、その理想に於て異なる所がない。自由貿易が偶然にも英國國民の富の増進を圖る恰好の方法に過ぎなかつ

たのである。獨逸が帝國統一後國家意識の熾烈たりし時に於て、經濟政策の歸趨をこゝに求めたことは言を俟たない。國民の富とは國民總體の富の總量を意味し、下層勞働者階級の富も亦勿論國民の富の一部を構成する。然し下層階級の富の増進と國民の富の總量とは、必ずしも平行しない、此の場合に於て何れを取捨するかと云ふならば、先づ國民の富の總量を採るであらう。然るに社會政策の窮局の理想は、社會の全成員の人格の發展を圖るに在り、一人の發展が他人の發展を犠牲とすることを許さざるに在る。而して現下に於ける當面の目的は勞働者階級向上に在るならば、經濟政策と社會政策とは、その目的に於て當然に牴觸を生ぜざるをえない。然るに當時此の牴觸を暫らく免れえたる理由があつた。千八百七十五年ゴータの會合に於て、社會民主黨が成立し、獨逸産業の基礎に脅威を與へんとした。若し社會政策を實施することにより、勞働者をして社會民主黨への接近を防止することをえば、之により産業の平和を保持しうる。次に社會政策の實施は勞働者の健康を保全し、産業上の能率を高めうる。更に若し今少しく觀點を擴大するならば、勞働者の國家に對する感謝は、獨逸國民の統一力を強め、勞働者の健康の保持は國民壯丁の劣弱化を防いで、國軍の勢力を加へるであらう。かくて社會政策の實施は社會政策獨自の目的から離れても、國民の富を増進せしめる經濟政策の目的と合致しえた。獨逸社會政策は獨逸國家

の經濟政策の一部であり、労働者階級の保護は、それ自體の爲に行はれたるに在らずして、獨逸國家の經濟的繁榮の爲にする反射的賜物に外ならなかつた。此の意味に於て社會政策と經濟政策とは、その目的の牴觸を生ずべきに拘はらず、暫らく兩者は合致しえたのである。

だが此のことは社會政策と經濟政策とが、本來合致しうべきものなることを示すことではない。唯經濟政策に合致しうるが如くに、社會政策に限界を附與したることによつてのみ可能であつた。此の限りに於て社會政策は歪められて、經濟政策に従屬せしめられたのである。此の不自然なる結合は兩者の學問的發達を阻止したことは否定しえない。即ち社會政策は國民の富の増進と矛盾せざることを始めよりして豫定された。之れ永く社會政策學が私有財産制度に指を染めざる社會改良主義を脱する能はざりし所以である。社會問題に關する學は當初よりして、資本主義の原則に矛盾せざるべく限界を宣告されてゐた。然し社會問題の解決が資本主義と相容れうるや否やが、學自體が決定すべき課題であつて、學がその前提として社會改良主義を採ることは、奇怪なる態度と云はねばならない。他方に於て經濟政策學の中に社會政策學を包含する以上は、他の經濟政策學の分科と異り、經濟政策學に倫理的的目的を受容せねばならない。シュモラー等が歴史倫理學派 (Historisch-Ethische Schule) の經濟政策學者と呼ばれたるは、經濟政策學の中に社會政

策學を包含する爲には止むをえなかつた。然し社會政策學に於てこそ倫理的的目的は必要であれ、經濟政策學に於ては間接には兎も角、尠くとも直接には倫理的的目的を必要とするものではない。然るに社會政策を經濟政策の一部として包含した結果は、經濟政策學に一應不必要なる倫理的的目的を挿入した、之れ經濟政策學の純粹性を傷くるものであり、後に述べる「價值判斷論争」を惹起した一原因である。兩者の不自然なる合致は、かゝる弊害を兩者の學問に與へたるに拘はらず、兩者の分化は實現するに至らなかつた。然るに歐洲大戰後獨逸國民の經濟上の創痕と、聯合國に對する賠償責任とは、社會政策の實施を困難ならしめ、社會政策と經濟政策との關係は始めて學者の注意を喚起し、從來社會政策が經濟政策に従屬した地位が意識されるに至つた。同時に十九世紀後半に於てこそ、社會政策は労働者の歡心を迎へて、産業平和の條件となることをえたが、戦後に於ける社會主義の隆盛は、社會政策を以て満足を與へるに至らしめないで、社會政策が經濟政策の用具となる時代は經過し、兩者の間隙は擴大するに至つた。本來分化すべかりし社會政策と經濟政策とは、永く偶然の事情が不自然なる結合を爲さしめたが、今や漸く社會政策學は獨自の存在を意識して、經濟政策學より分化したる別個の學を構成すべき岐路に立たされた。戦後獨逸學界に於て切に唱へられる「社會政策の危機」(Krise der Sozialpolitik)なる言は、一面に於

て經濟政策への從屬が生んだ結果を示すものであると共に、他面に於てその独自の路を歩むべく意識せしめられた徑路を語るものと云ふことが出来る(註一)。

今や社會政策學は漸く、その本來の目的に返つて、經濟政策學より分化せんとしつつある。英國に於ては社會政策の學は成立するに至らないが、社會政策自體は獨逸に於けるが如く、經濟政策の婢女の地位より脱却してゐた、之れ社會政策が獨逸の如く國家主義と結合せずして、個人主義の發達が、社會政策の必要を喚起したといふ徑路と、次に社會政策の主唱者が經濟學者でなかつたといふ點に在る(註二)。若し經濟政策の目的を更改して、國民の富の増進に置かすして、社會政策の目的に合致せしめるならば、兩者の分化は阻止しうるかも知れない、然し之れ經濟政策をして逆に社會政策に從屬せしめるものであり、再び兩者を混淆せしめるに終るだらう。經濟政策はその独自の目的を持ち、社會政策とは別個の路を歩むべきである。今日の急務は兩者を結合するに在らずして、兩者の分化を促進するに在り、之が兩者の學の發達の爲に必要である。社會政策學は經濟學と密接なる關係を有するが、本來は經濟學者の扱ふべき必然の對象ではない。正統派經濟學が社會問題を無視し、科學的社會主義が社會問題を提起したと云ふ事情が、前者の無視を非難し後者の示唆を受容するが爲に、社會問題の學者が經濟學者たることを必要ならしめたの

であるが、社會政策學はその本來の性質に於て、經濟學と同一ではない。社會政策學の發達の爲には、先づ經濟政策學との關係を脱却することが、必要なる前提たらねばならない。

(註一)「社會政策の危機」を論じた論文としては、次の如きものがある。

Goetz Briefs: Zur Krisis in der Sozialpolitik, Kölner sozialpolitische Vierteljahresschrift. 1923, 1 Heft.

Heinz Marr: Zur Krise in der Sozialpolitik. Rückblick und Ausblick. Soziale Praxis, 1923, Nr. 24—25, 28—33.

Charlotte Leubuscher: Die Krise der Sozialpolitik, Soziale Praxis. 1923, Nr. 15—17.

Otto von Zwielineck-Südenhorst: Zum Schicksal der Sozialpolitik in Deutschland, Schmoller's Jahrbuch, 1924.

Adolf Günther: Sozialpolitische Gespräche, Soziale Praxis, 1924, Nr. 30—38.

Frieda Wunderlich: Sozialpolitik in der Krise, Soziale Praxis, 1931, Nr. 6.

F. A. Westphalen: Die theoretische Grundlagen der Sozialpolitik, 1931, SS. 51—64.

L. von Wiese: Artikel "Sozialpolitik" im Handwörterbuch der Statswissenschaft, 4te Aufl. Bd. VII SS. 620—622.

前掲カール・プリブラムの論文二四九—二五三頁。

(註二)英國の社會政策に就ては第五章第六節に於て觸れるであらう。

(三)

然らば社會政策學は學の體系に於て、いかなる地位を占めるものであるか。之に詳細に答へる

ことは裕に一巻の書を爲すであらう、こゝには唯社會政策學の特異性を示すに必要な限度に於て之に簡單に答へることとする。學は分ちて哲學と科學となる、哲學とは一方に於て知識成立の根據を究め、その限界を明かにすると共に、科學、道德、藝術、宗教等に表現されたる眞、善、美、聖等の理想を究明する學問を云ひ、いかに哲學が分類されるかは後に觸れるであらう。科學は事物の因果關係を究明する學問である。科學を分類する方法は、從來二つあつた、一はヴントの如く對象の區別によらんとするもので、先づ形式的と實質的とに科學を分類し、純粹數學を前者に入れ後者は更に自然科學と精神科學となり、法理學、經濟學、歴史學、社會學、心理學の如きは精神科學に屬する。然し嚴格に云へば、自然も精神も認識主體に對立する限りに於ては共に自然であつて、更に自然と精神との對立はない。若し自然と精神との對立に意味があるとすれば對象の相違ではなくて、研究の方法の相違に在る。ヴント自身も亦自然科學と精神科學とを細分類するに當つては、研究の方法に依つてゐる。こゝに於て科學を分類するに對象の差別によらずして、方法の差別に依らんとするヴィンデルバント、リツカートの學説が成立し、科學を分類して自然科學(Naturwissenschaft)と文化科學(Kulturwissenschaft)とした。

科學はその種類を問はず、決して對象に對する認識をその儘に受容するものではない。若し單

に受容するに止まるならば多種雜多な認識は徒に混沌として秩序を爲さぬであらう。故に之等の認識の素材に對する選擇が行はねばならない、その選擇の原理に兩種類がある。一は對象の個別性を無視して多くの對象に共通する普遍性に着眼するのであり、之により時空に制約されざる普遍的な法則を定立せんとするのであり、他は對象の個別性を重要視して、之を如實に記述する目的を以て選擇するのである。前者の方法による科學が自然科學であり、後者によるものが文化科學である。文化科學に於てもいかなる對象の個別性をも重要視するのではない、個別性を重要視すべき對象に對して、取捨が行はねばならない、その取捨の根據となるものは、價值であり理想である。自然科學に於ての對象は、價值の差別を持たずして一律平等であるが、文化科學に於ては價值、理想は對象の取捨を決定する、而も價值理想は各人に主觀的なるものに非ずして、人間が本來具有する先天的(Das Apriori)なるものにして、それ故に普遍妥當性を有する。科學は方法により以上の兩種に分類されるので、中間區域に屬する科學なるものはありえない、何となれば此の兩方法は相對立する方法であり、何れをも混淆して使用するを容認しないからである。リツカートは生物學、經濟學を文化科學にも自然科學にも屬せざる中間科學としたが、此の説明は正當ではない(註)。

(註) 此の科學の分類に關しては W. Windelband: Geschichte und Naturwissenschaft, 1894 (Präludien. II. に收む) H. Rickert: Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung, 4te Aufl. 1921. 及び Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft, 5te Aufl. 1927. を參考すべく、一般に科學の分類に關しては August Messer: Einführung in die Erkenntnistheorie, 3te Aufl. 1927. と田邊元氏「科學概論」第五章、經濟學の地位に關しては左右田喜一郎氏「經濟哲學の諸問題」一〇七—一四頁參照。

文化科學は更にいかに分類さるべきかと云ふに、それに網羅的に答へることは私の現在に於て不可能であるが、社會政策學と近接する科學の限りに於て、文化科學に屬すべきものを舉げれば經濟、法律、政治、社會等の對象に應じて、夫々經濟學、法律學、政治學、社會學が成立する。此の場合に科學の分類を對象によるは、ヴントに返るが如くであるが、此の場合の對象はヴントの所謂對象ではなくして、認識目的による對象である。従つてヴントの所謂對象の意味に於て同一對象でも、その認識目的により異なる科學が成立しうる。こゝに云ふ對象は認識主觀に對立する對象の意味ではなくて、認識目的が定立した對象の意味であるから、此の意味の對象による科學の分類は妨げない。社會學は從來の形態に於けるものは、心理學と共に一般的法則の發見を目的とするものとして、リツカートは文化科學に屬せしめずして自然科學に屬せしめる。私がこゝに社會學と云つたのは、從來の社會學と異なるものを意味し、社會問題を對象とする科學を指示する。以上

の經濟學、法律學、政治學、社會學は、更に方法の差別に應じて、法則學、歴史學、政策學の三種に分類される。法則學とはある意味に於て自然科學と同じく、對象の認識を普遍性に着目して選擇し、普遍的なる法則を定立することを目的とする。勿論自然科學に對立する文化科學に屬する科學であるから、價值により選擇された對象の範圍内に於ての普遍的法則であり、その法則の妥當する範圍は限られてゐる、之れ之等の法則が歴史法則、經驗法則、又は歸納法則と稱される所以である。歴史學とは之に反して一回限り生起する對象に對して、對象相互の因果關係を究明する。法則學がたとへ限定された範圍内ではあるが、幾多の對象に妥當する普遍的の因果關係を求めるに反し、歴史學は唯その對象のみ特有なる因果關係を求めるに在る。政策學とは一定の目的を設定し目的に對する手段を案出し、その手段を原因とする結果を探究し、之等の結果を比較考察して、手段の取捨を決定することを目的とする。法律學、政治學に於ける法則學は夫々法律原論、政治原論であり、歴史學は法制史、政治史であり、政策學は法律政策、政治政策である。若し科學を自體を對象とする歴史學を求めれば、法律學史、政治學史が成立する。經濟學に於ける法則學は經濟原論 (Principle of Political Economy, Wirtschaftslehre) 或は理論經濟學 (Theoretische Nationalökonomie) であり、歴史學は經濟史であり、政策學は經濟政策學 (Wirtschaftspolitik)

である、而して經濟政策は更に對象により、商業政策、工業政策、農業政策、交通政策、植民政策等の諸學に分類される。社會を對象とする科學は、その成立の日尙淺くその發達が幼稚なるが爲に、法則學、歴史學、政策學に該當する科學を指示しえない。然し法則學に該當するものとして、現在存在する社會學とは異なる科學が成立さるべきである。それはある點は現今の社會學の扱ふ内容を持ち、ある點に於てマルクス學者の唱へる社會科學の對象と類似し、社會の構成社會制度の進化等に關する研究を包含し、やがて將來に構成さるべき科學ではないかと思ふ。歴史學は經濟史と區別された社會史が之に當り、而して社會を對象とする政策學が、即ち社會政策學である。だが社會に關する法則學、歴史學の發達の幼稚なるが爲に、社會政策學は法則學と歴史學との一部を包含する。之れ何れの學問に於ても、その成立の初期に於ては、必ずしも嚴密なる科學的性質を固守しえないからである。

(註) 文化科學の分類に關しては、田邊元氏「科學概論」二〇五—二二一頁、左右田喜一郎氏「經濟哲學の諸問題」一七四—一七五頁、高田保馬氏「社會學概論」第一篇第一章及び第二章參照。

政策學が法則學、歴史學に對して有する特異性に就ては、更に詳述する必要がある。政策學も亦因果關係の究明を目的とすることに於て、法則學、歴史學と異らない。然し一回限り生起する

事件相互の因果關係を目的とするに非ずして、たとへ法則學に於けるが如く妥當する範圍は限定されてゐるにしても、尙普遍的に妥當する因果關係を目的とすることに於て法則學に類似する、従つて政策學の特異性は法則學と對立することに於て把握されねばならない。若し法則學に對して政策學に獨自の存在がないならば、政策學は成立せずして、唯法則學の各論が成立するに止まる、即ち商業政策學、工業政策學等は消滅して、唯經濟原論に對する商業經濟、工業經濟等の經濟各論を生ずるに過ぎない。然らば政策學の特異性は何か。私は之を次の二點に數へたいと思ふ。第一に等しく普遍的の因果關係を目的とするが、法則學に於ける原因と結果となる概念は、既に現象界に於て實在を獲得せる對象を普遍化した概念である。然るに政策學に於ける原因と結果となる概念は、未だ現象界に於て實在を獲得せざる對象であつて、やがて實在を附與されるやも圖られざるものである。例へば法則學に於て需要の増加は價格を騰貴せしむと云ふ場合に於て、需要の増加も價格の騰貴も何れも既に實在を附與されたる對象の概念である。之に反して政策學に於ては既存の對象Aに對立して、先づ目的Bを設定し、AよりしてBに到達すべき手段として、CDE等を案出し、CDEの夫々を原因として、起りうべき結果C'D'E'等を聯關せしめる。例へばAを資本主義社會とし、Bを社會の全成員が人格の成長を爲しうべき社會なりとすれば、Aよ

りしてBに到達すべき手段として、社會主義社會の成立C、或は社會改良主義の社會の成立Dを案出し、次に若し社會主義社會或は社會改良主義社會の成立を原因とせば、起るべき結果としてC'D'等をうる。更にDを目的として設定し、それへの手段として工場法の實施をF、勞働保險の實施をGとし、之を原因として結果F'G'をうる。之等の場合に於て、事件の經過の時間的順序から云へば、AFDBの順序に於て接續し、時間に於て先行するものが原因であり、後來するものが結果たらざるべからざるに拘はらず、時間的に後に到達すべきものを先に設定する點に於て、逆行的の性質を有する、之が政策學が因果關係を目的としながら、法則學と異なる第一の點である。第二に政策學は既に述べたるが如く、先づ目的を設定し、次にそれへの手段を原因としての結果を求め、之等の結果を比較考察して、何れの手段を取捨すべきかを決定する。始めに設定される目的は吾々の先天的に具有する理想である、而して手段の何れを取捨すべきを決するものも亦、此の理想を標準とすることによりてのみ可能である。文化科學の法則學、歴史學は勿論、自然科學と云へども、科學の素材としての認識の成立するが爲には、吾々に先天的に具有する悟性の範疇を條件とするものであり、更に文化科學は價值、理想により、對象の重要性を取捨してゐることとは、曩に述べた如くである。此の點に於て一切の科學は、對象により構成されるものに非ずし

て、自我により自我を俟つて構成される。政策學も亦文化科學の一分科として、上述の意味に於て、自我の先天的原理に負ふものではあるが、更に政策學は手段を案出すべき前提として、又手段の取捨を決定すべき前提として、目的の設定を必要とする、此の目的は文化科學を成立せしめる理想と同一にして、等しく自我の先天的原理に依る。かくて政策學は法則學、歴史學と異り、單に科學成立の前提に於て理想を條件とするのみならず、科學としての内部に於て、缺くべからざる要件として理想の存在を持つ。而して自我の先天的原理を究明することが哲學の任務であるから、政策學は哲學と最も密接なる關係を有する、之が政策學の特異性の第二である。

凡そ科學と哲學との關係は、二つの方面より觀察することが出来る、一は科學よりみたる場合であり、他は哲學よりみたる場合である。前者の場合に於て三つの立場が考へられる、その第一は科學と哲學とは各々その領域を異にすと云ふ見地から、兩者の併立を肯定することである。その第二は科學の存在のみを肯定して哲學の存在を否定することである、實證主義(Positivism)が之である。その第三は科學の上に立ち哲學を構成することである、ヘッケル、オストワルトの如き自然科學者の立場が之であり、マルクス、エンゲルスの如きも之に類似し、大多數の自然科學者は、自ら哲學と稱すると否とを問はず、ある種の自然科學を基礎とする哲學を持つ。だが實

證主義はそれ自身に於て既に一個の矛盾である、何故なれば吾々の爲しうることは、現象の因果関係を究めることのみだと云ふことの證明は、既に現象の因果関係により究められざる領域であり、實證主義を唱へる時に於て、既に科學の領域を超えた哲學の存在を自ら肯定せざるをえないからである(註二)。科學の上に哲學を構成する企圖は、科學と哲學との性質を混同するものである、科學は因果関係を目的とし、哲學は一方に於ていかにして科學が成立するかと云ふ根據を明かにすると共に、他方に於て價值、理想を究明することを目的とする、而して科學がいかにして可能なるかと云ふ問題は、科學の成立の前提なるが故に科學の答へうる問題ではない、又理想價值は「あらねばならぬ」ものにして「かくある」ことより導出されるものではない、因果關係より價値理想が構成されない限り、こゝにも科學の容喙しえない領域がある。翻つて哲學より科學との關係をみるに、此の場合にも二つの立場が考へうる、一は哲學のみを認めて科學を否定することであり、他は兩者は各々異なる領域を持つことである。前者の如き立場は中世より近世當初に於てのみ存在したが、今日の哲學に於ては存在しない。今日哲學の爲さんと欲する所は、科學の存在を否定することに非ずして、科學のみを認めて哲學を否定せんとする不當なる科學の侵略を抗議することのみである。科學と哲學とは夫々妥當する領域を異にし、各々がその地位に安住

すべきである。科學と哲學とは常に相反撥しないのみではない、科學が懷疑論により崩壞の危機に瀕した當時に於て、之を磐石の基礎の上に回復せしめたるは、實にカントの批判哲學の功績である。科學は哲學を敵視すべからざるのみならず、寧ろその存在を哲學に負ふことを感謝すべきである。

科學と對立する哲學は、その對象の差異により、更に分れて知識哲學(認識論)、道德哲學、藝術哲學、宗教哲學等となる。だが哲學と科學とが夫々妥當の領域を異にすと云ふことは、必ずしも兩者が無縁の關係に立つと云ふことではない。寧ろ哲學は次の二面に於て科學と接觸する。その第一は科學はいかにして成立するかの根據を明かにする、吾々の認識はいかにして可能なるか、因果關係とは果して何か、科學はいかにして普遍妥當性を持つか、すべて之等の問題は哲學の答へる所であり、科學の上に立つて此の問題に答へんとしたロック、ヒュームの歸結が、却て科學自體の妥當性を崩壊せしめんとする危険に導いたことは人の知る所である。科學はその出發に於て哲學と接觸する。その第二は科學の對象と吾々の價值、理想との關係を明かにするに在る。自然科學の對象に對しても、それと吾々の理想との關係は問題となりうるが、文化科學に於ては、その對象は吾々の理想の實現過程に在るものであり、それと理想とがいかなる關係に在るかは、

對象の意義と歸趨とを吾々に語るであらう。而して此の理想が文化科學の成立に際して、認識の素材を選択する原理ともなつたことは、前に述べたるが如くである。文化科學は理想を前提とすることにより、一面に於て自然科學と對立する獨自の存在をうることとなり、他面に於てその對象に窮局の意義を附與することをうる。文化科學の法則學、歴史學に比して、政策學に於て殊に此の後者の點に於て哲學との接觸は密接である。かくて凡そ科學はその出發點に於てと、その窮局點に於てと二面に於て、哲學と接觸する。文化科學の各分科は此の二面の接觸を持つ夫々獨自の哲學を有する。經濟哲學、法律哲學、政治哲學等がそれである。而して社會に關する科學の持つ哲學が社會哲學である。之等の哲學の分類に就ては學者の間に異論があり、各哲學の順位に就ても問題がある(註二)。私一個の見解としては、經濟哲學、法律哲學、政治哲學は、夫々社會哲學の下位に位すべきものであり、各部門に於ける價値の抵觸に就て、社會哲學よりの決定を受くべきものであり、而して社會哲學は道德哲學と密接なる關連を有すべきであると思ふ。之等哲學の内容は何であるか、各種哲學相互の關係は何であるかに就ては、本書第四章第四節に於て觸れるであらう。

(註二) 實證主義の誤謬に就ては Edward Caird: *Social Philosophy and Religion of August Comte*, 1893. は好文献である。

ある。

(註三) 文化科學と關係する哲學の分類に就ては鈴木宗忠氏「社會哲學の諸問題」が参考すべき文献である。

第二節 政策學成立の可能性

(一)

前節に於て述べた政策學の性質に就ては、必ずしも異論がないではない。即ち理想を挿入する限りに於て、それは科學ではない、故に理想を必要とするならば、政策學は科學たることを辭するか、或は科學たらんとするならば、理想を放逐して法則學の各論を以て満足せねばならないと云ふ。經濟政策學と價値判斷との關係に就て、十九世紀末以來現今に至るまで繼續する所謂「價値判斷論争」(Werturteilsstreit)は、直接には經濟政策學に對して行はれ、社會政策學に對するものではないが、之等の論争當事者は恐らく社會政策學を經濟政策學の一分科と前提するであらうから、此の論争は社會政策學に對しても適用される。又私の立場は此の論争の對立者の何れにも屬しないから、直接私の立場と關係はないが、之を紹介し批判することは、政策學の地位に就て暗示する所多く、間接に前節の説明を補足する任務を果すであらう。

經濟現象の必然性を排して人間の意志の自由を説き、經濟生活に變更を加ふることの可能性と、國家が倫理的目的に従ひ此の變更を加ふる必要を論ずることにより、經濟政策學は社會政策學派の手に於て、理論經濟學より分化して獨立の科學となつた。従つて經濟政策學はその成立の當初に於て、倫理的色彩が濃厚であり、社會政策學派の首領たるシュモラーは自派を歴史倫理學派と呼んだ。だがやがて倫理的價值判斷を挿入することは、果して科學の本質と矛盾することなきや否やが問題とされるに至つた。千八百九十五年既にマックス・ウェーバーは「民族國家と經濟政策」に於て此の問題を提起し、次で九十七年ウエルネル・ゾムバルトは論文「社會政策の理想」に於て、「倫理的宗教的及び政治的理想は、非科學的のものとして經濟學の體系の中から放逐されるべきである」と云ひ、千九百四年マックス・ウェーバーはその論文「社會科學的及び社會政策的認識の客觀性」に於て、此の論争に關する劃期的文獻を提供し、翌年コーンはマックス・ウェーバーに反對して、理論と理想とは密接不可分であると云ひ、理想は主觀的に非ずして客觀的であると云ふ。千九百九年アドルフ・ウェーバーは「科學としての國民經濟學の使命」に於て、マックス・ウェーバーに賛成した。だが此の論争を學界の中心題目たらしめたるは、同年五月ウィーンに開かれたる「社會政策學會」の大會に於てであつて、フィリップ・ポヴィッチの報告に對してゾムバルトは「吾々は倫理が實生活に於て何等の役割を爲さない等とは毛頭考へない、唯倫理は經濟的科學に於ては、毫も役割なき筈だと考へる。……蓋し價值判斷は結局人間の個人的世界觀に基づき、個人的世界觀は常に形而上學的基礎に立ち、經驗的世界の外なる領域に侵入するものである。科學的認識の垂鉛は、かくの如き世界觀の深みへまで到底及びえない」と云ひ、マックス・ウェーバーも亦立つて「かゝる純經驗的なる即ち全く論理的なる思考系列と、主觀的實際的價值判斷とを混淆するや否や、墮罪は始まる。……吾人は科學的に立證しうる理想なるものは之を知らぬ」と云つた(註二)。爾來ウェーバー等の「價值判斷反對者」(Werturteilisegner)又は價值判斷の主觀性を云ふ「主觀派」に同ずるものに、ブレンターノ、ポレー、ヘルクナー、リーフマン等があり、之に對して「客觀派」に屬するものに、前掲コーンの外フィリップ・ポヴィッチ、レキシス、カール・ディール等があるが、その代表者はシュモラーにして、彼は「國家學辭典」の「國民經濟、國民經濟學及びその方法」なる項目で、第一版第二版に於て、何れも理想の客觀性を主張したのであるが、千九百十一年の第三版に於ては、之を書き改めて論争に對應せしめ、その第十九節は「客觀派」を代表する文獻である。次で同辭典第四版に「國民經濟と國民經濟學」を執筆したフォイグトは、自然科學に於ける普遍妥當性は客觀的普遍妥當性であるが、目的科學或は意

ムバルトは「吾々は倫理が實生活に於て何等の役割を爲さない等とは毛頭考へない、唯倫理は經濟的科學に於ては、毫も役割なき筈だと考へる。……蓋し價值判斷は結局人間の個人的世界觀に基づき、個人的世界觀は常に形而上學的基礎に立ち、經驗的世界の外なる領域に侵入するものである。科學的認識の垂鉛は、かくの如き世界觀の深みへまで到底及びえない」と云ひ、マックス・ウェーバーも亦立つて「かゝる純經驗的なる即ち全く論理的なる思考系列と、主觀的實際的價值判斷とを混淆するや否や、墮罪は始まる。……吾人は科學的に立證しうる理想なるものは之を知らぬ」と云つた(註二)。爾來ウェーバー等の「價值判斷反對者」(Werturteilisegner)又は價值判斷の主觀性を云ふ「主觀派」に同ずるものに、ブレンターノ、ポレー、ヘルクナー、リーフマン等があり、之に對して「客觀派」に屬するものに、前掲コーンの外フィリップ・ポヴィッチ、レキシス、カール・ディール等があるが、その代表者はシュモラーにして、彼は「國家學辭典」の「國民經濟、國民經濟學及びその方法」なる項目で、第一版第二版に於て、何れも理想の客觀性を主張したのであるが、千九百十一年の第三版に於ては、之を書き改めて論争に對應せしめ、その第十九節は「客觀派」を代表する文獻である。次で同辭典第四版に「國民經濟と國民經濟學」を執筆したフォイグトは、自然科學に於ける普遍妥當性は客觀的普遍妥當性であるが、目的科學或は意

志科學に於けるは主觀的な普遍妥當性である、然し尙普遍妥當性を持つが故に、科學的内容たるを妨げないこと云々(註1)。

(註1) Max Weber: Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, 1895.

W. Sombart: Ideale der Sozialpolitik, 1897.

Max Weber: Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 1904.

G. Cohn: Über den wissenschaftlichen Charakter der Nationalökonomie, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 1905.

Adolf Weber: Die Aufgabe der Volkswirtschaftslehre als Wissenschaft, 1909.

Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 132. 1909. SS. 563—572. 580 ff.

(註1) G. Schmoller: Artikel "Volkswirtschaft, Volkswirtschaftslehre und Methode" im Handwörterbuch der Staatswissenschaft, 3te Aufl. 1911.

A. Voigt: Artikel "Volkswirtschaft und Volkswirtschaftslehre" im Handwörterbuch der Staatswissenschaft, 4te Aufl. 1928.

以上は「價值判斷論争」の經過の概要であるが、今双方の代表者の言を稍詳しく聽くならば、マックス・ウェーバーは云ふ、「吾々はすべて吾々の科學(經濟學)が、人類の文化制度と文化的事件とを對象とする一切の科學(恐らく政治史を除き)と同様に、歴史的には先づ實際的立場より成立したことを知る。國家の一定の經濟的方策に關する價值判斷を生み出すことが、吾々の科學の

最も直接の而してまづ唯一の目的であつた。そは恰も醫學に於ける臨床學が『技術』なると同一の意味に於て、一つの『技術』であつた。今日知らるゝ如く、此の如き態度は次第に變じたが、而も尙『在るもの』の認識と『在るべきもの』の認識との分離は、原則として行はれなかつた。此の分離に對してはまづ次の見解が反對した。即ち最初には不變的に同様な自然法則が經濟的出來事を支配すと云ふ見解が之に反對し、次に一義的な發達の原理が經濟的出來事を支配すと云ふ見解が之に反對した。かくて『在るべきもの』は、第一の場合に於ては、不變に在るものと一致し、第二の場合に於ては、必然的に成立しつゝあるものと一致すとの見解が行はれた。次で歴史的精神の目覺めと共に、吾々の科學に於て倫理的進化主義と歴史的相對主義との結合が力を得るに到り、而して此の結合は、倫理的規範よりその形式的性質を脱せしめ、(具體的)文化價値の全體を『倫理的のもの』の範圍に關係せしむることに依りて後者を内容的に決定し、かくて國民經濟學を、經驗的基礎に立つ『倫理的科學』の高き位置にまで上げんと試みた。然し乍ら人々は、すべての可能なる文化理想の全體に對し、『倫理的』の刻印を與ふると同時に、倫理の無上命令の特殊の威嚴を失墜せしめ、而も他方、上記の理想の妥當の『客觀性』に對しては何等得る所がなかつた。然し乍らこゝには、之に就いて原則的解明をなすを姑く措くことが出來、且つ之を措かねばなら

ぬ。即ち吾々は唯次の事實に注意する。今日に於ても尙、國民經濟學が特殊『經濟的世界觀』よりして價值判斷を生み且つ生むことが出来るといふ解し難き見解が消え去らずして、特に實際家に於て明白に行はれて居るのである。彼によれば科學は人が選擇を爲すに際して、参考とする資料を與へることが出来る、然し選擇せしめることは科學の任務ではなくて、意欲する人自身であり、良心と個人的世界觀とにより、彼は選擇を執行する。科學は人が何を爲し人が何を欲するかを示すことは出来るが、人が何を爲すべきかを教へることは出来ない。何を爲すべきかの理想を生むことは信仰(Glauben)の領域であり、理想は科學的に證明も出来なければ、科學的に基礎付けることも出来ない。従つてそれは科學以外に排斥されるべきであると(註一)。

之に對してシュモラーは認識と意欲との不可分を論じ「従つて更に云ひうるであらう、あらゆる認識の窮局の目的は、實際的目的である。意欲は叡知に常に先立ち、之を左右し支配する。又認識の進歩とは何れも意志の一行爲たるに外ならない。」「共同社會、國民、時代、全文化世界に通ずる客觀的な價值判斷は可能である。」「凡そ價值判斷は價值感情に基づいてゐるが、かゝる價值感情は文化の進歩と共に、益々客觀的となり文化價值の大調和を現するに至りつゝある、而して諸文化價值は道德的價值を中心として結合されてゐる。」「ウェーバー等は世界觀の差異によつて、價

値判斷の畢竟主觀的なことを主張するが、之に客觀性の可能性を否定するは誤りである。現在相對立し争闘する諸世界觀、諸道德判斷も自ら高度となり進歩するにつれて、終には正なるもの善なるものとして萬人に欲求されるそれに統合する、科學はこゝに客觀性を把握せねばならない。」「經濟學は經濟生活の社會的倫理的秩序を論ずると共に、先づ人間の行爲とその原因(換言せば社會的道德的目的)を論ずべきである、試みに道德的目的理想を排除したる經濟學を相起するがよい、果てしなく經驗の域内を巡回するに留まるをみるだらう。……經濟學は倫理的科學である。但し經濟學と倫理學とを混同するは當らない、唯兩者は不可分のものであり、經濟學は尠くとも技術的經濟學と倫理學との限界區域に在る」(註二)、(註三)。

(註一) Max Weber: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, SS. 148—154.

前掲論文「社會科學的認識と社會政策的認識との客觀性」は此の全集に收められてゐる。

(註二) 前掲「國家學辭典」第三版に於けるシュモラーの論文 四九〇—四九八頁。

(註三) 吾が國の經濟政策學者の中で主觀派に屬するは福田徳三氏(『經濟學全集』第一集 二一四頁)、阿部賢一氏(『社會科學』第一卷第四號「經濟政策定立上の豫件」)であり、客觀派に屬するは那須皓氏(『經濟政策原理』)であり、馬場敬治氏は後述のシヤツクの立場に立つ。

之を要するにフォイグトの言を假るならば、マックス・ウェーバーにより經濟學は第一期の素朴經濟學時代から、批判經濟學又は經濟學懷疑主義時代に入り、やがて第三期の合理的客觀經濟

學に及ばんとする過程を踏んだのであるが、最近に於て一群の學者はマックス・ウェーバーが價値判斷は科學の域外に在ると云ふを正當なりとし、而もウェーバーを通過して後に、經濟政策學の成立可能性を論ずるに至つた。ウィルブラント、ヘランデル、シャック等が之である(註)。彼等によれば價値判斷は主觀的であるが故に、何を決定すべきかを教へることは科學の任務ではないが、等しく價値判斷といふ中に二種を區別するをうる、例へば幼稚産業を保護する目的に對して、手段として保護關稅を設定すべしと云ふが如き場合には、判斷の標準が既に客觀的に與へられたものとして前提され、かゝる價値判斷は所與の物的聯關中に止まるものであり、科學的に可能であると云ひ、シャックは之を「内在的批判」(Immanente Kritik)と云ふ。然し更に遡つて幼稚産業を保護すること自體が價値あるや否やの批判は、内在的批判と性質を異にし、所與の物的聯關の域外に在る、シャックは之を「超越的批判」(Transzendente Kritik)と云ひ、此の場合には超越的目的設定を必要とする、然しかゝる目的はウェーバー等により主觀的なりとして排斥されたものであるから、之を「獨斷」(Dogma)として科學に挿入することは許されないが、「假定」(Annahme)として設定することは許される、此の假定が承認される限度に於て經濟政策學は成立する。シャックは假定として超越的目的の内容を明示しないが、ウィルブラントは之を「缺乏の防

止」(Mangelverhütung)に求め、ヘランデルは「國民所得及び國民財産の増大」(Vergrößerung des Volkseinkommens und Volksvermögens)に求めた、假定的目的は然し空想的(Phantastisch)の目的ではなく、經驗上實現の可能性あることを必要とし、此點に於て恣意自由に設定される目的と區別されると云ふ。然し假定に止まるが故に、單に勸説するに止まつて、人をして實現を義務付けるものではない、かゝる目的を設定することにより、經濟政策は科學として成立の可能性を有すると云ふのである。

(註) R. Wilbrandt: Ökonomie, Ideen zu einer Philosophie und Soziologie der Wirtschaft, 1920.

S. Helander: Die Ausgangspunkt der Wirtschaftswissenschaft, 1923.

H. Schack: Agrarpolitik als Wissenschaft, Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, Dez. 1923.

此の立場を紹介し賛成するものとして馬場敬治氏の論文「經濟政策學の對象、其の成立の可能性及び其の限界」(「産業經營理論」附録)参照。

(二)

以下私は前述せる三個の立場に對し、簡單に批判を加へることとする。先づ第一に「主觀派」に就て述べるならば、理想は因果關係の中から設定しうるものではなく、又理想の設定は因果關

係それ自體でもない、従つて經濟政策學が單に因果關係の聯關を目的とするのみでなく、理想を設定することを要件とすることに於て、科學としての理論經濟學と性質を異にすることを教へたことは、今まで漫然として法則學と政策學とを混淆した蒙を啓いたものとして、その功績を彼等に歸せねばならない。此の限りに於て彼等の所説は正當である。然し唯此の限りに於てである。彼等の所説は一見明瞭なるが如くにして必ずしもさうではない。理想は主觀的性質を有すること、科學とは普遍妥當性を有せざるべからざること、従つて理想を前提とする政策學は科學ではないと云ふ論理的過程は、彼等の所説より推測しうるが、その他の點に就ては彼等の行論自體の中に幾多の疑問を感せしめる。第一に彼等にとつて科學とは單に經驗科學のみを意味するか否か、科學の中に經驗科學と別なる種類を認めるか否か、又科學は學の全體であり、科學以外に學なきか否か、學の中に哲學と科學との分類を認めるならば、あるものは科學ではないが哲學であり而も尙學の一種たりうる譯である。第二に科學の本質は普遍妥當性に在りとするか、或は因果關係の追窮に在りとするか。假りに科學の本質を因果關係の追窮に在りとするも、因果關係は普遍妥當性を有するから、結果は科學の本質を普遍妥當性に求めるものと同一にはなる、然し科學の本質を單に普遍妥當性に求めるならば、因果關係の追窮を爲さずとも普遍妥當性を有しうるならば、そ

の場合には科學たりうる、従つて科學の本質を何れに求めるかによつて、あるものが科學たるや否やの判断に差異を生ぜざるをえないこととなる。第三に理想は主觀的だと云ふ場合に、主觀的とは自我の意識の所産だと云ふことを意味するのか、或は同一の理想を意識する自我の數量が一部少數に止まることを意味するのか。若し前者の意味ならば、科學に於ける法則も自我の意識の所産なるが故に、科學も亦主觀的だと云ふこととなる、蓋し經驗論的認識論を採らざる限り、科學的法則は現象自體の中に存在すると考へられないからである。若し後者の意味ならば始めて理想が科學と對立して主觀的だと云ふことは意味を爲すが、然しその場合でも主觀的即ち妥當性を缺くことは、同一の理想を意識するものが今現に少數だと云ふことを意味するのか、或は今現に少數であるのみならず、永久に普遍的の信念たりえざるものだと云ふことを意味するかは明白ではない。之等數個の疑問が「主觀派」の命題の解釋に就て既に起りうるが、今暫らく彼等の立場を解釋して、科學とは經驗科學のみを意味し、科學の外に學は哲學を含むも哲學は科學ではない、科學の要件は因果關係の追窮に在り、その故に普遍妥當性を持つ、然るに理想は普遍妥當性を持たない、従つて理想の設定は科學とは性質を異にする、それは哲學の任務にはならうが、科學からは排斥されねばならないと云ふ論理的過程に歸着せしめうるならば、「主觀派」と私共との差異

は、理想は果していかなる意味に於ても普遍妥當性を有せざるや否やの一點に係ると云はねばならない。

私によれば自我の先天的原理即ち理性が、認識の世界に於て知識を生せしめ、行爲の世界に於て道德的理想を産む。知識に普遍妥當性ありとするならば、それは知識成立の條件たる自我の先天的原理の賜物であり、若し道德的理想に普遍妥當性を拒否するならば、之れ自我の先天的原理の普遍妥當性を拒否することであり、その歸結は知識の普遍妥當性をも拒否することとなる。今科學の成立と自我の先天的原理との關係をみるに、次の三點を考へることが出来る。第一に事物に關する知識とは事物に對する感覺より成立するに非ずして、自我の先天的原理の所産たる直觀形式と悟性形式とを必要とし、之等の參加を條件として、始めて知識成立の可能なることは、カント認識論を否定せざる限り、何人も承認する所である。而して自然科学に於てすら、科學者の持つ世界は、吾々の現實に在る世界とは似もつかぬ世界であり、彼等の主觀が構成した「單一にして不易なる關係の秩序」であり、而してそれが客觀的なるは、之を構成した主觀が自我の先天的原理であり、従つて普遍妥當性を有するが爲である、若し然らずば自然は種々雑多な事象の集合にして、それが主觀に反影した知識は唯混沌たる無秩序の世界に外ならないからである。因果關係

は外界に存在するものに非ずして、自我の先天的原理の設定したものであり、その故に主觀的ならずして客觀的なるをうる。理想の主觀性を云ふものは先づ認識の客觀性が奈邊に源するかを究めることから出發せねばならない(註二)。第二に科學を成立せしめる自我の先天的原理は、常に科學成立の條件たるのみならず、又科學にとりての眞の理想を産む。科學者が不斷の研究を累ねることば、此の眞の理想に近づかんとする努力に外ならない、又科學者にかゝる眞の世界が描かれればこそ、今日までの科學的業績の眞偽の判斷が可能となる、何故なれば判斷は常に理想を對象とすることにより可能とされるからである。此の點に於て認識と意欲と相類似する、兩者は共に自我と世界との對立を意識し、此の對立を克服せんとする意識的努力である。共に理想を前提とする、唯異なる所は認識は既に實在を保有する對象を、自己の理想としての思惟の體系に獲得する努力であり、意欲は未だ實在を所有せざる對象に、事實の世界にその實在を寄與せんとする努力である(註三)。更に一步を進めれば認識は、認識せんとする意欲の結果である。意欲に理想が前提とされることを承認するならば、認識も理想を前提とする。而して前者の理想に普遍妥當性が拒まれるならば、後者の理想にも亦それが拒まれねばならない、然し後者にそれが拒まれるならば、認識の成果の眞偽を判別すべき標準が消滅せざるをえないこととなる。

第三に文化科學は前節に述べたるが如く、認識の選擇原理として價值理想を必要とする、此の理想が普遍妥當性を持たざるものとするならば、理想を必要條件として成立したる文化科學は、同一理想を意識する人の間に於てのみ普遍妥當性を有するに止まり、理想を異にする人の間には何等の效果を持たない。然らば文化科學は條件付きに於てのみ科學として成立するのであり、政策學に於て主觀的の理想を前提とすると何等選ぶ所なきに至る、即ち政策學を科學に非すと云ふことは、一切の文化科學を科學に非すと云ふと同じである。文化科學に關して以上の如き解釋を採らないならば別であるが、マックス・ウェーバーの如き「理想型」(Idealtypus)を認めるものは、結局文化科學の素材がある種の認識興味により選擇するのであるから、興味を同一にせざる以上は、政策學に理想を挿入すると同じく、全文化科學に普遍妥當性を稀薄にすることとなる。若し文化科學の成立を承認するならば、理想に普遍妥當性を承認せねばならない。

(註一) 拙著「ケリーンの思想體系」上巻 第七章第四節参照。

(註二) 同

第八章第一節(三)参照。

轉じて「主觀派」が理想は主觀的にして普遍妥當性を缺くといふ所説に就て、直接に批判を加へるならば、彼等が理想は普遍妥當性を持たないといふことは、此の理想と彼の理想とは異り、

各々特殊の理想たるに止まることを發見するからであらう。なるほど所謂理想の名に於て表現されるものが、かゝる異別のものであり特殊なものである事實は否定しえないが、凡そ異別性と特殊性と主觀性との認識は、いかにして可能となるかと云ふに、必ずやその前提に於て同一性と普遍性と客觀性を承認せねばならない筈である、何故なれば之を前提として始めて同一性に對する異別性、普遍性に對する特殊性、客觀性に對する主觀性の認識が成立するので、之等の認識は既に所謂理想と稱されるものの上に超越する理想の普遍妥當性を承認することなしには、論理上成立しえないからである。問題は唯かゝる理想がいかなる性質を持つかといふことのみ在らねばならない。彼等は理想は「科學的」に基礎付け(Begründen)えないと云ふ。理想は因果關係自體を可能ならしめる自我の先天的原理の所産であるから、因果關係の系列の中にはない、若し理想が因果關係の中に在るとすれば、その因果關係を可能ならしめる自我の先天的原理が、更に別に求められねばならないからである。故に理想が「科學的」に基礎付けえないことは、理想が理想たるの本質上當然でなければならぬ。理想が「科學的に」立證しえない(unbeweisbar)と云ふことも亦、之と同じく當然である。理想が「科學的」ならざるは、要するに理想の本質上當然の性質を指示するに過ぎないので、之を以て理想が普遍妥當性を缺くと云ふ結論を下すことは關係が

ない。若し「科學的に」立證しうることを以て、普遍妥當性を有するか否かの要件とするならば、「科學は普遍妥當性を持たざるべからず」と云ふ命題自體が、科學的に立證しうべき性質のものでないが故に、此の命題の普遍妥當性を否定することとなり、「主觀派」は自己の主張の主觀性を拒否しえないと云ふ結果になるであらう。或は云ふかも知れない、なるほど理想は普遍妥當性を有するかも知れない、然しそれは理想が形式的なる場合に於てのみ然るのであつて、一旦内容を具へる時に主觀的ならざるをえないと。だが問はねばならない、形式と云ひ内容と云ふは果して何かと。形式と内容とは思惟の便宜上暫らく分離したに過ぎない、形式なき内容を考へうべからざると同じく、内容なき形式を考へることも出来ない。形式を云ふ時に、既にある意味の内容を持ち、内容を云ふ時も既に、他の内容に比すれば形式的である。之れ善の形式性を力説したるカントに於てすら、人格を以て單に手段とすることなく、常に目的とせよと云ふ時に、此の命題が單に形式的立法に止まりえざりし理由である(註)。理想が形式的なりと云ふは、内容を有しえないと云ふことではなくて、現存する經驗界に於て既に實在を保有する現象を表現すると同一には、理想を表現しえないと云ふことを意味する、之れ理想がやがて實現さるべくして、未だ實現されざることを本質とするより來る當然の歸結である。此の意味に於て理想が形式的なりと云ふは、

内容を持ちえないことを意味するに非ずして、常に内容を持ちうるが爲にあらゆる内容を抽象したものだと云ふに外ならないのである。若しそれ理想が普遍妥當性を缺くと云ふ意味が、今現にすべての人に普遍的に同一理想が意識されてゐないと云ふことならば、理想は明かに普遍妥當性を缺く。然し此の意味に於てならば、科學も亦決して普遍妥當性を持つてゐない。科學の域内に於て此の法則と彼の法則とが對立し、容易に歸趨が決定されてゐないことは、吾々の經驗する事實であり、マルクス主義によれば、あらゆる科學は階級性を有し普遍妥當性を有せずとさへ云ふ。故に科學が普遍妥當性を有すとの意味は今現に普遍的に把握されずとも、普遍的に妥當せざるべからざるものだとして云ふ意味でなければならぬ。此の意味ならば理想も亦普遍妥當性を有する。今現に同一の理想がすべての人に把握されてゐないが、やがて普遍的に妥當すべきものである。理想は現に實現されてゐるものでなくして、將來に於て實現さるべきものである。それが今現に實現されてゐないのは、物質界の事情にも依るが、一はあらゆる人が理想に於て歸一してゐないからである。故に理想は未來に實現さるべき目標たる本質上、今現に普遍的に把握されてはゐないことを當然に含蓄する。理想が普遍妥當性を有すとは、あらゆる人が普遍的に把握すべき理想が存すると云ふ意味である。科學が普遍妥當性を有すと云ふも此の意味に於てであり、此の意味

に於て理想も亦普遍妥當性を有し決して主觀的のものではない。

(註) 拙著「ケリーンの思想體系」上巻 三九二―四〇六頁、四四一―四四二頁。同下巻 八四五―八六六頁参照。

こゝに注意すべきは、獨逸に於ける「主觀派」の人々が、理想を科學より排除すべしと云ふ時に、理想なるものをいかに考へたかと云ふことである。マックス・ウェーバーは理想は個人的世界觀より出づ、之を科學の中に置くことにより、倫理的無上命令の特殊の尊嚴を失墜せしむと云ひ、ゾムバルトは科學は個人的世界觀の深みへまで侵入するをえないと云ふ。之等の人に於て理想は科學以下に置かれてはゐない、科學を以て侵しえざる尊嚴の地位を與へられ、それが普遍妥當性を持たないと云はれる時に、かるが故に理想の價値は低められずして、個人的なることの故に理想は神聖なりと考へられてゐる。同じく「主觀派」に屬しながら福田徳三氏が「かくあるべし」かく爲さざるべからず」と主張する時は、既に學問の第一義より下りて第二義に落つと云ふ時に、理想は科學より以下の價値を與へられるかの如くである。等しく科學より理想を排除せよと云ひつゝ、彼等が眼前に髣髴せしめる理想に就て、かゝる差異あることは看過してはならぬ。だが彼等は理想が主觀的なることを云ふに於て揆を一にする。然し私は理想の設定は科學の任務ではないと云ふ主張に於て彼等に同意する、だが理想は決して普遍妥當性を缺いてはゐない、

それを設定することは哲學の任務であり、哲學と科學とは共に普遍妥當性を有すと云ふ。

(註) 同氏「經濟學全集」第一巻 二二四頁。

轉じて「客觀派」に對するに、「主觀派」に對した私の批判のある部分は、「客觀派」に對する反面の批判と爲しうる。彼等が理想の普遍妥當性を主張することに於て、私は彼等を正當なりとする、然しその所謂普遍妥當性の意味を、今現にあらゆる人に普遍的なるの意味に解釋したかの如くに思はれる點は、反對派の攻撃の乗する所となりうる。普遍妥當性の意味は私が前述した如くに解すべく、而して此の意味に於て理想が普遍妥當性を有することを明白に指示すべきであつた。今現に理想が普遍的でないといふ舉證は、かく意味された普遍妥當性に對しては、毫も反證にならないからである。のみならずたとへ今現に理想が普遍的ならずとも、時代、國民のある多數者の間に、理想が共通的なることも事實であるから、若し理想が普遍妥當性を持たないならば、いかにしてかゝる多數者に理想が共通的になりえたかの立證を、逆に要求することが出来る筈である。次に「客觀派」は理想の設定は哲學の任務にして、科學の任務ではないことを明白に承認すべきであつた。理想が普遍妥當性を有すと云ふ説明に急なるが爲め、普遍妥當性を有するものはすべて科學の任務であるかの如くに思はせたことは當らない。理想の設定は科學の任務ではないが然し

政策學に就ては理想が必要なる旨を力説すべきであつた、理論經濟學と經濟政策學との双方に平等に理想が必要なるかの如くに考へたことは、經濟學の分類を混淆した誹りを免れない。更に批判の一步を進めれば、彼等の政策學成立の可能性の論とは別に、彼等が經濟政策學の理想として採つたものは、獨逸國民の新重商主義であつた。理想が普遍妥當性を有すと云ふ命題を正當としても、彼等が抱いた理想が正當であつたか否かは、別の批判の對象とならねばならない。此の點に於て彼等が獨逸軍國主義の傀儡となり、政策學を實際政治家の走狗としたる責任は咎められねばならない。「主觀派」が政策學の政治化を虞れたのは、眞に理由ありと云はねばならない、だが「主觀派」の爲すべきは、凡そ理想の主觀性を主張することには非ずして、歴史倫理學派と云ふ特定の學派の理想の主觀性を指摘すべきであつた、而して特定の學派の理想の主觀性を指示することは、反面に於て凡そ理想の客觀性に根據としてのみ可能であることを悟るべきであつた。次に「客觀派」は社會政策と經濟政策とを混淆することにより、前者に對してこそ主要なる道德的價值判斷を、後者に就ても主要なるかの如くに考へたことに於て誤謬であつた。尤もシュモラーに於て倫理的とは、言語、歴史、倫理、道德、感情その他觀念的なもの一切を包含し、之を以て純經濟的なるものに對立せしめたので、一般に云ふ狹義の倫理的ではなかつた、然しそれにも拘は

らず、倫理的なるものの關係する程度は、經濟政策と社會政策とは異らざるをえない。後者に倫理的要素が主要なるが故にとて、前者にもそれを及ぼしたるは、經濟政策學を混亂に陥らしめたことを否認ない、蓋し人類の倫理的な生活に對する關係は、經濟政策は社會政策よりもより間接的であり第二義的であるからである。之を要するに「客觀派」の採るべきは、理想が普遍妥當性を有することを固守した點に在り、その改めらるべきは理想の設定が科學の任務に在るかの如くに考へた點に在る。

最後にシャック等の立場を検討するに、彼等が「主觀派」が理想の設定は科學の任務に非ずとしたことを承認したことは正しい、然しそれを以て直に理想を主觀的なりとする見解に追隨したことは當らない。科學の任務ではないが、理想の設定は客觀的なることを固守すべきであつた。若し「主觀派」の立場に立つならば、内在的批判も亦科學に於て不可能とならざるをえまい、何故なれば幼稚産業を保護する目的に對して保護關稅の設定と補助金の下附と云ふ異なる手段が考へられ、或は放任が保護の最良の手段たることも考へられる。之等の手段を原因とする因果關係が考察されて後、何れの手段を選択するかの場合に、比較考察さるべき結果が性質を等しくして單に分量を異にするに止まる時は、所與の價值判斷が可能なるやも知れない、然し性質を異にす

る場合に於ては、所與の物的聯關は取捨を決定しえないからである、取捨は此の場合と云へども結局所謂超越的目的を俟たねばならない。若しそれ超越的目的を單に假定としてのみ提示することは、當然の前提として目的が主觀的なることを承認するものであるが、之に對しては「主觀派」に對する上述の批判が、そのままに妥當するであらう。のみならず假定としてのみ目的を提示すると云ふも、提示者は暗々裡にその目的が普遍妥當性を有すると考へてゐるものと見ねばならぬ、何故なれば當事者自身もそれが主觀的と考へてゐるならば、何故にその目的のみを他の目的と區別して提示したかが説明しえないからである。あらゆるものが種々雜多の目的を提示すると云ふ恣意性を防ぎえないだらう。經驗に基礎を置く實現可能性が假設的目的の要件だと云ふも、それは物質的に絶對實現の不可能なる目的を排除すると云ふ消極的の要件たるに止まつて、何が假設的目的として提示を許さるべきかの積極的の要件を示してはゐない。社會現象に於て實現可能性有るや否やは、實現せんとする意欲により制約されるもので、先づ意欲あつて實現可能性が生じ、實現可能性あつて後意欲が生ずるのではない。實現可能性を以て目的の要件とすることは、前後顛倒の誤謬を犯すものと云はねばならない。若し提示の當事者が暗々裡に、目的が普遍妥當性を有すと信するが故に提示したものでならば、之を假設的目的と云ふも斷言的目的と云ふも、要する

に名辭の差に止まり、提示者の謙虛の心と、讀者による目的に對する懷疑を阻まざらんとする慎重さを示すに過ぎない。然し此のことは科學に於て因果關係を説く場合と云へども、持たざるべからざる心事であつて、敢て政策學に於ける目的の提示のみのことではない。要するに此の派は「主觀派」を経過して「主觀派」と「客觀派」とを止揚せんとする着眼に於て多とすべきも、「主觀派」の攻撃の前に稍怯懦となれる嫌ひがないではないと思ふ。

(三)

以上政策學に對する三種の學派に就て、私は批判を述べた。理想の設定は科學の任務ではないことを明かにしたことは、「主觀派」の功績であり、而も理想が普遍妥當性を有することを固守したことは「客觀派」の功績である。理想を設定することは、科學の任務には非ずして哲學の任務である。而して科學は自然科學たる文化科學たるを問はず、哲學との接觸を缺きえないが、殊に文化科學に於て價值判斷は、その成立の要件であるが、文化科學の中でも政策學は價值判斷を前提とすることなしに成立しない。従つて政策學は科學と哲學との接觸の最も密なる領域に屬するのである。若し人あつて價值判斷の普遍妥當性を疑ふのではないが、それが哲學の領域であるなら

ば、科學は科學としての純粹の領域をのみ守るべきで、政策學は成立せずして、單に法則學の各論のみが成立すると云ふならば、その人は實に政策學の成立を否定するのみならず、文化科學の全體の成立を否定するものでなければならぬ。彼は偶然の事情が提供した對象に就て、その因果關係を追窮するに止まつて、偶然から偶然に支配されて奔命に疲れるの外はない、普遍妥當性を求めて理想を排除しながら、その代償として却て無意義なる偶然を受容するものと云はねばならぬ。政策學の運命は即ち文化科學の運命である。文化科學の成立を許容することは、政策學の成立を許容する。政策學は科學と哲學との結合であり、かくて特種の學としての本質を把握する。

人は何人も普遍妥當性の理想を所有する。彼は認識に於ても意欲に於ても、暗々裡に理想の存在を前提としてゐることを證明する。唯問題は人が理想を所有するか否かではなく、又理想が普遍妥當性を有するか否かでもない、唯彼が理想を意識し反省し、理論として體系として之を所有するか否かに在る。多くの人は此の努力を怠るが爲に、自己が理想なりとして提示するものが、他の場合に於て彼が暗々裡に前提とする理想と矛盾し反撥する。殊に現代の如く根本に於て異なる各思想が迎へられ、漫然として之を受容する結果は、一人格の受容する理想は相互に矛盾し對立する、人は此の状態を稱して精神的無政府状態(Mental anarchy)と云ひ、人生觀を缺如す(Welt-

anschauungslos)と云ふ。此の意味に於て、理想は決して今現に普遍的ではない。

だが此のことは理想の普遍妥當性を拒否することにはならない。此の混亂を通して普遍的ならざるべからざるものとして理想は依然として存在する。理想を表現することは、經驗界に於ける對象を記述するが如くなりえない、之れ理想が實在を附與せらるべくして、未だ實在を保有せざるより來る當然の歸結である。だが最大可能の限度に於て理想を表現することは、不可能事ではない。固より表現も亦時代により制約されるから、理想が普遍妥當的のものなる以上、不斷に表現を更改せねばならないが、而もそれを表現することは可能である。今日の問題は、理想の表現が困難なるが故にとて、理想の普遍妥當性を拒否することでもなければ、理想の表現が普遍的ならざるが故にとて、之を斷念することでもない。科學が因果關係の追窮を不斷の批判の俎上に置くことにより、進歩したるが如くに、理想を表現して之を批判の對象として、理想に關する意識を鍛錬せしめ、理想を普遍的ならしめることに在る。今日まで理想が形式的性質を有することを理由として、理想を表現することを回避したことが、一面に於ては理想が生活の指導原理として役立つたないといふ結果を與へたと共に、他面に於ては理想に關する意識を鍛錬する機會を與へなかつた爲に、理想が普遍的ならざりし原因ともなつた。理想を可能の限度に於て表現することは必要

である、それと共に思想はいかなる表現をも批判する標準なるが故に、常にその表現を反省し吟味することを怠つてはならない。理想の存在を力説する理想主義が、多く保守主義に墮したるは、此の反省吟味を怠りたるに因る。然らば理想の表現はいかにして批判さるべきかと云ふに、その標準として二つを考へることが出来る、一はそれが有機的統一性を有するか否かであり、他はそれが終局性を有するか否かである。人あつて理想を表現しながら、彼が他の場合に暗々裡に前提とする理想が別個のものである時に、彼は相互に聯關を缺く二つの理想を所有するが故に、二元的であり有機的統一を持たない。而して凡そ理想とは批判の基準なるが故に、二つの理想を所有することは許されない、何れの理想に依るべきかを決定する更に別個の理想が求められねばならぬいからである。最大多数の最大幸福或はプロレタリアの解放を理想とするものが、個人的生活に於て暗々裡に前提とする理想が、彼自身の成長であるならば、前者の理想は、有機的統一を持たざるものとして、眞正の理想ではないこととなる。有機的統一を有する理想は、必然に終局性を有する、何故なれば終局性を有するに非ざれば、統一性を有しえないからである。従つて統一性と終局性とは結局同一の標準を異る方面から觀察したに過ぎない。例へば最大多数の最大幸福と云ひ、プロレタリアの解放といふ時に、若し幸福と云ひ解放と云ふ概念に、更に終局的な概念例

へば人格の成長を豫定してゐるならば、之等の理想はある別の理想を前提とするが故に、終局的な理想ではないこととなる、その前提とされるものが、終局的な理想でなければならぬ、何故なれば理想とは價值判断の根據なるが故に、根據が別の根據を含むことは、理想の本質上許されないからである。要するに統一性と終局性とは、表現された理想を批判する標準として役立つであらう(註)。

(註) 拙著「カリーンの思想體系」下巻 七六二―七九八頁、一〇四六―一〇七一頁参照。

又理想の有すべき標準に關しては、L. T. Hobhouse: The Rational Good, 1921, Chap. III. に参考となる。

理想は統一性と終局性を持つが故に、當然に唯一無二である。此の意味の理想は道德的理想であつて、各人が人格の完成を爲すことをその内容とする(註)。然し此の理想は窮局的理想として、あらゆる理想の歸屬すべき優位に坐するのであるが、此の窮局的理想に對して、幾多の派生的理想が存在する。文化科學中の經濟學、法律學、政治學、社會學等が有する理想は、窮局的理想を實現する爲の社會現象に就て、夫々が有する派生的理想である。之等の理想は夫々の領域に於て、現實と對立する意味に於て依然として理想であり、又夫々の領域に於て統一性と終局性とを有するのであるが、更にその源泉まで遡及する時に、彼の窮局的理想に到達する。而して經濟學殊

に經濟政策學の持つ理想は、國民的生產力の最高發展に在り、社會政策學の持つ理想は、社會の全成員をして人格の完成を爲さしむべき社會組織の構成に在る。何れもが窮局的理想に對して從屬的地位に立つことに於て同一であるが、經濟政策學の理想が社會組織の完成を前提として、窮局的理想に奉仕しうる點に於て、又經濟政策學の理想が經濟の中に在るに反して、社會政策學の理想が、人格の平等と云ふ道德的理想を前提とする爲に、窮局的理想との關係がより密接なることに於て差異がある。之れ曩に私が經濟政策學が社會政策學に比して、倫理的色彩がより稀薄であると云つた所以である。

(註) 道德的理想を對照とする哲學が道德哲學 (Moral Philosophy) であるが、それは倫理學 (Ethics) と云ふよりも廣汎である。拙著「グリーンの思想體系」下巻 六九〇—六九一、七〇四—七〇五、七四二—七四四、一二二八—一二二九頁参照。

第二章 社會問題

第一節 社會

(一)

社會とは多數人の相互關係を有する集團を云ふ。此の意味の社會の觀念は、一方に於て單なる個人の機械的集合と區別されると共に、他方に於て單に個人の關係を有する集團をいふのであるから、社會を以て個人以上の超個人としたり個人と同様の人格を有するものとする説に對立する。個人主義に反對した社會學者が社會を以て、普遍的個人としたのは、吾々の採らざる所である(註)。吾々は生れながらにして、既に家族、國家、地方團體等の社會の一員である。又生れて後更に無數の社會に加入するであらう。社會の起源に就て、古來各種の學説があつた。然し社會の起源は即ち個人の起源であつて、個人の生活の在る所に必ずそこに社會があつた。此の點に於て社

會契約説 (Social Contract Theory) が、社會は個人間の合意即ち契約によつて成立したと説明したるは誤りである。契約によつて社會が成立することは勿論ありうるが、それは既に社會が存在した後の個人の合意による場合であつて、何等社會の存在せざる時に、個人が孤立の状態から契約によつて社會を成立せしめることはあり得ない、何故なれば個人の合意がある時は、既にその前に個人間の意志の了解が前提とされねばならない。然るにかくの如き了解は、唯社會を俟つて後始めて成立するのであるから、合意が社會の結果であつて、社會が合意の結果ではない。社會契約説は社會の起源に關して、前後顛倒の誤謬を犯すものである。契約説の取るべきは、社會起源の説明とはではなくして、社會存続の根據としての學説の方面にある (註一)。

(註一) 獨逸のシュメル、ウイーセ、フイアカント、テニエス、オツベンハイマー、英國のホツアハウス、マツキーパー、米國のスマール、ロツス、エルウツド等の社會學者が略々之と同説を採る。

(註二) 社會契約説に關しては拙著「ケリーンの思想體系」下巻 一〇四七—一〇五七頁參照。

社會の内特に共同の規律と共同の感情と共同の利害とを有するものを、共同社會或は全體社會 (Community) と云ふ。全體社會の範圍は古來漸次擴張されて、家族より部族、種族に及び、現今に於て國民 (Nation) は最も純粹なる全體社會にして、今や世界人類 (Humanity) が全體社會たらんとする傾向は漸次増加しつゝあるが、未だ充分にその時機に來たとは云へない。全體社會と

別に、一部共同の利益を増進する目的を以て作られた社會を部分社會 (Association) と云ふ。前者の後者と異なる所は、前者は全般に亘る目的により共同の利益を計るに反して、後者はその目的が一部限定的なるにある。又前者は生れながらにして自らその一員たることが多いが、後者は所期の目的を以てその一員たるにある。本書に於て單に社會と稱する場合は全體社會を云ふ (註)。

(註) 全體社會と部分社會との分類はマツキーパーによつた (R. M. MacIver: Community, 1920. Elements of Social Science, 1921)。テニエスの共同社會と利益社會との分類は必ずしも之と一致しないが稍類似する所がある (F. Tönnies, Gemeinschaft und Gesellschaft, 1887)。

吾々は生れながらにして既に全體社會の一員であり、更にその後に於て或は加入を餘儀なくされ或は自ら進んで加入する幾多の部分社會の一員である。特殊の目的をもつ無數の部分社會が發達したことは、實に近代社會の特質である。之等の部分社會として、マツキーパーの分類によれば次の如きものがある (註)。

A 終局目的を有する部分社會

1 a 性的、生理的性質を有する目的

家族

b 衣食住その他肉體に關する目的

農、工、商の團體

第一節 社

會

2 心理的性質を有する目的

衛生、醫藥の團體

a 學術、教育、哲學等の目的

學校、大學、研究所、研究會

b 藝術、宗教の目的

教會、傳道者の團體、劇場、藝術研究團體

c 權力威力の目的

國民主義的團體、帝國主義的團體、流行團體

B 從屬的目的を有する部分社會

1 經濟的目的

銀行

トラスト

カルテル

産業組合

勞働組合

雇主組合

2 政治的目的

國家

地方團體

政黨

特殊なる立法目的を有する團體

(註) Elements of Social Science, pp. 73-75. 私は B、1、の中に階級を加へるべきだと思ふ。更に此の分類で注意す

べきは、國家を A の中に入れずして B に置いたことである。

無數の部分社會の中で特に説明を必要とするものが二つある。その一は國家であり他は階級である。階級に就ては説明の便宜上次節に述べることにする。國家を以て部分社會の一つに數へることは、異様に感ぜられるが如くであるが、國家も亦部分社會の一たることに於て、教會、大學、組合等と異なることはない。國家を以て全體社會と同一視したことは永い間の通説であつて、國家と全體社會とを區別することを無意識の裡に企てたのが、英國の自由放任主義者であるが(註一)、學問的にその説明を企てる様になつたのが、最近英國に於ける社會學者である(註二)。

(註一) W. Sombart: Anfänge der Soziologie (Erinnerungsausgabe für Max Weber, Bd. I, 1923) 参照。

(註二) メートランド、フヒギース、ラスキー、コール等が之である、之等の著者に就ては、拙著「トーマス・ヒル・グリーン」の思想體系」下巻 一一八六一一九〇頁を見よ。尙高田保馬氏「國家と社會」、中島重氏「多元的國家論」参照。

固より國家が部分社會であると云つても、必ずしも他の部分社會と全然類を同じくすると云ふのではない。國家は二つの方面に於て特質を有する部分社會である。一は國家の地域的範圍が大體に於て全體社會の範圍と同一であるといふ點に在る。現在に於ける最も純粹なる社會は國民である。而して十九世紀以來國民主義(Nationalism)の運動により大多數の國家は國民を基礎とし

てゐるが故に、國家の範圍は自づから全體社會と同一になるといふ結果を持つた。のみならず國家は次に述べる如き性質上、國民は自由の選擇によつて國家の一員たるに非ずして、生れながらにしてその一員である。自ら好んで國家の埒外に立つことは出来ない。當該地域に於けるあらゆるものが、例外なしに國家に屬せしめられるといふことは、他の部分社會と異なる第一の點である。此の性質からして古來國家は幾多の目的を一身に擔ひ、他の部分社會の一切を併せたるものに匹敵する程の廣汎なる目的を有せしめられた。例へば重商主義時代の國家はその顯著なる例である。此の事が國家を以て漠然と全體社會と同一視せしめた原因になつたのである。

第二に國家は他の部分社會と異つて、命令強制の權力を持つ。個人と個人、部分社會相互、並に個人と部分社會との間に起る紛議は、結局に於て國家の權力によつて裁決され強制されるのであつて、他の部分社會も亦その必要なる限度に於ては強制権を持つのであるが、その効力を有するは唯當事者が團體の所屬員たる間のみであつて、彼は何時にてもその團體から脱退することが出来る。のみならず之等部分社會の強制権は、結局は國家の強制権力を背景として始めて効力があるのである。此の點に於て國家は個人及び他の部分社會をして、安んじて生存存續をなさしめ、その目的を達せしめる必要條件となるのであつて、之が國家が持つ第一の特質である。

以上の特質は國家をして特殊の部分社會たらしめることに疑ひはないが、而も尙それが部分社會の一たることを妨げるものではない。なるほど吾々は國家の爲に外國と戦つて身命を賭すことはある。然し此の場合に、吾々が身命を賭する目的は、眞實は國家の爲ではなくして、國民といふ全體社會の爲である。唯國家の地域が國民と同じであるといふ結果、國家と全體社會とを混同してゐるに過ぎない。又なるほど國家の存在が吾々の生活に必要な缺くべからざることは疑へないが、必要であることは、家族や大學や教會や經濟的團體等も決して之に劣るものではない。若しそれ國家の有する命令強制権に至つては、國家が他の部分社會と區別せられる顯著なる特異性には相違ないが、元來強制権力といふものが効果をもつのは、窮局は權力の威力に在るにあらずして、國民の意志 (Will) によるものであるから、それすら他の部分社會と特に異なるものとせしむるに足らない。從來國家を以て全體社會と誤解したる結果は、全體社會に捧ぐべき奉仕を國家に捧げ、國家を奉つて個人と部分社會とを從者とする絶對者となしたるに在る。本來唯手段としてののみ存在する命令強制の部分社會を以て目的となし、本末を顛倒するの誤謬を犯したるに在る。又強制権力を有することを以て、神聖なるかの如く感せしめ、元來は人間にとつて恥辱たるべき威壓と強制とを以て、人間生活に貴重なるかの如き觀念を與へた點にある。國家は勞働組合、大學、

教會等と同じく、單に部分社會の一つである。全體社會のために存する一構成要素たるにすぎない。かくて從來國家と云ふ巨大なる幻影の下に隠されてゐた全體社會なるものを前景に齎らして、それが主にして國家が従なることを明かにする必要がある。而して全體社會とは、その全成員の人格の成長の爲に存するものであるから、こゝに至つて始めて、個人の成長が主にして國家はその爲の手段たる關係が明白にされるのであつて、吾々の社會生活の窮局の價值が、何處にあるかが始めて明かにせられる。誤れる國家觀念は永い間此の認識を妨げて來たのである(註)。

(註) 拙著「フアツシズム批判」(五)「國家主義の批判」参照。

(二)

以上は社會の意義についての説明であるが、次に起る問題は社會の本質は何であるかといふことである。こゝに云ふ社會とは凡そ一切の社會を意味するので、全體社會に就ては全部的に妥當し、部分社會に就てもその目的の限度内に於て妥當する。社會の本質に就ては、從來三種の立場があつた(註二)。その第一は原始的社會觀である。之によれば實在するものは單に各個人であり、社會とは個人が機械的に結合したものに過ぎない。社會なるものが個人と並んで實在するものではないといふ。元來社會と個人との關係を始めて反省の俎上に上すに至つた以前は、社會が強大なる壓力を以て個人を支配してゐた、反省の過程はかかる社會に對立する個人が自覺した時を以て始まる、従つて社會觀の歴史に現はれる最初のもは、個人の存在のみを肯定して、社會の獨自的存在を否定する原始的社會觀なることは、當然の順序である。

原始的社會觀は希臘の詭辯學派に於て先づ現はれ、後十七八世紀に於て歐洲を風靡した。此の立場の缺點は、結局經驗論的認識論に立脚すると云ふ點にある。それによれば認識は感覺により成立する、而して吾々が感覺し得るものは、唯各個人のみであつて社會ではない、故に個人は實在するも社會は實在せずといふこととなる。だが認識の成立は感覺によるに非ずして、自我の先天的な原理を必要條件とする。故に若し感覺しうるか否かを以て、實在の有無を決定せんとするならば、否定さるべきものは單に社會に止まらずして、個人も亦その中に含まれねばならない。此の説の現はれる以前に於ては、社會が個人に對して餘りに強力な存在であつたといふことよりして、一のテーゼに對立するアンチテーゼとして、一の誤謬に對立する他の誤謬に陥つたものと云はねばならない。だが此の説の長所は、今まで無視されたる個人の存在を前景に持ち來して、その重要性を認識せしめたことである。

社會觀の第二は社會のみの實在を認めて、個人を以て社會よりの派生的第二次的存在と考へるものである。此の立場も更に幾多の學派に分れるが、社會有機體説はその主要なるものである。此の立場の缺點は、原始的社會觀に對するアンチテーゼとして、テーゼを否定するに急にして、否定を必要とせざる點にまで個人を否定したる點に在る。社會と個人とを對立せしめて、社會を肯定するが爲には、個人を否定するの外なしと考へて、他に存在の餘地を認めないといふ點に在る。然し社會のみが實在して、個人は第二次的のものだといふことさへも亦、個人の意識に俟たざるを得ないとするならば、個人を無視することの不可能なるは明かである。その長所は第一の社會觀により失はれたる社會の地位を回復せしめたことである(註二)。

こゝに於て兩者の立場を止揚するものとして、第三の社會觀がある。個人の實在を力説することとに於て第一の立場に似る。だが然し此の場合の個人は原始的社會觀に於けるが如く、彼自身の爲のみを欲望する個人ではない、社會を意識し社會を欲望する個人である。又社會の實在を肯定することに於て第二の立場に似る。だが然し社會を成立せしむるものは個人の意識であり、欲望であることに於て、社會を第一次的とし個人を第二次的とすることと異なる。意識の主體、欲望の主體を、個人に置きながら、意識され欲望される内容が社會なるを主張する。従つて個人を肯定

することと社會を肯定することとは二にして一である。兩者が必然に背馳するものと前提して、何れかの否定に急ぎたることが前二學説の誤りであつた。

(註一) K. Pribram: Zur Klassifizierung der soziologischen Theorien, Kölner Vierteljahrshefte für Soziologie, 1926, 3 Heft. 参照。

(註二) 社會有機體説が如何に極端にまで社會と生物とを同一視したかは、R. M. MacIver: Community, p. 72. を参照せよ。

社會の本質の問題と聯關するは、社會存續の根據の問題である。之に關しても亦古來幾多の學説がある。或は曰はく、社會が存續するのは權力の壓迫によると。ホッブスはその代表者であり、マルクス、エンゲルスも亦此の立場に類似する。然し權力は決して各個人を拘束しうるものではない。各人に社會を存續せしむるといふ意志あるによつて、始めて社會は存續する、權力自體の行使すら之に關係するものの意志を基礎とするのでなければ望みうべからざることである。此の點に於て社會契約説が社會の基礎は各人の意志に在りと云つたのは、眞理を捉へたるものである。唯契約説の誤謬の第一は、此の眞理を云はんとするに當つて、之を直截に表現せずして、之を社會成立の歴史的事實として持ち出したことに在る。更に第二の誤謬は、各人が給付と反對給付との贈答の爲に合意すると見た點に在る。各個人の合意は單に與へ又受けるといふ外形的の關係で

はなくて、寧ろ各個人が自己の爲に社會生活を營まざるを得ず、自己の成長の爲に社會の存續を希望するといふことにある。各人の合意はかくの如き内面的要求の發露に外ならない。

又一説に曰く、社會に於て各個人間の利益は調和するのであるから、各人は自己の利益の爲に社會を營むのである。だが然し、若し利益といふ言葉を以て物質的利益といふ意に解するならば、社會に於ける各人の利益は必ずしも調和してゐない。此の場合の利益を精神的満足と云ふ意味に解するならば、社會の存續は各人の利益の上に係るといふ説は必ずしも誤りではない。又有機體説がある、社會は一つの有機體であり、吾々の身體の一部が全體に對する關係と同じく、個人は社會に對するものであつて、個人の存續は實に全體たる社會に依存するものであるとする。然し有機體の一部は獨立せる意志の主體ではないが、社會に於ける個人は獨立せる欲望の主體である、こゝに社會と有機體との重要な區別がある。唯此の説が社會を以て個人の機械的結合とせずして、有機體に於ける部分相互の如くに、社會に於ける個人に内的必然の連鎖があることを、明かにしたことに眞理がある。

以上の諸説は各々眞理を捉へると共に缺點を有する。思ふに此の問題を如何に答ふるかに、吾の人間觀の凡ては、前面にあらはれざるをえない。人とは威壓と脅迫により動くと考へる

のは、權力説をとるだらう。人とは利害により動くとするものは、利益説に傾くだらう。私の見解によれば人間は自己の人格の成長を意志し、その意志により動くものである。固より原始的時代より、その意志が明白に意識されてゐたといふのではない。始めは無意識であつたのが、徐々に意識されつつあることに、人類進化の過程が存在する。然しそれにも拘らず、始めより成長の意志が人間に動いてゐた、それが原始時代に於て、先づ自己及び家族の生存を獲得することに努力せしめ、次で生存が確實となるや、快適なる生活をなす爲に努力せしめ、かくして徐々として物質的生活を脱却して、それ以上の生活を求めるに至らしめた。既に原始野蠻の時代に靈魂不滅が少しも考へられなかつた時代に於てさへ、人は愛する他人の爲に、命を捨てることを厭はなかつたことは、人を動かすものが自己の動物的生活になかつたことを示すものである。人格の成長とは、あらゆる同胞の人格の成長をすることをその内容とする。自己のみを考へるに止まつて公共の爲を圖るに非ざれば、その人自身が成長したとは云へない。故に自己の爲といふことと他人の爲といふことは二にして一である。自己の成長を圖らんとする意志が、吾々をして社會を作らしめ、社會をして存續せしめつつある。吾々が社會の規律に服従するは、權力の壓迫によるものでもなければ、利益が伴ふからでもない。之に服することが自己の成長の爲に必要であり又他

人の成長の爲に必要なからである。グリーンが社會存続の根據は、各人の善なる意志 (Good Will) にありと云ふのは、此の意味に於てである^(註)。固よりすべての人が、又吾々のすべての時に於て、自己の意志が必ずしも他人の成長と調和するとは云へない。その時に於て外部よりの強制が必要である。又吾々すべての人格の成長の爲にあるべき社會と現實の社會とが、多くの距離を持つことはあるだらう。その時に社會は吾々の意志によつて存続するといふよりは、吾々の意志に反して存続するといふ方が、適當と思はれるかも知れない。然しそれはすべての人についてではなく、又すべての社會に對してでもない。それを凡ゆる場合に普遍化した所に、權力説の誤謬がある。

(註) 拙著「グリーン思想體系」上巻 四五四―四七三頁、下巻 六五六―六六〇頁参照。

(三)

社會は共同の目的を達するが爲に、規律を必要とする。規律の最初のもは慣習にして、慣習とは最初一人の爲したることが、反對なくして黙過されたる場合に、繰返され模倣され、遂に多數人の豫知する形式となりたるもので、之に反することが多數の期待に反するの故を以て、秩序に動搖を生ずる虞ある點に、その効果を有する。慣習より發生して、組織的となつたものが道徳

と法律である。權力を持つ機關によつて實施せられるものは即ち法律である。法律の道徳と異る所は、權力を持つ機關により當事者の意志に反して強制を成しうるといふ點に在るとされる、此のことは事實であるが、然し法律と道徳とは別個の淵源より發生するものではない、共に善の意識と云ふ共通の基礎の上に立つ、權力の強制を必要としてその行使を認容することも亦、吾々に内在する善の意識である。慣習、道徳、法律等は社會の規律を維持する機構であるが、更に社會は共同の目的を増進する爲に、積極的の機構を必要とする、宗教、學術、藝術等が之である。之等消極積極の機構全體を併せて社會制度 (Social institution) と云ふ。制度の中には制度たるの性質上當然に部分社會を伴ふものがある。例へば國家、大學、教會の如き之である。又然らざることがある。慣習、道徳の如きが之である。

吾々の人格の成長への要求即ち善なる意志が、社會制度を産む源泉である。「勤勉なれ純潔なれ」と云ふ道徳も、「盜む勿れ殺す勿れ」と云ふ法律も、何れも吾々が先天的に有する善なる意志が、外部に表現した形態に外ならない。而して一旦成立した社會制度は、翻つてそれを産んだ人格成長の要求に對して、二面の効果を持つ。即ちその第一は吾々の成長に對する條件を寄與することである。法律あることにより吾々は外部よりの侵略を免れえて、安んじて生活を持続することが

出來、道德あることにより吾々は自己の生活に對して訓練と統制とを與へて、懶惰と遊蕩とから身を守ることが出来る。更に學術、藝術、宗教等が吾々の成長に對して、直接の内容を供與するとは云ふを俟たない。第二に社會制度は吾々の善なる意志に對して、教育的任務を果すのである。「盗む勿れ殺す勿れ」と云ふ命令自體が、既に吾々の善なる意志の所産であるに拘はらず、反對に吾々が善ならんとせば何を爲すべきかを、社會制度は吾々に指示する。吾々の幼年時代に於て吾々を教育するものは、親よりも教師よりも、より多く法律と道德とである。而して吾々が法律、道德を遵守して、勤勉であり純潔であり盜まず殺さざる時に、吾々は自ら知らざる裡に、自己を成長せしめつゝあると共に、他人を成長せしめるに必要な、安全なる生活を保證しつゝある。更に社會制度はそれ自身を産む善なる意志を、反省せしめ意識せしめる契機となる。すべての人が此の段階に到達するのではないが、此の境地に来れる時、意識せしめられ反省せしめられた善なる意志が、反對に社會制度を批判し改革せしめる源泉となる。要するに制度は善の特殊的行爲を教へると共に、又善なる意志を喚起する(註)。

(註) 此の點を詳述したものとて、拙著「グリーンの思想體系」下巻 六五九—六七二頁、九八一—九九九頁参照。

社會制度が吾々の善なる意志の表現であるといふことは、決して吾々の理想が制度に表現して

あるといふことではない。然るに制度が吾々の意志と没交渉ではないことを云ふに急なるの餘り、制度とは吾々の理想の表現であると云ふ學説がある。此の説はルッソーに始まつて、ヘーゲルに於て完成された。ルッソーは云ふ、國家の意志は一般意志(volonté générale)にして、一般意志は常に正しく過つことなく、常に公共の福利を念とするものであり、此の一般意志を表現する限り、法律に服することは、隷從に非ずして道德的自由であると(註二)。又ヘーゲルは國家を以て道德的理念の實現なりとし、又國家は夫れ自體に於て理性的なりといひ、又國家は夫れ自體終局の目的にして、個人に對して最高の權利を有す、個人の最高の義務は唯國家の一員たるにありといふ(註三)。然し此の思想は、二つの點に於て誤を含んでゐる。第一に吾々の理性即ち善なるものは現在に於て實現されるものではない。實現されてゐるものはすでに理性ではない。然るにそれが現に實現されてゐるものと見て、それを國家に實現されてゐるとする所に此の説の誤謬がある。第二の誤謬は、假りに理性が國家に實現されてゐるとしても、國家の命令に服することが善なりとはいへない。何故ならばそれは「義務に協ふ」(pflichtmäßig)行爲ではあらうが、「義務よりして」(Aus Pflicht)爲される行爲ではないからである。而して真正に善とは、行爲の形態が義務に協ふか否かに在るに非ずして、いかにしてその行爲が爲されたかの意識に在るからである。

要するにルッソー、ヘーゲルの思想は、國家を以て批判せらるる對象より移して、批判の源泉たらしめ、すべて國家のなすことを是認して、個人をして之を盲從するの外なからしめ、吾々の道徳的判斷を涸渴せしむるの甚だしきものである(註三)。社會制度は、吾々の善なる意志の表現ではあるが、こゝに表現された善なる意志自體が、常に進歩してやまないものである。従つて此の意志によつて作られた制度も亦常に進化せねばならない、かくて善なる意志は制度を作ると共に再び社會制度を批判する、かくて始めて制度の變革が行はれるのである。

(註一) J. J. Rousseau: Social Contract, 1762. Everyman's Library. pp. 19, 25.

(註二) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1820, § 257, 258.

(註三) 前掲「フアツシズム批判」五「國家主義の批判」参照。

然らば社會制度の理想は何であるか。それは社會に屬するあらゆる成員——一人も一階級も犠牲とすることなく——をして人格の完成をなさしめることに在る。蓋し絶対に價値あるもの即ち善とは、唯人間の成長に在る、而して一人の人格の成長は、必然に他の人格の成長を關心事とする。他を犠牲として成長することは、眞正の意味の成長ではありえない。従つて一人の人格の成長と他人の人格の成長とが牴觸することはありえない。若し社會に一人と他人と一部と他の部との間に牴觸があるとすれば、それは人格の成長とは異なるものに、最高の價値を置くからである。

例へば一國生産力の發展の爲に、或は一國家の膨脹の爲に、一部の成員が他の成員を犠牲とすることがあるならば、その場合は生産力の發展又は國家の膨脹を善なるものと前提してゐるからである、之れ即ち價値の本末を顛倒せるものにして、テオドル・リップスの所謂喜ぶべきもの(erfreulich)とそれ自身價値あるもの(Jobenswert)とを混同し、幸福(Das Wohl)と善(Das Gute)とを同一視するものである(註一)。各人が目的であることを最も強く力説したのはカントである。彼は云ふ「我等の行爲によつて獲得せられる總ての對象の價値は制約的である。其の存在が我々の意志には依存せずして、自然に依存するものと雖も、若しそれが非理性者ならば、手段として唯相對的價値を有するに止まり、その故を以て物件(Sache)と名づけられる。之に反して理性者は人格(Person)と呼ばれる。何となれば理性者の特質は、特にそれが目的そのものであり、換言すれば單に手段として使用されるを許さざるものたるを示す」(註二)。又別に云ふ「人間」は成程非神聖ではある。然し彼の人格に存する『人』は彼に對して神聖であらねばならない(Der Mensch ist zwar unheilig genug, aber die Menschheit in seiner Person muss ihm heilig sein.)。全宇宙に於て人の欲し、又人の支配し得る一切のものは、單に手段として用ゐられ得る。唯人間及び彼と共に凡ゆる理性存在者は目的そのものである。……故に此の主體は決して單に手段として用ひら

るべきでなく、夫自身目的として用ひられねばならない」と(註三)。各人格を目的として之を單に手段とすることなく、人としての成長を完全に果さしめる社會が、即ち理想の社會にして、カール・マルクスが「共產黨宣言」の第二章末尾に於て、階級なき社會が成立したる時始めて眞の人類の歴史が進行する、それ迄は人類前史であると云ひ、無階級の社會とは、「各人の自由なる發展がすべての人の自由なる發展の條件となるが如き社會である」(eine Assoziation, worin die freie Entwicklung eines jeden die Bedingung für die freie Entwicklung aller ist)と云つたのは、吾の云ふ社會の理想を表現したものに外ならない。

だがこゝに反問が起るかも知れない、人はすべて彼自身の人格の成長を要求すると云ふも、現に吾々が眼前に見る社會惡は、かくの如き見解に對して有力なる反證とならないかと。又社會制度は各人の善なる意志の表現なりと云ふならば、何故に社會に利害相衝突し、鬭争が行はれねばならないかと。之に答へることは、社會問題とは何ぞやと云ふ問に答へると同一である、之が次節の問題である。

(註一) Theodor Lipps: Ethische Grundfragen, 1899, SS. 58—59. 阿部次郎氏「倫理學の根本問題」九一—九二頁。

(註二) Immanuel Kant: Grundlegung der Metaphysik der Sitten, 1785. (Werke herausgegeben von Cassirer, Bd. IV. S. 286.) 邦譯「道德哲學原論」八六頁。

(註三) I. Kant: Kritik der praktischen Vernunft. 1788. (Bd. V. S. 96) 邦譯「實踐理性批判」二二〇—二二二頁。

第二節 社會問題

(一)

何を社會問題 (Social problem or question, Soziale Frage) と云ふかに就て、從來三様の慣用があつた。

第一には凡そ社會公共に關係ある一切の問題を社會問題といふ。例へば風紀を紊亂する文書の流行するは、近時の由々しき社會問題なりといふが如き場合の社會問題は、此の意味に於てである。勿論此の場合にも、後述する如き歴史的關係から、國家に關する問題のみは社會問題の中から除外することとされてゐる。此の第一の意味の社會問題には、互に統一聯絡なきあらゆる雜多の問題が包含される。第二に社會問題とは、第一の意味の社會問題から、社會制度の缺陷より生ずる問題のみを抽出する、風紀を害する文書の流行の如きは、社會制度と關係なきものとして、此の意味の社會問題からは除外される。然し何が社會制度の缺陷より生ずるかは、人々により見解

を異にするから、従つて第二の意味の社會問題の範圍も、人によつて自ら變化なきを得ないが、婦人問題、中等階級問題、労働者問題が此の中に包含される事には何人も異論がない。最後に社會問題とは資本家階級と労働者階級の間に生ずる問題、即ち所謂労働者問題 (Labour problem or question, Arbeiterfrage) のみを云ふ。今日學問上に於て社會問題といふ時は、多くは最後の意味に於て使用される。たとへ明白の意義を採用しない場合でも、結局述べてゐる所は第三の意義に歸着することが多い。

以上の如く社會問題の範圍は、區々として一定しないが、以上三種の場合に共通する特徴として次の三點を指摘しうる。即ち第一に社會問題とは社會公共の利害に關する問題のみを指して、單に個人のみ利害に關するものを含まない。之れ Social なる語が、個人的 (Personal) とか私的 (Private) とかといふ語に對立するからである。而して社會公共の利害に關する問題は、多くは社會の制度より生ずるといふ解釋から、第一の意義に對して第二の意義が現はれたものと思はれる。次に社會問題は國家に關して發生する問題を含まない。之は十九世紀に至るまで、人間は國家に關する意識を持つたけれども、社會に關する意識を持たなかつた。個人の集團はすべて國家に吸収し盡されて、國家を以て唯一の集團と考へてゐた。國家と獨立して社會なるものを意識せ

しめたのは、ヘーゲルとコムトとの功績であり、更に此の二人より暗示を受けて、社會なる觀念を重要視したのはローレンツ・フォン・シュタイン^(註一)とカール・マルクスとである。人之を稱して社會の發見といふ^(註二)。かくて社會が發見せられた時は、社會は國家と對立し之と反撥するものと考へられ、國家の外に社會と稱する集團があることを認識したといふ歴史的關係から、國家に關する問題のみは、社會問題に含まれないこととなつた。第三に社會問題が人と人との關係を指示する場合には、不利なる地位に置かれたものを、有利に導かんとする意味が含まれてゐる。今まで人々の注意が國家組織の改善に集中してゐた時に、いかに國家組織を改革するも、それによつて解決されない害悪が他に在ると云ふことよりして、社會が發見されたのであつたが爲に、社會問題と云ふ語は單に問題自體を指示するのみでなく、問題を扱ふ觀點を包含してゐることに特色がある。

(註一) G. W. F. Hegel: Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse, 1817.

August Comte: Philosophie positive, 6 tomes, 1830—42.

Lorenz von Stein: Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, 3 Bde. 1850.

(註二) R. B. Perry: Present Conflict of Ideals, Chap. VII.

福田徳三氏「社會政策と階級闘争」第一章参照。

私は社會問題の概念は、二様に求むべきであると思ふ。先づ第一に社會問題とは、凡そ社會制度の根本的缺陷より發生する一切の問題を云ふ。社會の規律を維持する社會制度の内、特に社會組織に關する制度は社會の構成自體に影響がある。かゝる制度の缺陷より生ずる問題が社會問題である。社會制度は前節に述べたるが如く、あらゆる成員の爲に、人格の成長を爲さしめることを理想とするに拘はらず、現實の制度が理想と背馳する時に、常に社會問題が發生する。こゝにいふ社會問題は略々上述の第二の意味の社會問題と近似するものではあるが、必ずしも同一ではない。即ち社會制度の缺陷より生ずる一切の問題が社會問題とはならない、唯社會の組織の缺陷から生ずる問題のみを云ふ點に於て異り、次に私は國家に關する問題を除外しない。なるほど前世紀の始に於て、社會の存在は始めて認識され、而も國家と對立して認識されたものではあるが、然し本來社會なるものは人類の始めより存在してゐた。唯ある時に於て國家と社會とが同一視されたに止まり、社會なるものが始めから存在してゐなかつたのではない。正確に言へば國家も亦一の社會であり、唯部分社會として、全體社會の一部たるにすぎないのみである。従つて國家に關する問題も社會組織に關係する限りに於て、社會問題に包含さるべきである。始めて社會を意識した當時の歴史的事情に制約されて、社會問題から國家の問題を除外する必要はない。それを含

めて、苟も社會制度の根本的缺陷より發生する一切の問題を、社會問題と云ふべきである。而して社會の變遷に伴つて、何が社會制度の缺陷であるかは、その時代時代によつて異らざるを得ない。ある時代には國家の組織を改革することがその時の社會問題であつた、然し今は國家の組織を改革することが當面の社會問題ではなくなつた。従つて社會問題の内容は歴史的に常に變化してやまない。今まで變化したると共に、將來に於ても永久にその内容を異にするだらう。然らば現代に於ける社會問題は何か。現代の社會制度の缺陷より生ずる問題は何であるか。現代に於て最も重要な社會問題は、資本家階級と労働者階級との間に生ずる問題、即ち労働者問題である。かく考へることによつて、上述せる第三の意味の社會問題と同一となる。即ち社會問題の概念は、先づ第一に理論的形式的に決定し、次で第二に現代に於ける社會問題の内容は、労働者問題であると考ふべきである。

(二)

現代の社會問題は労働者問題である、而して労働者問題とは、資本家階級と労働者階級との間に生ずる問題である。こゝに於て私は階級(Klasse, class)とは何かを述べねばならない。階級なる

もの存在に始めて注目したのは、ギゾー(Guizot)、ミネー(Mignet)、ルイ・ブラン(L. Blanc)等の佛蘭西の理論家であるが、之に社會的重要性を與へたのは、ローレンツ・フォン・シュタインとカール・マルクスとである。爾來何が階級であるかに就て、學者の間に異論がある。階級とは何等かの類似を要素とする社會内部に於ける集團なりとすることに於て異論はないが、それ以上に於て學説が一致しない。而してそれ等の學説の分岐する論點は次の二つに在ると思ふ。その第一は、階級とは單に上下の關係に於て存在するものであるか、或は互に相容るべからざる反撥性を以て對立するものと見るかといふ點であり、此の點に於て大多數の學者は前者を採るが、後者をとる最も代表的なるものがマルクスである。その第二は、類似の要素を何に認めるかと云ふ點にある。之に關しては凡そ二種の學説がある。即ちその一は社會學的ともいふべきもので、色々の社會的特徴を以て類似の要素とする、ワード(Ward)、サムナー(Sumner)、ギディングス(Giddings)、シュモラー(Schmoller)、及び吾が高田保馬氏の如き之である(註一)。その二は經濟的特徴を擧げるもので、例へば貧富の差といふことを特徴とするシュタイン、ビュッヒャー(Bucher)の如き、所得源泉を特徴とするローリヤ(Loria)、一定の經濟組織の代表を特徴とするゾムバルトの如き、何れも此の學派に屬するものであつて、マルクスも亦或る意味に於て此の部類に屬する(註二)。

(註一) ワードは智識の有無を擧げ、サムナーは社會價値の大小、ギディングスは生活力、人格、社會性を、シュモラーは

文化的諸要素を、高田保馬氏は權力富力威力等の社會勢力の量的類似を擧げる。

(註二) 高田保馬氏の「階級と第三史觀」、林癸未夫氏の「社會政策新原理」参照。

マルクスが階級に關して言及した文献は四つある。第一は「哲學の貧困」に於て云ふ、勞働者は先づ始めは資本に對する階級(Klasse gegenüber dem Kapital)を作り、次で夫自體に對する階級(Klasse für sich selbst)となる。即ち先づ他に對する消極的の階級的感情を有するにすぎないが、次でそれ自身の爲の階級意識を持つに至ることを指摘した。こゝで彼は階級の發展段階に就て述べた。第二に「共產黨宣言」に於て云ふ「一切の從來社會の歴史は階級闘争の歴史である」と、次で古代以來の階級の種類を列擧し、「吾々の時代、ブルジョアジーの時代は、階級對立を單純化したことを特徴としてゐる。全社會は次第次第に敵對する二大陣營、直接相互に對立する二大階級に分裂しつつある。即ちブルジョアジーとプロレタリアートとである」と。第三に「ルイ・ボナパルトの霧月十八日」に於て云ふ、「階級の本質的特徴から派出して、利害、教養、生活方法等の對立が生じて來る、之が階級の對立を多彩に色づける」と。第四に「資本論」第三卷の末尾に於て云ふ「所得源泉の技術的相違は、階級を構成するものではない」、「階級とは現代社

會に於ては資本家、地主、労働者の三種類に分れる、而して「何が階級を構成するか」といふ問を自ら提出して之に答へんとして、そこで「資本論」の原稿は斷絶してゐる(註一)。之を要するにマルクスは、階級なるものに社會的重要性を與へた第一人者なるに拘はらず、彼自身は階級論を詳細に試みてはゐない。従つて階級の本質に關するマルクスの見解は、マルクスの意圖を推測して、後人が構成するの外はない(註二)。

(註一) Karl Marx: Das Elend der Philosophie, 1847, SS. 162—164.

” Das Kommunistische Manifesto, 1848, II.

” Der Achtehnte Brumaire des Louis Bonaparte, 1851.

” Das Kapital, Bd. III, 1894.

(註二) マルクスが階級と身分(Stand)とを混同したとの非難は當らない。彼は千八百六十三年一月廿八日付のエンゲルス宛の書簡に於て、ラツサールが階級と身分とを混同したことを難じてゐる(「マルクス全集」第十九卷 七五頁)。

今レーニンにより解釋されたマルクスの階級の本質を見るに(註三)、マルクスに依れば階級とは生産の社會的組織に於ける地位により、従つて生産手段に對する彼等の關係により、即ち労働の社會的組織に於ける彼等の役割により、その故に彼等が社會的富のうち自由に使用しうる部分を、如何なる方法で、如何なる程度に取得するかにより區別され、而も一は他の労働を領有しうることによつて區別される人間の集團である。而して彼は現代に於ける階級を六種に分けた、即

ち資本家、地主、労働者の外に、中間階級として智識層があり、過渡的階級として手工業者、小商人、農民があり、更に最下層としてレンペン・プロレタリアがある。然し土地が特異の財産であるに拘はらず、漸次商品化されることにより、地主は資本家と同列に立ちてブルジョアジーを形成し、プロレタリアートと對立する二大階級をなし、その他はやがて没落するか、此の二つの何れかに附隨するものと云ふ(註三)。以上のマルクスの階級論を、前述した諸多の階級論と比較するならば、次の點に於て特異性がある。彼は類似の要素を經濟關係に求めてゐるから、經濟的特徴を主とする階級論者である。然し彼は利害、教養、生活方法等により更に幾多の階級が生ずると云ふ、此の點に於ては社會的特徴を擧げる社會學者と類似する、だが彼は社會的特徴は派生的で、基礎的なるものは經濟的特徴であると見てゐるから、こゝに社會學者との差異がある。次に彼は之等の類似の要素を有する集團が上下に存在してゐるのみならず、互に相容るべからざる關係に於て、對立し反撥することを主張した點に他と異なる所がある。

然らば吾々は如何に階級を考ふべきであるか。社會的特徴に經濟的特徴を含めて廣義に解すれば、階級とは社會的特徴を類似の要素とする上下の集團であると考へる社會學者の見解に與して差支へない。唯之はあらゆる時代と場所とを通じての階級の概念であるが、かかる階級が如何な

る社會的特徴を類似の要素とするか、又それが上下の關係にのみ立つか、相反撥するものであるかは、時代によつて異らざるを得ない。現代の資本主義的經濟社會に於ける階階は經濟的關係を類似の要素とし、且互に相拮抗する關係に在る。此の點に於てマルクスの階級論を採ることは、毫も妨げるものではない。唯經濟社會は現代社會の一面であるから、マルクスの如く他の階級を派生的と見ることは當らない。それにも拘はらず、經濟社會が現代の社會内に於て重要な地位を有するだけ、經濟社會内の階級、即ちブルジョア階級とプロレタリアートといふ階級が、重要な役割を現代に演じつつある階級たることは疑問の餘地がない。

(註一) ルツホル著「レーニン主義と哲學」邦譯 二四一頁。

(註二) 「マルクス全集」第五卷「革命及反革命」 二三五頁以下參照。

(三)

社會問題とは社會制度の根本的缺陷より發生する問題である。然るに前節に於て、社會制度とは人間の善なる意志の表現であり、あらゆる成員の人格の成長を希求することを理想とすると云つた。こゝに於て反問が起るかも知れない、若し制度が善なる意志の表現であるならば、いかに

して社會問題が發生せざるをえない根本的缺陷を生ずるか。元來制度とはその時とその所との事情に適應して、人間の善なる意志が創造したものに外ならない。故に事情の變化に伴つて、制度も亦之に適應すべく改革されねばならない筈である、然るに一旦成立した制度はそのまゝに存在を繼續して、事情と制度との間に間隙を生ずるに至るも、之を改革することが容易に爲されない、之には幾多の理由が擧げられねばならない。先づ社會の理想に對する人間の意識が不完全なるが爲に、現存社會制度に對する反省と批判とが充分でありえないことである。制度は吾々の善なる意志の表現ではある、而も吾々の善なる意志も亦不斷の進化を經過して、絶對の善に近づかねばならない、然るに吾々の現に有する善なる意志は、既に時間と空間との中に實現されたものである限り、絶對善への過程に在るに止まつて、絶對善のものではない、之れ社會制度がいかに過去に於て、善なる意志の表現であらうとも、尙そこに缺陷を生じて、再吟味を必要とせざるをえない理由である。要するに、此の第一の理由は次に擧げる他の理由の全體に伴ふ總括的の理由である。次に社會制度は元來成員の成長の爲に發生したるに拘はらず、既に一旦成立するやその存立目的を達するため、手段たる制度はやがてそれ自身一個の目的となり、當初の目的から脱却して自己存在を獲得するに至る。制度が固定し化石し且つ凝結するは、此の時から始まる

のであつて、遂に制度としての本來の使命を盡さざるに至るのである。のみならず前節に述べた
るが如く一旦制度として成立するや、翻つて吾々の意識に對する教育的任務を果すが故に、制度
により作られた吾々の意識が、制度自體を批判の俎上に立たせることは、制度よりの反作用を脱
却したる場合のみに可能であり、之は社會に於ける唯少數のものゝみに限られてゐる。更に制度
が果していかなる弊害を及ぼしつつあるかは、すべての人がその事實を認識することが出來な
い。自己の身邊に起りつつある事實の外、人は制度の及ぼす全面的の影響に絶へざる考察を爲す
の餘裕がない。かくして制度をして暫らく、その進行をあるがまゝに放任するに至る。最後に人
間に内在する利己心は、一旦成立した制度に伴ひ之と結合して、現存制度の存續を希望し、その
變革に反對せしめる。人は或は制度の缺陷を此の最後の理由たる利己心のみ歸するかも知れな
い、然し此の見解は正當ではない。私も亦人間に利己心が内在してゐることを否定するものでは
ない。唯問題は、人間に存在するのは快樂主義者がいふが如く只利己心のみであるか否かといふ
ことである。理想主義の人間觀と自然主義の人間觀とに異なるものがありとするならば、唯此の點
にのみ係る。人は唯利己心によりてのみ動く云ふ快樂主義は、幾多の誤謬を犯すものである。
若し人が利己心により必然に決定されるものならば、あらゆる人のあらゆる行動は、利己心の結

果たるに止まつて、その間に何等の差別がない筈である、若し果して然らば、此の人の此の行爲
を叱責し處罰し、自ら悔恨し懺悔するは果して何故であるか、道德的批判は當然に意志の自由を
前提とし、此の行爲を爲さざるをうべかりしに拘はらず、此の行爲を爲したことに原因する、利
己心を原因とする因果必然の關係を肯定するならば、道德的批判を容れるの餘地がない、然るに
快樂主義者も亦不知不識の間に道德的批判を試みる、此の矛盾を犯さざるをえざる所に、快樂主
義自體の誤謬がある。だが快樂主義の誤謬は之のみではない、若し人間に利己心のみがあるなら
ばいかにして利己心に關する認識が可能であるか。善なくして惡の認識が不可能であり、光明な
くして暗黒の認識が不可能なると同じく、利己心に對する認識は、既に之と反對なるもの即ち利
他心の存在を條件としてのみ可能である。利己心を原因として行動を結果とする因果法則を定立
することは、此の系列の外に立つ認識主觀の存在を前提とする、若し此の主觀にして利己心自體
であるとすれば、彼は系列中の結果たるに止まつて、系列の外に立つことをえない、系列の外に立
つものなくば、認識が成立しえない、而して系列の外に立つものは、系列の中に在る利己心以外
のものでなければならぬ。こゝに快樂主義の認識論上の誤謬がある。又更に人は云ふかも知れ
ない、利他心の存在は認める、然し利他心とは利己心より進化したものである、他への犠牲が結

局自己に役立つことにより、利己心から利他心が発生したのであると。然し他への犠牲が自己に役立つことを発見する爲には、先づ他への犠牲がなければならぬ。利他心の發露があつて後、利己心と利他心とが結合されようとも先づ利己心なき利他心にしてなかりせば、他への犠牲はありえない。凡そ一切の自然主義に必然に伴ふ前後顛倒語法がこゝにも亦使用されてゐる。況んや利己心により人間が動く場合に於ても、それは決して利己心により自然必然的に動くのではない、物質的利益を求めることが、自己の成長の爲なることの意識により動くのである。此の場合に何が自己の成長の爲なるかに關して、彼に認識の誤謬がある、然し彼にたとへ此の誤謬はあらうとも、彼は利己心により自然的に動かされずして、自己の爲に意識して動くのである。故に利己心の表現たるかの如き行爲に就てさへ、實は自己の成長と云ふ普遍的要素とその行爲の對象たる特殊的要素との結合が認められるのである(註)。之を要するに、以上幾多の理由は現實の社會制度をして理想の制度たることを阻止する、故に社會問題の發生は、人間が成長の過程に在つて未完成たることに源する。社會問題の發生を餘儀なくする所に、人間の動物的傾向が窮はれる。

(註) 拙著「グリーンの思想體系」上巻 四五四―四七三頁、四八六―五〇三頁、五二七―五四一頁参照。

だが社會問題の發生には、必ずしも人間の動物的傾向のみが窺はれるのではない。蓋し社會問

題が社會制度の缺陷より生ずる問題であるならば、社會問題の發生は次の如き過程を経なければならぬ。即ち先づこゝに一定の現象がなければならぬ。例へば労働者の困窮の状態といふが如きこと之である。次で此の現象が、その時の社會制度より生じたといふ、制度と現象との間に必然の因果關係の認識がなければならぬ。だが之だけではまだ社會問題は發生しない、此の上に社會の理想に關する意識が必要である。此の意識よりして、彼の労働者の困窮といふ現象が、正當であるか不當であるかといふ批判が起る。若しそれが不當だとするならば、此の不當の現象を生じた社會制度に缺陷があるといふ批判が起る、こゝに於て最後に、故に社會制度は改革せざるべからずといふ欲望が生ずる。之が社會問題發生の心理的過程である。即ち社會問題の發生には、一定の現象の存在と、此の現象と制度との因果關係の認識と、社會の理想に關する意識が必要である。固より社會問題の發生する所、常に此の三要素が明白に存在したと云ふのではない。それが爲には社會政策學の成立を俟たねばならない。然し學の成立以前に於ても暗々裡に此の三要素が備はつて、始めて社會問題は發生する。之等の三要素は何れもが必要ではあるが、更に窮局まで考へるならば、抑々一定の現象の存在を認識することが、既に此の現象が何等かの意味をもつが故である、その意味をもたせる所に、理想の意識が發動してゐなければならぬ。又現象と制

度との因果關係を認識することも、その認識が何等かの効果を持つことを前提とするのであつて、漫然として吾々は徒勞な認識を試みるものではない。こゝにも既に理想の意識は發動してゐる。従つて上述した三要素は何れもが必要ではあるが、他の二要素をして要素たらしむるものは、第三の理想の意識であると云つて差支ない。こゝに於て社會問題の發生に、主要なる役割を演ずるものは、理想社會に關する意識である。あらゆる成員をして人格の成長を爲さしめんとする意識である。前項に於て社會問題が人間の動物的傾向より原因すると云つたに拘はらず、又他面に於て社會問題は社會の理想に對する意識あればこそ發生する。人間にして動物であるならば、社會問題は發生しえない、こゝに社會問題の發生に人間の神的傾向が窺はれる。社會制度はあらゆる成員の人としての生長を目的とする。然し一朝にして此の理想が實現されはしない。始め人間がその成長を關心事とした成員の範圍は家族に屬する者のみに限られてゐた。それ以上の人に對しては、惡をなすもそれが惡とは考へられなかつた。然るに關心の範圍はやがて家族から部族に又種族に、やがて國民にまで擴張され、今や人類全體にまで押し及ばんとしつゝある。今日は文字の縦横を問はず、色の黄白を論せず、凡そ人たる限りに於て、その人の成長は吾々の關心の對象となり、人間をもつて單に手段とすることなく、それ自身を以て目的とされてゐる。だが關心の

範圍が擴張されるとは、何が人間の理想であるか、何が社會の理想であるかを意識して、人格の成長にそれを求めるに至つた過程と密接なる聯關がある。人間の理想に關する意識が發達の過程に在ると共に、關心の範圍を擴張することも亦、進化の過程に在つて未だ完成してゐない。にも拘はらず人間は徐々として關心の範圍を擴張し來つた。此の擴張の跡に吾々は人類進化の表徵を認めることが出来る。此の進化の過程に寄與したものとて、吾々はソクラテス、プラトーン、アリストートル等のギリシア哲學者、ストアの哲學者、キリスト教の牧師、自由、平等、博愛を唱へたフランス革命論者、最大多數の最大幸福を唱へた功利主義者、更に人格の目的を力説したカント等の理想主義者を指摘しうと思ふ(註二)。今日まで不斷の進化を経過した社會制度は、常に一人の成員が他の成員を犠牲とし、成員の一部が他の部の成員を犠牲として來た。すべての成員を平等に關心の對象とする理想は、曾て實現されずして唯實現への半途に在るが故に、常に制度の缺陷より社會問題は發生した。問題の發生と問題の解決とが、更に一步理想への過程を促進した。故に社會問題は社會進化の途上に於ける、推進力であり原動力である。社會問題を發生せざるをえざる所に、又社會問題が發生することによりてのみ、社會が一步前進する所に、人間未完成の弱さと果敢なさがある。然し社會問題を發生せしめずんば止まざる所に、人間ならで持ちえざ

る理想の意識が躍動し、問題を解決して理想の實現に接近する所に、人間のみが萬物に對して持つ特異性がある(註二)。かくて社會問題の發生は一面に於て悲しむべきであると共に、他面に於て喜ぶべきである。而して今や社會進化の途上に於て、關心の對象として考慮に入れらるべきものが二つある。一は女性の運命であり、一は労働者の運命である。社會は此の兩者を對象として、更に一步の前進を爲すべく置かれてゐる。社會問題とそれへの解決方法としての階級闘争は、此の意味に於て道德的使命を持つのである。

(註一) 社會進化に關するグリーンの「倫理學序説」(Prolegomena to Ethics, 1883.) の第三篇第三章第二節は歴卷の部分である。拙著「グリーンの思想體系」下巻 六七二—六九三頁参照。

(註二) I. Kant: Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, 1784. 邦譯カント著作集「一般歴史考其他」一一三—一三六頁参照。

第三節 現代社會問題の發生

(一)

前節に於て現代の社會問題は、資本家階級と労働者階級との間に發生する問題、即ち労働者間

題であると云つた。前節に於て社會問題一般に就て述べたが、今や現代に於ける社會問題と云ふ特定の歴史的事實に就て述べなければならぬ。労働者即ちプロレタリア(Proletariat)と云ふ語は、元來ラテン語の proletarius といふ語から發生した。proletarius とは子を生むことより外何等國家に貢獻しえない貧民を意味した。反對のブルジョア(Bourgeois)とは都市の城(Burg)と云ふ語から出てきて、都市に住む自由民を意味したのであつた。然るに近代に於いて、プロレタリアなる語は、本來のラテン語と異なる意味に使用されるに至つた。新しい用語として此の言葉を使用したのはフランスの社會主義者であるが、ローレンツ・フォン・シュタインが千八百四十二年に獨逸の學界に此の語を輸入した。個々の人間をプロレタリアと云ひ、社會階級をプロレタリアート(Proletariat)と云ふ、ブルジョアとブルジョアジー(Bourgeoisie)との關係も亦之と同じである。然らばプロレタリアとは何であるか。之に對する最上の答は、フリードリッヒ・エンゲルスが「共產主義の原理」の中に與へてゐる。曰く「プロレタリアとは、自分の生計を支へて行くに、その労働を賣るより外に全く何等の道のない、又その爲には如何なる種類の資本の利潤にも頼る所のない社會階級である。彼等の幸福も苦痛も又その生死も、いはゞ彼等の全生存は、労働に對する需要の如何、従つて景氣の良し悪しや、無制限の競争の動搖によつて左右される。

要するにプロレタリアの階級と云ふのは、十九世紀に於ける労働階級のことである」(註一)。同様の事がマルクスの「資本論」第一巻及び「共産黨宣言」第一章にも述べられてゐる。ゾムバルトもその著「プロレタリアート」の冒頭に於て云ふ、「プロレタリアートとは、近代社會に於ける一社會階級にして、それは所有せざる賃銀労働者より成立し、即ち經濟的に獨立し得べき何等の手段を有せざるが故に、自由なる賃銀契約と云ふ方法によつて、労働力をば資本主義的企業者の使用に任せることを餘儀なくされる人口の要素より成立する。」略々マルクス、エンゲルスの云ふ所と同じである。

(註一) Friedrich Engels: Grundsätze des Kommunismus, 1847.

「マルクス全集」第三卷 四〇七頁。

(註二) Werner Sombart: Das Proletariat, 1906, S. 3.

此の概念に於て注意すべき特徴は、第一にプロレタリアとは、生産手段を所有せざること、第二に自己の労働力によるの外、生活の方法を持たざること、第三に賣買契約の形式に於て労働力を提供すると云ふことである。之等の特徴を共通に有する人間の集團をプロレタリアートと言ふ。従つてプロレタリアは必ずしも貧窮を特徴とするものではない。なるほど彼等の多くは貧窮であり又、飢餓に瀕するものもあらう。然し貧窮といふことが彼等の特質ではない。彼等の中には大

學教授以上の生活をすることがないことはない。少くとも襤褸を纏ふ賤民を聯想してはならない。曩に引用した言葉の後で、エンゲルスが言ふやうに貧困者は決して歴史上絶えたことはなかつたし、労働することによつて生活する者も絶えず存在してゐた。併しそれ等のすべてがプロレタリアではない。プロレタリアは近代の産物として以上擧げた特徴を有することに注意せねばならない。彼等の本質を明かにするために、之と類似するものから區別するならば、プロレタリアは奴隸ではない。何故ならば奴隸は物件にして人格を所有しなかつたが、プロレタリアは自由なる人格者である。プロレタリアは農奴とも異なる。何故ならば農奴は半ば物件にして、半ば自由であつたが、プロレタリアは全部自由だからである。彼等は手工業者とも異なる。なるほど自由であると云ふ點に於て手工業者と似てゐるが、然し手工業者は生産手段の所有者として獨立生産者であつた。だがプロレタリアは何等の生産手段をも持たない。故に契約の形式に於て生産手段の所有者に労働力を賣ることを餘儀なくされ、資本の必要なる限りに於てのみ、その生存を繼續し得るものである(註)。

(註) 前掲「マルクス全集」第三卷 四一〇—四一二頁参照。

然らばプロレタリアは何處から發生したかと云ふに、その大部分は曾て手工業者たりしものが、

生産手段を喪失して獨立性を缺くに至り、遂に労働者として流れ込んだものである、此の過程に就ては後に述べることにする。その次には、都市の工場が労働力を需要するに従つて、それを供給したのは農村である。蓋し英國の農村に於ては、十六世紀に羊毛工業の發達につれて、牧羊のために綜割 (enclosure) が行はれ、多數の農民が土地と分離して農村から逐はれた。次が十八世紀に入つて、農業を合理的に經營する様になつてから再び第二の綜割が行はれ、こゝで又農民が農村から不要になつた。時恰も都市に勃興した工場が多量の労働力を需用したので、衣食を求め必要のあつた農民が、續々として都市に流れ込んだ。之が所謂農民離村 (rural exodus) である。之でプロレタリアの第二の補給が行はれた。だが英國だけに注意すべき別の補給があつた。それは孤兒院で養はれてゐた孤兒が、労働力の急激な需要のために徴發された事である。彼等の生活が特に、いかに悲惨を極めたかは後述するであらう。

プロレタリアートと對立するブルジョアジーは、生産手段即ち資本を所有し、それより生ずる所得を以て生活の源泉とする階級である。一般に資本家 (Capitalist, Kapitalist) と稱される場合に三種の區別がある、即ち一はプロレタリアートに對立するブルジョアジーに屬する一切のものが之である、此の中には地主、生産資本家、商業資本家、金融資本家が包含される。次に資本家とは

以上の内より地主のみを除外した殘餘を意味し、最後に單に生産資本家即ち農業、工業、鑛山業等の生産に従事する資本家のみを指すことがある。労働者に對立する資本家とは、第一の場合を意味し、他は所得の技術的種類による分類たるに過ぎない。社會問題上に資本家階級とは、生産手段を所有することにより、自ら労働せずして他人の労働により生活することを共通の要素とする階級である。

以上述べたる労働者階級と資本家階級との間に、いかにして社會問題は發生するに至つたか。曩に社會問題の發生には、一定の社會現象の存在と、此の現象と社會制度との因果關係の認識と、社會理想に關する意識との、三個の要素が必要であると云つた。之まで理論的に社會問題なるものを説明し來れる私は、こゝに於て現代の社會問題即ち労働者問題が、いかにして發生したかの徑路を歴史的事實に就て検討しなければならぬ。而して世界に於て社會問題の最も早く現はれたのは、十八世紀の後半に於ける英國であるから、主として英國に就て、社會問題が發生する爲に、いかなる社會現象が必要であつたか、いかなる社會理想の意識が存在したか、此の現象はいかなる社會制度と必然の因果關係を有したか、之等三個の問題に順次答へねばならぬ。

(一)

千七百七十年代から始まつて、千八百廿年代までに完成した英國の産業革命は、同國に於て曾てなき社會的暗黒面を現出した。英國以外の諸國に於ては、英國の前例を目撃し、英國が之に對して採つた對策を逸早く模倣した爲に、ある程度まで害惡を緩和することが出來た。然し最初に産業革命を経験した英國は、前例なき儘に永く放任するの外なかつた。従つて英國に現出した害惡は、産業革命に伴ふ必然の結果として、ある部分は現に各國に於ても存在し、ある部分は若し特別に對策を講せざりしならば現に存在したであらうと思はれる。此の點に於て英國の事實は、各國に妥當する普遍性を持つものとみて差支へない。今十九世紀前後の英國勞働者階級の狀態は、次の四個の觀點から觀察することが出来る。

第一は勞働者と資本家との契約の關係である。勞働者は勞働力なる商品を提供し、資本家から賃銀を對價として受取る雇傭關係に入るのであるが、此の契約は恰も商品を賣買する商人間の取引に類似するが爲に、「契約の自由」なる一般原則を適用された。然し勞働者と資本家とは、契約の出發に於て平等の立場に在るのではない。勞働力なる特種の商品に依存する勞働者は、いかな

る契約をも甘受せざるをえない窮境に在る、此の點に於て契約の自由は存せずして契約の強制が行はれ、資本家の一方的命令が事實に於て勞働者を拘束する。而して契約條件の主要なるは、賃銀と勞働時間とであるが、資本家は長き時間と安き賃銀とを欲するが爲に、勞働者がいかに劣惡な條件の下に服したかは、當時の經濟學者の賃銀や時間に對する説明が反面から立證する。リカアードは賃銀は勞働者彼自身とその種屬を維持するに足る最低生活費であると云ひ、之より低くなりえないと共に之より高くもありえないと云ひ、ラッサールは、之より、故に勞働者は賃銀の鐵則に縛られると云つた。彼等の賃銀に關する學說が理論上正當なるか否かは別としても、當時の勞働賃銀の實狀としては正當であつた。而して最低生活費を自然價格とすることは、市場價格が之より以下になりうることを語るものであり、人間としての文化生活をなしえざるは勿論、動物的存在を維持するにさへ不足であつた。勞働時間に關しては、ナッサウ・シニオルが千八百三十七年「工場法に關する書簡」に於て「企業家の利益は毎日の勞働時間の最終時間より生ずるものである、故に毎日十一時間半の勞働を十三時間に増加する時は純益を倍加し、又十時間半に短縮する時は純益は全く消滅する」と云つた言は、資本家が勞働時間の延長にいかにか執着してゐたかを語るものである。長きは一日十六七時間の勞働をさへ強制され、管に勞働以外の生活を考

へる餘裕がなかつたのみではなく、一日の労働の疲勞を回復する休息をさへえられずして、翌日の労働を迎へねばならなかつた。機械を休息なしに運轉しようとする欲望は、時間の延長を爲さしめるのみではなく、夜業を行はしめる。晝夜更替作業により夜業を行はしめる場合には、たとへ労働時間は過長でないにしても、睡眠の不足と日光の不足とは、甚しく疲勞を強め、一週間にして軽きは數十匁多きは二百匁の體重を減じ、遂にそれを回復しえずして持越すのであり、更替の轉機には、平常の労働時間の二倍を勤めねばならない結果となる。

成年男子労働者にして既にかゝる契約の條件に服せねばならなかつたが、十八世紀の後半に急激に労働力を需用した爲に、少年及び婦人労働者を工場と鑛山とに吸収したが、彼等の生活は更に悲惨であつた。ギビンズが英國産業史に於て述べたる所に依れば「工場主の労働者を求むるや、英國の各方面より教區の貧民を狩り集めるのであつて、此の貧民が運び來られると、工場主は恰も奴隷買手がアメリカの市場に於けるやうに、その労働者の身長、力量等を具に検査し、然る後之を工場に運送するのである。二十人の壯健なる兒童に就て、必ず一人の白痴の兒童を附屬せしめると云ふ制度であつた。之等不幸なる低能兒の運命は、他の兒童に比べて一層悲惨であつて、彼等の末路に關しては何人も窺ひ知るものがない。その労働時間はあらゆる苛責を以て労働を強ひ

たる後、遂に疲勞困憊して倒るゝ迄繼續し、晝夜兼行一日十六時間に及ぶこと多く、日曜でさへも機械の掃除の爲に使用せられたのである」と。又英國工場法運動の歴史の著者は述べて曰く「少年労働者は粗末言ふに堪へざる食物を與へられ、その食物たるや殆ど豚に與へるものと等しく、寢床は數人の兒童之を使用するが爲に、寒冷の時と雖冷えたることなく、或る者は逃走しようとして捕へられ、足に鎖をつながれたまゝ労働と睡眠をなさしめられ、死亡したるものは夜間秘密に葬られ、夥しき多數の者は自殺を遂げて居る」と。當時使用せられた少年労働者は年齢五歳の低き者あり、後年鑛山の調査を爲した所に依れば、之等の鑛山は坑の高さ僅に二尺にも足らないので十歳内外の労働者でも立つて鑛坑を歩む事が出來ないので、裸體となつて腰に鎖を纏ひ匍匐して「トロツコ」を挽いて居つた。その當時のいたましい有様は今でも色々の繪に残つてゐる、今日その慘狀を讀む者は殆ど百年前の英國に於て、斯くの如き事のあつた事を疑はざるを得ない程である(註)。

(註) 千八百三十九年に於て英帝國の工場職工數四一九、五六〇の内、二四二、二九六名即ち約六割は女子にして、一一二、一九二名は十八歳以下の未成年者であり、綿工場に於ては全職工の五十六パーセントは女子であつた。

第二に工場及び鑛山に於ける労働者の生産行程はどうであつたか。手工業時代に於ける労働は

簡單なる道具を使用し、自己の自由なる時間の按排により労働してゐた。人間の生理的旋律に適應せしめて、道具を使用することが出来た。然るに今や道具に代へて機械があり、工場の嚴格なる規律がある。人間が主に非ずして機械に従屬せしめられ、機械の單調なる運轉は、人の生理的旋律を顧慮する所がない。たとへ労働時間は往年の手工業と同一であらうとも、工場生活の與へる疲労は同日の論ではない。マルクスは云ふ、「マニユファクチュア及び手工業に於ては、労働者が道具を使用するのであるが、工場に於ては機械に労働者が仕へるのである。前者に於て労働要具の運動の起點となるのは労働者であるが、後者に於ては労働要具の運動に労働者が従つて行かねばならぬ。マニユファクチュアに於ては、労働者は生きた機構の組成器官となるのであるが、工場に於ては死んだ機構が労働者から獨立して存在し、労働者は生きた附屬物として之に併合されて了ふのである。『同一の機械行程を不斷に反覆すると云ふ限りなき労働苦の陰鬱な年中行事は、宛らシシファスの労働の如くであつて、労働の重荷はシシファスの轉ばす巖と同様に、憔悴した労働者の上に絶えず轉げ戻つて來るのである。』」(註一)。

分業は生産行程を細分した、その微細な一行程を擔任するに過ぎない労働者は、生産の結果いかなる商品が現出するかを知らない。エルンスト・アッペーは云ふ、「すべての労働の最も重要な

る倫理的衝動即ち労働の結果が目前に現はれ來り、完全なる生産品となる場合に生ずる創造の快感 (Die Freude am Schaffen) は分業の結果として著しく減少せざるをえない。故に労働者は眞正なる價值を生ずる完全なる生産品の製造に必要な労働に従事すとの感を直覺する能はざるに至り、労働は直接に快感を與ふべき原因に非ずして、労働契約上より生ずる義務を履行する手段たるに過ぎなくなつた」と(註二)。又エンゲルスは云ふ、「自由意志による生産的活動が吾々の知る最高の享樂であるならば、強制労働は最も殘忍にして汚辱的な苦痛である。毎日毎日朝から晩まで氣に入らない或る仕事をしなければならぬ程恐ろしいことは何一つない。而して労働者が人間的の感情を持つてゐればある程、彼れの労働は愈々彼にとつて憎らしいものたらざるをえない」と云ふのは彼は強制を、彼自身にとつての無目的を、その労働の中に感ずるからである。一體彼は何のために労働するのか？ 創造の喜びからか？ 自然の本能からか？ 決してさうではない。彼は金のために、労働そのものとは全然何の關係もないある物のために労働する、……分業は強制労働の動物化的作用を一般に尙幾倍加した。大抵の労働部門に於ては、労働者の仕事は下らない純粹に機械的な操作に限られ、而もそれが毎分間繰返され且つ年から年中同じ事なのである。幼少の時分から毎日十二時間及びそれ以上も針の頭を作つたり、又は有齒輪を磨いたり

し、且つその上イギリスのプロレタリアの状態に生活して來た者は、その三十歳に達した時に、
どれだけの人間的感情や能力を持ち續けてゐるであらうぞ」と(註三)。

(註一) K. Marx: Das Kapital, Bd. I, 6te Aufl. SS. 387—388.

高島氏譯「資本論」第一卷第一冊 四〇五頁。

(註二) Ernst Abbe: Gesammelte Abhandlungen, Bd. III, 1906, S. 29.

(註三) F. Engels: Die Lage der arbeitenden Klasse in England, 1845, 3te Aufl. SS. 121—122.

「マルクス全集」第三卷 一四六頁。

だが生産行程に於ける害悪は、機械と分業とから來る心理的苦痛のみではない。労働者は工場、
鑛坑に於ける危険と非衛生に曝露されてゐる。あるものは運轉中の機械又は動力傳導装置に捲き
込まれて、人命を失ひ四肢を奪はれるか、毒藥劇藥その他有害料品を取扱ふか、又は爆發性引火
性の料品を扱ふ業務に従ふものは、常住不斷に死の脅威を受け、鑛山の坑中に働くものは、終日
日光を見ずして、排水設備の届かない爲に泥水の中に身を浸し、有毒瓦斯の爆發を豫期しなければ
ならない。而もかゝる危険に遭遇した場合に、資本家は民法の規定により損害賠償の責任を負
ふが、それは彼等に重大なる過失あつたことを證明された場合であり、而も煩雜な裁判の手續は、
労働者やその遺族の堪へる所ではない。かくして一命を賭した労働者の遺族は路頭に迷ひ、不具

となつた労働者は街頭に投げ出された。たとへ之ほど危険に曝されなくとも、工場に飛散する塵
埃粉末は、内臓器官を損傷し、通風採光の設備宜しきをえなかつた爲に、呼吸器病、眼病に罹り易
く、絶えず起立する業務と坐業とは、何れも夫々に一種の工場病を伴ふ。之等の理由で健康を害
したものは、死傷の如くに注目を惹かないが、繼續的に生命を蠶食されたのと等しい。工場に於
ける多數集團の生活は、同僚の過失から生ずる危害を増大する。然るに之等の場合に、資本家は
何等賠償の義務を負ふことがない。労働者は労働力を商品として提供しつゝ、事實はその生命と
身體とを提供し、使用に堪へざるに及んで、廢物として解雇されるのである。

第三に轉じて消費行程に於ける労働者をみるならば、既に雇主から安い賃銀しか支拂はれな
かつた労働者は、生活の資料を求めるに際して、商人から高値に賣付けられた。殊に鑛山の如き一般
都市から離れた場所では、商人は雇主と結合して、商品の販賣を獨占してゐた爲に特に高値であつ
て、又一般工場に於ても賃銀を貨幣で支拂はずに、物品で支拂つた所では、事實に於て名義上の
賃銀額は更に割引されたに等しかつた。殊に注意すべきは住宅の不足と粗悪とであつた。急激に
労働者が都市に集中した爲に、住宅の供給は間に合はなかつた、爲に家賃は高値であり而も一室
に夫婦と成年子女とが同居することが多く、風紀上好ましからざる事態を發生し、更に一室に數

組の夫婦が同居することさへ珍しくなかつた、之が不倫の行爲を誘發する原因となつたことは云ふまでもない。労働者の住宅は都市の細民街に集中し、不潔と汚穢とに満ち、傳染病の中心地と目された。エンゲルスは云ふ「劣悪街區にある労働者の住居が、此の階級のその他の生活状態と結び付いて、多くの病氣を生み出すと云ふことは、あらゆる方面から立證される。……：ロンドン及び特にその労働者區域の悪い空氣が肺癆の發生に極めて好都合であることは、街路で行き合ふ非常に多くの人々の瘵症的な顔付を見れば分る、朝早くすべての者が仕事に出掛ける時分に少し街路をうろついて見ると、出逢ふ人間の中、半ば或はすつかり肺癆面をしてゐる者の多いのに驚くのである。……：肺癆と競争するものはその他の肺病及び猩紅熱以外では、就中労働者の間を最も恐ろしく荒す病氣即ちチブスである。此の一般に普及せる悪疫は、労働者階級の健康状態に關する官廳報告によれば、その直接の原因は、通風排水及び清潔に關する住居の劣悪なる状態にありとされてゐる。……：人々にして労働者の生活せる境遇を想ひ起すならば、彼等の住居がいかに込み合つてゐるか、隅と云ふ隅が皆人間でいかに一杯に詰まつてゐるか、病人と健康者がいかに同一の室に、同一の床に寝るか云ふことを考へるならば、此の熱病のやうな傳染病がもつとひどく蔓延しないのを寧ろ不思議に思ふであらう」と(註一)。

最後に労働者の災惡の頂點に位するのは、失業であつた。以上の災惡はたとへ恐るべきであるとしても、尙一日の生活を繼續することが出來た。然るに彼等を雇主に結ぶ雇傭關係は淡くして水の如くである。彼等は労働の意志を有し労働の能力を持つ、而も彼等自身の毫も責任なき理由により、いついかなる時にも雇主から解雇されて、街頭に徘徊せざるをえなくなる。失業の原因には色々あるが、その主要なるものは不景氣による失業であり、すべての雇主が共通に影響を蒙るが爲に、ある雇主からの解雇は、殆どすべてからの解雇に等しい、失業の災惡は安い賃銀や長い時間とは性質を異にし、而もその原因が被害者でない爲に、その災惡が労働者に與へる印象は最も深刻である。再びエンゲルスの語を聽かう、「けれどもイギリスの労働者に對して貧困よりも尙遙かに墮落的の影響を與へるのは、生活状態の不安定、賃銀によつてその日暮しをしなければならぬ必然性、之を要するに彼等をプロレタリアたらしむるものである。ドイツの小農も大部分は又貧乏であり、屢々缺乏に悩んでゐる、けれども彼等はそれ程偶然に従屬することなく、少くとも或る確實なものを持つてゐる。然るにプロレタリアは、その二本の腕以外には何物をも所持せず、昨日得たものは今日食ひ盡して了ひ、あらゆる可能なる偶然に従屬し、その生活必需品獲得の能力に對しては聊かの保證をも有しない——あらゆる恐慌、その主人のあらゆる氣紛れ

が彼を失業者たらしめうる——かゝるプロレタリアこそは苟しくも人間の考へうる最も厭ふべき最も非人間的な状態に置かれてゐる。奴隷に對しては少くともその生存は、主人の利己心によつて保證されてゐるし、農奴に至つてはその生活手段たるや一片の土地を所持してゐるので、彼等は少くとも生きて行くだけの生活の保證は持つてゐるのである——然るにプロレタリアのみは己れ自身の外に頼るものもなく而も同時に自己の力を頼りにしうるやうな風にその力を使ふことも出来なくされてゐるのである。……」と(註二)。

以上四項に分けて述べた労働者の窮境に就ては、更に詳細に英國工場監督官報告と、エンゲルスの「英國に於ける労働者階級の狀態」とマルクスの「資本論」第一巻とが語るであらう。アドルフ・ヘルトの云ふが如く「英國は他國に先だちて大工業を創造したると共に、その暗黒面を殆ど完全に曝露するの悲しむべき名譽を荷つた」のであつた(註三、註四)。

(註一) エンゲルス前掲書 一〇〇—一〇一頁。邦譯二二六—二二八頁。

(註二) 同 一一九頁。邦譯一四三—一四四頁。

(註三) Adolf Held: Zwei Bücher zur sozialen Geschichte Englands, 1881, S. 614.

(註四) 吾が國の工場法制定以前の職工状態に就ては農商務省編纂の「日本職事情」が詳述してゐる、その一部は河上肇氏の「經濟學大綱」一六三—一六五頁に引用されてゐる。

(三)

然らば労働者階級のかゝる状態に對して、當時の人はいかなる批判を加へたか。少し遡つて十八世紀中頃をみるに、「ロビンソン・クルソー」の著者として有名なるダニエル・デッフォーは云ふ、年齢五歳に及ばざる少年労働者が、そのかよわき手足の労働によつて自らの生活を支へ、尙その餘れる所を以て、年々巨萬の富を英國に齎すことを思へば、所謂地上の理想國とは、寧ろ今日の英國を云ふのではないかと。此の一句は嘗に當時の輿論を語るのみならず、爾來一世紀間の生産力の發展を最高の目標とせる資本家の精神を道破したものである(註一)。だが同世紀の末に於ては觀點の少しく轉向せるものがある。千七百八十四年ラードクリップの紡績工場に於て傳染熱病の發生するや、漸く工場地方に於ける生活は社會の注目する所となり、遂にパーシバル(Thomas Percival)と云ふ醫師の調査する所となり、その調査の結果熱病傳染の原因は、工場労働者の非衛生的生活に在るので、労働時間の餘りに長い事が、その原因の主たるものであると云ふ事になつて、數種の改革案は提出せられたのであつた。之れ工場労働者の生活が論議せられた抑々最初のものであつて、労働者問題なるものは、その當初は實に衛生的見地に立つ醫師の口より出た(註二)。

次で千八百一年ジューパーなる者徒弟を虐待したる廉を以て罰せられたが、その判決の中に曰く、「若し工場主にして之等の兒童のない爲に、營業の利得を擧げる事が出来ないと言ふならば、余は言はん、營業は單に利益の爲にのみ之を爲すべきものではない、斯くの如くならば寧ろ社會の爲に之を廢止すべきであると。又之等兒童の後見人は工場に於て使用せらるるに非ずんば、兒童の處置を付けることが出来ない」と云ふならば、余は言はん、一人として顧みる友無き所に之等の兒童を送つて、虐待と慘狀と疾病とに曝さしむるが如きは非常なる罪惡であると。」こゝに至つて往年のデッフォアの言に比較すれば、非常なる差異あることを發見するであらう。

(註一) B. L. Hutchins and A. Harrison: History of Factory Legislation, 1923. 3rd ed., p. 4.

(註二) 同書、七一―一頁。

吾が國に於ても工場法の制定に熱心であつたのは、全國醫師の團體なる中央衛生會なりしことは、之と共に興味がある。

爾來勞働者生活の慘狀を取上げて、その改善に盡力したのは所謂人道主義者 (Humanitarians) であつた。人道主義とは出來うる限り精神又は肉體に與へる苦痛を輕減せんとすることを目的とし、メソヂスト教會の宗旨に負ふ所が多い。既に残酷なる刑罰の廢止に、死刑の減少に、動物虐待の取締に、監獄の改良に、更に奴隸の廢止に着々として效を奏し、遂にサー・ロバート・ピールとハナー・モアとは、千八百二年「徒弟の健康風紀に關する條例」(Health and Morals of

the Apprentice Act) を制定し、始めて工場勞働者の保護に着手し、以後百年間に互る勞働立法の先驅をなすに至つた。遂に後れてオースラー (Richard Oastler) は、千八百三十年「ヨーク州に於ける奴隸制」(Slavery in Yorkshire) を著して、黒人奴隸を解放したる英國が、國內に奴隸に等しき状態に勞働者を置きつゝあることを輿論に訴へるや、俄然識者の注意を惹き、千八百三十三年の工場法と千八百四十七年の十時間法の通過とは、等しく人道主義に屬するオースラー、サドラー、サウシー、シャフツベリー卿等の功績に負ふ所が多い。彼等が勞働者の窮狀に對する同情は、輿論を教育すること多大であつた。又工場法が少年及び婦人勞働者の生活を改善したことは疑へない。然し彼等は勞働者の生活が、ある社會組織の必然の結果であり、その根源を芟除するに非ずんば、治療しえないものとは意識しなかつた、従つて病症の徵候毎に姑息の彌縫を以てするの外、對策を知らなかつた。のみならず彼等は大體に於て保守主義に傾き、優越者の立場に自らを置き、劣者に對して恩恵を與へる態度を以て臨んだ。彼等が勞働者を保護したのは、彼等を自己と同位に置くに非ずして、封建時代の主従關係より來る義務からであつた。此の立場に立つ限り、勞働者の向上は、早晚一定の限界點に停止せざるをえざるに至る。彼等が遂行した結果は、勞働者に利益を與へたにしても、彼等は社會問題を發生せしめる思想體系の持主ではなかつた(註)。

(註) 拙著「社會思想史研究」第一卷、七〇—七二、一五八—一五九、二〇六—二一四頁参照。

こゝに於て社會問題を發生せしめるが爲に、勞働者生活と云ふ現象に觸發されて、價值批判を加へる理想の體系は、別個の方面より現はれるを俟たざるをえなかつた、それは二つあつた、一はフランス革命思想であり、他は功利主義である。フランス革命思想は、自由平等の標語を掲げた。唯彼等は吾々は自由平等ならざるべからずと云はずして、吾々は曾て自由平等であつたと云ひ、前途に自由平等を實現すと云はずして、社會契約に留保した自由平等を回復すと云ふ。かゝる特異の表現法を採つたが、云はんと欲する所は自由平等の社會が理想であると云ふに外ならぬ、而して此の理想の意識が大革命を燃焼させたのである。問題は自由と平等とは何を意味するかである。革命思想の大勢は、私有財産制度を認むるに傾いて、革命思想の別派と云ふべき重農學派の人々は、私有財産制度は自然秩序の華であると云ひ、ルッソーは所有權は市民權の内最も神聖なるものであると云ひ、千七百八十九年の人權宣言の第十七條は、所有權は神聖にして侵すべからざるものなるを以て何人も之を奪はるべからずと云つた。従つて革命論者の所謂平等とは法律の前の平等を意味するに止まつて居り、自由とは彼等が今現に所有するものを如何に行使するかについて、他人の強制を排除すると云ふ事だけに止められて居た。かくして革命自身は現存

經濟秩序を確立するに止まつたが、革命思想の中には將來發展して現存秩序に對して批判を爲すべき萌芽を藏してゐた。第一に所謂平等とは法律の前の平等に限られてはゐたが、何故法律の前に平等でなければならぬかと追窮するならば、平等が法律の前の平等だけに限るといふ事は成立たなくなる。又私有財産を尊重せねばならぬと云ふ根本理由を究むるならば、その變革も亦考慮の中に入るであらう。況や一方には拱手徒食するものがあり、他方では終日勞働して尙衣食に窮してゐるものがあると云ふ事は、革命思想家が夢想してゐた自然状態と調和しない觀念である。革命が現存秩序を認めたとはいふことは、革命思想がその論理の必然的歸結に至る邊がなくて、唯半途に停止してゐたからである。早晚此の中から現存秩序に反對する思想も現るべき運命がある。第二に革命思想家は、私有財産を辯護して、財産は過去の勞働の成果であるから認めねばならぬと云つた。然し私有財産制度肯定の論據を勞働に求めると云ふことは、私有財産の基礎を確實にするが如くにして、或る場合には却つて動搖性を與へるものと云はねばならない。勞働の成果である財産だけは擁護することにはなるが、不勞の所得は却つて否定されると云ふこととなる。即ちこの論據は、敵に對する武器であると共に、味方に對する武器ともなるべき可能性がある。之を要するに、革命思想の中からは現存秩序に反對する思想の出るべき希望性がある。既に革

命前に於てもモルリー、マーブリー等は社會主義を唱へ、革命期に入れる後にも、バブーフは所有の平等を主張して叛亂を企てたが、やがて自由平等の思想を轉向せしめた思想家の一群が現はれた。即ち第一はコンドルセー、ゴドウインの無政府主義であり、第二はサン・シモン、フリエー、ルイ・ブラン、カペー、オーウェン等の空想的社會主義であり、第三はスペンス、オジルビー、ペーン等の土地社會主義である。自由平等の社會を理想とする思想の前に、上述した勞働者階級の狀態が曝露された時、それは當然に「あるべからざる」狀態として價值批判を爲されねばならなかつた。だが別に功利主義に就て一瞥を投ずるの必要がある。

功利主義は十九世紀初期以後、英國に於て支配的の勢力を有した。今まで吾々の行爲に就ても社會制度に就ても、何等頼るべき標準のなかつた時代に對して、極めて通俗的な批判の標準を與へた。多くの場合に人間は社會制度を唯漫然と受け入れてゐる、それが何のためであるか、何故であるかを反省するものは極めて少い。然るに功利主義は從來批判と反省の經驗を持たない一般人に對して、明快なる標準を提供して凡そ批判と云ふ事を教へた。而して功利主義が「最大多數の最大幸福」が社會の理想だと云ふ時に、その重要點は、最大多數と云ふ前段にあつて、最大幸福（快樂）と云ふ後段にあつたのではなかつた。當時特權階級の手に社會制度が獨占されてゐた

が、功利主義は社會は最大多數のために存在することを指摘し、いかにして最大多數なるか否かを計算するかに就ては、何人も一個として數ふべく一個以上として計算すべからずと云つた。かくして最大多數の最大幸福といふ標語は、フランス革命思想と異なる表現を採りながら、結果に於てこれと共に平等を鼓吹した、而して特權階級より社會制度を解放する重要な改革的使命を果した。然し革命思想が社會問題發生の條件たり得る萌芽を内藏したるに拘らず、一應は現在社會秩序擁護の學說となつた様に、功利主義も亦一應は資本家階級のイデオロギーとして私有財産制度を是認した。例へばベンサムは最大多數の最大幸福を計る方法として自由と平等とが考へられるが、若し平等と自由が牴觸したならば、自由は勝つて平等は道を讓らねばならない、何故なれば自己の所有が安全であると云ふことが、一切の生活の必要條件である、之が無いならば原始野蕃の狀態に戻るの外はない、若しそこに平等がありとすれば唯貧の平等があるだけである、故に財産の平等を計ることは自由の前に屈しなければならぬと云つた。かくして功利主義は私有財産制度の安全と自由競争制度とを主張すると云ふ事になつた。だが少數特權の階級に反抗して「最大多數」を唱へたことが功利主義の特質であつた、又最大幸福の計算に就て、ベンサムの説明する所によれば、幸福は富の分量に反比例することとなる。然らば功利主義が資本家階級のイデオ

ロギーとなつたのは、論理の歸結がそこにあつたからではなくて、寧ろ論理が必然的に歸結まで到達しないで、中途に停止してゐたからである。果して十九世紀の初期に於て、既に功利主義の上に立つて社會主義を唱へる一群の思想家が出現した。之れ即ちタムソン、ホヂスキ、ホール、グレイ、ブレイ等のリカード派社會主義者 (Ricardian Socialists) である。

フランス革命思想は自由平等を唱へ、功利主義は最大多數の最大幸福を唱へて、理想の社會が何であるかを教へた。こゝに示された理想は、眼前の現象に價值批判を爲さずんば止まない。若し前述した労働者階級の狀態が存在しようとも、事實の存在はそれ自身に於て何もかも産まない。此の事實に直接して價值批判が爲された時にのみ、新なる事實への創造へ驅られる。人若し革命思想と功利主義とが、單に一部の有識階級の思想に止まつたと思ふならば誤りである。千七百九十二年スコットランドの靴工トーマス・ハーディーは「倫敦通信協會」(London Corresponding Society) を作り、倫敦のみにて三萬の會員を有する労働組合であつた。此の會の倫敦支部の労働者に對して、ジョン・セルウォールが講義の教科書として使用したのが、ゴドウィンの「政治的正義」(Political Justice, 1793) であつた。その後此の組合は解散されたが、後年の労働運動の首領は、此の中に在つて思想上の訓練を受けたと云ふ。又功利主義者であるフランシス・プレ

ースとジョセフ・ヒュームとは、労働組合の合法化に盡力し、千八百廿四五年の労働組合法は兩人の努力に負ふ所が多い。その他チャーチスト運動の中心人物は、オーウェンの思想とリカード派社會主義の思想とに支配されてゐたことを知るならば、フランス革命思想と功利主義とが、當時の労働者階級にも浸潤してゐたことを想像することが出来るであらう。

社會問題の發生に必要な條件として、労働者階級の生活狀態と云ふ現象と、之に對し價值批判を與ふべき理想と、彼の現象が當時の社會制度より來る結果であると云ふ因果關係の認識が擧げられた。今前二者が既に述べられたならば、吾々に残された問題は、労働者階級の狀態がいかなる社會制度の結果であるかと云ふ認識である。だがたとへ此の因果關係が究明されたとしても、若し社會制度が永遠不易の秩序にして、神の意志に基づき人意を以て變更しうべからざるものならば、遂に現存制度を甘受するの外はない。又若し労働者階級の狀態が好ましからざるものにもせよ、それが各労働者個人の責任にして、制度の罪でないと思ふならば、各個人の努力に俟つの外はない。社會制度を改革せんとする途上の障害となるべき此の二つの問題に對して、いかなる思想が當時に於て存在したか。

事物を不動のものとしてのみ觀察することは、永く人間の思想を支配してゐた。然るに十九世

紀の始めから、事物を發展生成と云ふ立場に於て觀察することが擡頭した。同一物の空間に於て異なる場所への變更に非ずして、同一物の時間 に於て異なる状態への變更が、人の注意を惹くに至つた。之は自然科学の中心が物理学から化學へ、やがて生物學へと轉向した爲であると云ふ。獨逸に於けるヘーゲルの辨證法的發展の思想、フランスに於けるサン・シモン及びコムトの社會進化の思想、英國に於ける生物進化論の如き、何れも時を同じくして歐洲に現はれた一種の時代精神である。フランス革命思想家と功利主義者とは、事物の動的觀は缺けてゐたが、社會制度も亦永久不易のものに非ずして、不斷の變化の過程に在ると云ふ思想は、無意識の裡に、十九世紀の初期に磅礴してゐた。然らば誰が此の變化の推進の任務を果すが問題となる。西洋思想を構成した二大潮流として、吾々はヘブライズムとヘレニズムとを擧げるが、ヘブライズムの支配した中世に於ては今在る社會制度は神の與へたものとして、吾々はそれに服従することのみを考へて、それを變革することを考へなかつた。此の世の秩序は神の爲せるもので、その變革は神への叛逆である。然るにヘレニズムはかかる思想に對する叛逆である。與へられた秩序は人の作れるものであつて、人の作れるものは人により變革さるべきであると云ふ。なるほどヘレニズムの支配した時代に於ても、神の秩序とか自然の秩序とか云ふ言葉を使ふ。だが然し神の秩序や自然の秩

序が何であるかは、人が考へるのであり、人がそれを實現せねばならない。若しルネッサンスに於て、ヘレニズムが復活せざりしならば、一切の社會制度の變革は思ひもよらなかつたであらう。此の意味に於てヘレニズムの復活は、單に社會問題の發生に對してのみでなく、近世のあらゆる改革運動の條件を爲すものであつた。かくして社會改革に對する支障の一つは除かれた。

環境が人間に及ぼす影響を認識したのは、十八世紀の末から十九世紀の始めにかけてである。人間の成長を圖らうとするならば、單に心の覺醒に訴へるだけでは足りない、彼を圍む環境を改善しなければ全きをえないと云ふ思想が普及した時に、資本家階級のための社會改革がそれで刺戟されたばかりでなく、労働者階級のための社會改革がそれによつて刺戟された。社會制度の改革と云ふことは、多かれ少かれ此の思想の上に立たざるを得ない。唯環境と人間との關係を如何に見るかにより立場の差異を生ずるが、結果に於て此の思想なくして制度の改革は基礎づけられない。十八世紀末より十九世紀にかけて、此の思想は各方面の人により傳へられた。それらの人の所謂環境が何であるかは、夫々異なるものではあるが、要するに個人の如何ともすべからざる、個人の外なるものの影響を重要視したと云ふことに於ては同一である。ゴドウィンとコンドルセとは、強制制度の害惡を述べて、人が本來惡なるに非ずして、強制が人を惡ならしめた、だか

ら強制を廢するならば人間は善に歸るのだと云つた。ロバート・オーエンは云ふ、「人間の性格は彼に對して形づくられるものではあるが、彼によつて形づくられるものではない」(The character of man is formed for him and not by him)と。殊に環境説を強調したのはフランスの唯物論者であつて、その系統を引いたフォイエルバッハは「人とは彼れの食ふものである」(Der Mann ist was er isst.)と云ふ(註一)。ヘーゲルも亦「法律哲學」の序文に於いて「各個人は時代の子である」と云ひ、「歴史哲學」に於て「各個人はその國民とその時代の子である。何人もその後には止まらず。又況んやその前に進むを得ず」と云つた(註二)。之が時代の精神であつた。かくして社會の改革に對する第二の支障も除かれた。

以上の如き二つの前提を置いて、遂に労働者階級の生活状態と社會制度との因果關係を語るの時に來た。之が次章の「資本主義の解剖」の問題である。資本主義を語るにより、その因果關係が明かにされると共に、いかにして社會問題を解決すべきかの路も亦明かにされるであらう(註三)。

(註一) Gesammelte Schriften von K. Marx und F. Engels, 1841 bis 1850. Bd. II. SS. 231—242.

「マルクス全集」第一卷 六四八—六五八頁。

(註二) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1820. (Herausgegeben von G. Lasson). 1921. SS. 15—17.

Philosophie der Weltgeschichte, erster Halbband (1920). S. 102.

(註三) 社會問題發生の條件の一としての社會理想に就ては、フランス革命思想と功利主義と云ふ二つの歴史的事實を擧げ、次章の「資本主義の解剖」は社會問題發生當時の人の「資本主義の解剖」を擧げないで、私の解剖を述べた。前者に就ては第五章第三節及び第四節参照。

第三章 資本主義の解剖

第一節 資本主義の概念

(一)

經濟社會も亦不斷の進化を爲す。現代の經濟社會は、始めよりしてその態様を具へてゐたのではない、又將來も亦此の態様を繼續するものではない。時間に於て限定された進化の途上の一過程を爲すに過ぎない。人は現代經濟社會を稱して、資本主義の經濟社會と云ふ。曾ての經濟社會と區別し、やがて未來に到達すべき社會とも區別して、現代を表徴するに資本主義 (Capitalism, Kapitalismus) と云ふ語を以てするが、此の語は屢々用ひられるに拘はらず、その内容は決して明白ではない。資本主義とは何を意味するか、之を明かにすることが、先づ爲さるべき吾々の問題である。

パッサウに依れば^(註一)、資本主義なる語を始めて使用したのは、フランスのルキ・ブランであつて、彼は千八百四十一年雜誌「進歩の評論」(Revue du Progrès)に「労働の組織」(Organisation du Travail)と題する論文を掲げ、少數の者が排他的に資本を獨占する状態を資本主義と稱した。然らば社會主義なる語の使用されたと略々同時期である。然し此の語は久しく使用されなかつたが、千八百七十年獨逸の社會學者シェッフレの著書「資本主義と社會主義」^(註二)に於て用ひられ、更にゾムバルトの千九百二年の「近代資本主義」^(註三)出づるに及んで、遂に學界の流行語となるに至つた。カール・マルクスは此の語を使用したことなく、單に「資本家的生産行程」(Kapitalistische Produktionsprozess)と云ふ語を用ひたに過ぎないが、彼は資本主義の經濟社會を分析したる第一人者であり、資本主義と云ふ問題に近代的重要さを附與したるは彼であると云はねばならない。

(註一) R. Passow: Kapitalismus, Eine begrifflich-terminologische Studie, 1918.

(註二) A. Schäffle: Kapitalismus und Sozialismus, 1870.

(註三) W. Sombart: Der moderne Kapitalismus, 2 Bde., 1902.

最初は二卷であつたが千九百十六年(再版)に二卷四冊となり、更に Das Wirtschaftsleben im Zeitalter des Hochkapitalismus, 2 Bde., 1927. を出し、兩書の摘要を Grundriss der Sozialökonomik の第四卷第一冊(千九百二十五年)の巻頭に掲げてゐる。尙「資本主義的精神」に就て Der Bourgeois, 1913, 1923. を出したる。

資本主義なる語に伴ふ第一の不明は、此の語は抑々一定の客觀的現象自體を意味するのか、或は又かゝる現象を肯定し維持せんとする思想を意味するのかと云ふことである。此のことは社會主義なる語に就ても同様に起る問題であるが、主義と云ふ語が附加されてゐるに拘はらず、資本主義は特殊の例外を除いては、客觀的現象自體を意味する、此の點に於て社會主義が寧ろ例外的に客觀的現象を意味するに止まり、通例は思想傾向を意味するのとは反對である。第二に然らば資本主義とはいかなる客觀的現象を意味するか、之が學者により説を異にして歸一する所がない。之等の學說の互に異なる所は、資本主義の特徴とする構成要素を、何に於て把握するかに係る。ブレンターノは現代資本家を動かす自利心を挙げ、マルクス主義者は資本家による労働者の搾取に求め、マルクス主義者に非ざるオッペンハイマーも、階級國家と大規模な剩餘價値の搾取に求め、ゾンバルトは營利主義と經濟的合理主義と資本家の労働者への支配を挙げ、バツソウ、ペロー、ホブソン等は經營の規模の大なることを指示し、シドニー・ウエップは生産手段の私有制度と私利を目的とする支配とを云ひ、カール・デイルは技術と自由主義的法制とを特色とする(註一)。之等の學者の説は何等かの意味に於て、資本主義の特異性に觸れてゐる、然し彼等は自己を肯定することに於て正しく、他を否定することに於て誤つてゐる。資本主義を一二の特徴

に求めずして、複合的の要素を捉へたのはポーレーである(註二)。彼は資本主義の構成要素として第一に個人主義的經濟秩序を挙げ、それは個人に經濟的自己責任を負擔せしめることであると云ひ、之から私有財産制度と經濟活動の自由制度とが出る、第二に營利經濟的生產方法、第三に企業を挙げ、此の三者が三位一體として有機的統一を爲す所に、現代資本主義の特徴があると云ふ。資本主義の概念を定める諸多の學說中に於て、ポーレーの占める特異の點は、先づ第一に彼が資本主義を複雑なる形態の社會として扱ひ、單に部分的の特徴を擧げるに満足せずして、総合的な觀察を試み、而もその特徴の間に有機的の聯關を求めたことに在る。第二に彼は之等の特徴を明白ならしめる爲に、之等の特徴に對して曾て存在し又現に擡頭しつつある資本主義に對する反對運動を捉へて、それを對照せしめたことに在る。第一の個人主義的經濟秩序に對するものは共產主義的經濟秩序であり、第二の營利經濟的生產方法に對するは消費組合的生產方法であり、最後の企業に對するは労働者生産組合があると云ふ。彼は社會主義に反對し資本主義を維持せんとするものであるが、その立場の正否は暫らく措き、資本主義の概念を定めたる學說として、暗示を投ずる試みであつた。

(註一) 之等の學說に關しては極めて簡略に述べるに止めた。詳細は前掲バツソウの著書及び邦文のものとしては林發未夫

氏の「社會政策新原理」第二章と田邊忠男氏の「資本主義の概念(社會經濟體系第六卷)を参照せよ。
(註二) L. Pohle: Kapitalismus und Sozialismus, 1919, 3te Aufl. 1923. (堀經夫氏譯「資本主義と社會主義」)。
尙ボローは「國家學辭典」の中に「資本主義」なる項目を執筆してゐる。大體に於て前掲の書と内容を一にするが、
第二の特徴として營利と云ふ點に重きを置くよりも商品の生産と云ふ技術的方面に重點を置くに至つた。

(一)

凡そ一定の現象の特質を把握せんとするものは、必ず之と比較さるべき他の現象を置かねばならない。又數個の現象を漫然として竝立せしめ、雜多の諸點を比較するも、得る所なき浪費に過ぎない、比較は當然にいかなる觀點に立つかを明かにし、それよりして比較さるべき部分を撰擇せねばならない。前述した幾多の學說も暗々裡に比較さるべき對象を假定し、比較に際しての何等かの觀點を前提としてゐるに違ひない。吾々が資本主義の特質を検討するに當り、先づ此の二點に就て立場を明かにする必要がある。私は資本主義と比較對照さるべき經濟社會は、回顧的であつてはならない前望的であらねばならないと思ふ。カーライル、ラスキン、モリスの如き思想家は明かに中世社會と比較して、現代資本主義の特質を捉へようとした。然し吾々が資本主義の特質を検討するは、單に特質の検討自體の爲ではなくて、資本主義がいかなるべきかの検討

の爲である。それならば資本主義と對比さるべきものは、過去の社會に非ずして、やがて來らんとする未來の社會である。過去との比較はそれ自身が未來の社會との比較と同一視されることにより始めて意義を持つに過ぎない。此の立場よりすれば、資本主義の特質を機械生産や大經營に置くことは意味を爲さない。いかなる未來の時代に於ても、現代の機械の使用や經營の大規模を改廢しようとは思へないからである。之等の特徴は他の特徴の副次的要素としては注意されるだらう、然しそれ自體として重要な要素ではない。以上の立場より資本主義を観察することは、特徴を把握する觀點を明白にするのみで、自己の好惡によつて特徴を取捨せんとするのではない。いかなる科學的認識に於ても當然とされてゐる前提を、唯明白に意識の世界に齎すに過ぎない。第二に資本主義の特徴は、社會問題の發生と云ふ立場から捕捉されねばならない。各種の立場から資本主義は觀察されるだらう。然し吾々の目的は社會問題の研究に在るが故に、此の目的から觀察する必要がある。而して社會問題の發生は單に生産組織のみに因るのではなく、より複雑な要素が湊合する。従つて經濟學者の偏狹な見地に躊躇してはならない、此の點より云つても、大規模經營や機械生産のみを、資本主義の特徴とするは當らない。社會學者や文明批評家の研究が、往々にして資本主義の眞隨に觸れるのは、彼等の展望が廣濶だからであり、資本主義の特徴

を單一に求めないで、數個の複合に求むべきであるのも、此の立場より來るのである。

私は社會に於けるあらゆる成員が人格の成長を爲しうる社會が、理想の社會であり、それが理想であることの故に、社會は今日までもそれに向つて進化して來たのであり、今後も亦かく進化すると信ずる。而して此の進化の過程に於て發生した現象が、社會問題であると考へる。従つて社會のあらゆる成員が人格の成長を爲しうる社會と、資本主義とを比較對照することが、資本主義の特徴を宜しく前望的に把握すべしと云ふ第一の觀點と、社會問題と云ふ立場より把握すべしと云ふ第二の觀點とを、二つながら満足せしめうるることとなる。此の立場からして、資本主義の特徴と認むべき項目が四つある。第一は資本主義を推進せしめつゝあるイデオロギー如何であり、第二は資本主義を維持しつゝある社會秩序は何か、第三は資本主義に於ける生産者と外部との關係であり、第四が生産者自體の内部に於ける構成である。第一の資本主義の指導原理は富が終局の價値であり目的であると云ふ思想——之は普通に資本主義的精神と呼ばれる——である。第二の資本主義の社會秩序は私有財産制度と自由放任制度とである。第三の資本主義の生産者と外部との關係は、消費者を目的とせざる商品生産である。最後の生産者自體の内部に於ける構成は、資本家と労働者との對立と、前者による後者の搾取である。私は此の四點に資本主義の特異性を

認めんとするもので、以下數節に於てその各々に就て語るであらう。此の立場に伴ふ便宜は、今や資本主義の中に發生し資本主義を攻撃しつゝある各種の運動が、資本主義のいかなる點を突きつゝあるかを明白にしうることである。即ち理想主義運動は第一の特徴に對立し、社會主義運動と労働立法運動とは第二の特徴に、消費組合運動は第三の特徴に、労働組合運動は第四の特徴を目標として、何れも資本主義の變革を迫りつゝある。之等の運動は資本主義の牙城を崩壊せしめつつあるが、資本主義の特質を以上の如くに把握することにより、彼等の持つ意義は明確ならしめうるであらう。

だがここに以上の説明に伴つて、注意せらるべき數點がある。その一つは之等の特徴はすべて時を同じくして、發生したのではないことである。例へば私有財産の發生は、遠く古代に在つて最近百數十年以來のことではない。又資本主義的精神は宗教改革に起源する。然し資本主義的精神が理論付けられ、從來より在つた私有財産が意識され主張され、自由放任制度が要求され、商品生産と労働者の搾取とが形態を整へたのは、十八世紀の後半の英國に於てである。此の時期に於て始めて以上の特徴のすべてが步調を揃へて進行を開始したと云へる。次に注意すべきことは、説明の便宜上資本主義の特徴を數個に分類したが、本來は夫々が互に分離しうべからざる有機的

關係に在り、相互に影響を及ぼすものと云ふことである。例へば資本主義的精神は、商品生産と労働者の搾取とに於てその實現を見出し、之等の特徴が資本主義的精神を愈々助長し育成した。私有財産と自由放任を保證する制度あつて始めて、資本主義的精神は活躍を恣にするのである。私有財産制度なかりせば、資本家の労働者への搾取は發生しえないであらう。自由放任制度は商品生産と労働者の搾取とを可能ならしめ、商品生産に伴ふ過剰生産と不景氣の襲來と産業豫備軍の増大とは、労働者の搾取を容易ならしめる。すべての特徴は密接に聯關を持ち、その一を抽出して他と獨立ならしめることは不可能である。此の點に於て學者が資本主義の特徴を單一の要素に求めたのは、決して無理ではない。若しその單一の要素を展開して多くのことを含蓄せしめるならば、その一を捉へて全體を描寫することも困難ではない。唯資本主義の全面を浮彫にし、觀察者の注心を深刻にするが爲には、始めよりして數個の特徴を抽出するに如くはないと思ふ。資本主義の前述の特徴を完全に具備した經濟社會は、歴史上に曾て存在したことはなかつた。之等の特徴が完備しかけた時に於て、一面には未だ前時代の殘滓が整理されず、他面には既に資本主義改革の運動が擡頭して相當の効果を奏しつゝあつた。従つて以上の特徴を持つ資本主義は、抽象された形態の社會であつて、現實にいかなる國いかなる時代にも存在したのではない。

比較的それに近きものとして、僅に十九世紀中葉に於ける英國を擧げうるに止まるであらう。英國に後れて經濟發展の途上に立つた諸國に於ては、先進國たる英國に追隨する爲に、政府が率先して一方では資本主義の發展を促成し、他方では資本主義の弊害を除去せんと試みた。此の點に於て特徴の一たる自由放任制度は、始めよりして歪曲された形態に於て現はれ、その結果として商品生産と労働者の搾取も、ある程度の變形を加へられた。又先進國を目標として之に追隨する爲に、資本主義は始めよりして國家意識を伴つてゐた、かくして資本主義的精神も亦純粹の形態に於て現はれずして、異分子を混入してゐた。(註)

(註) 此の點に就て日本に於ける歪曲に關しては拙著「フアッシュイズム批判」(三)「自由主義の再検討」参照。

更に世界の何れの國に於ても、現代の資本主義は上述の特徴を具へた資本主義の何れでもない。資本主義を維持せんとする者、資本主義に毫も變革を加へんとする意圖なき者により、資本主義はそれ自身を發展せしめられて、吾にあらぬ吾に己れを驅りつつある。現代の資本主義は自由放任制度に於て商品生産方法に於て、曾ての資本主義と態様を異にしてゐる。又他方に於て資本主義を變革せんと意圖する各種の運動は、既に資本主義の内部に醱酵し、資本主義の城廓の一角を崩壊せしめつゝある。労働組合、消費組合、労働立法、社會主義政黨の如きは、何れもその本質

に於て資本主義と對立し、その崩壊を促進しつつある。之を要するに資本主義はそれ自身の内部的發展によつて、資本主義を別個の方向に導き、又資本主義と反對の運動により異なる資本主義を現出しつつある。前者の傾向を研究したのがカール・マルクスとその後継者であり、後者の傾向を研究したのがシドニー・ウェッブ夫妻である。之れ資本主義の最近の狀勢を、後節に附加する必要ある所以である。

第二節 資本主義のイデオロギー

(一)

こゝにイデオロギーとは哲學と科學とに互る一切の意識の體系を云ふ。今暫らく自然科學に關する部分を除いても、イデオロギーは社會科學と哲學とを包含し、社會科學の中に政治、法律、經濟、社會に關する理論を持ち、哲學の中に本體論、認識論、欲望論、道德哲學、社會哲學等を包含する。資本主義を動かしつつあるイデオロギーも亦、すべて之等のものを持つのであるが、社會科學の理論に就ては、後章に於て觸れるだらう。社會哲學と社會思想とに就ては、次の節が之を説

明する。残れる部分は哲學に屬するが、その中で資本主義のイデオロギーとして最も顯著に前景に現はれてゐるのが、道德哲學と欲望論とである。人とは何によつて動くものであるか、いかにして行動にまで驅り立てられるものであるか、之に對する説明が欲望論であり、別の名稱で云へば人間觀である。人は何を目的として行動すべきであるか、吾々生存の理想は何か、之に答へるものは道德哲學であり、換言すれば倫理觀である。然らば資本主義はその人間觀に於て倫理觀に於て、果して特異のものを所有するか。

私は資本主義を貫く一筋の金線として、こゝに特異なる人間觀と倫理觀とを見出す。人とは唯彼自身の快樂苦痛によつてのみ動く、之れ以外何物も人を動かす力はないと云ふ人間觀が即ち之であり、現代資本主義に於て資本家が自己を解釋し他を解釋する場合に、前提とするは此の人間觀である。彼等が勞働者の心理を解釋するに、此の觀點に立つことは、後に述べるが如くである。又富即ち利益が最後の目的であり終局の理想であり、之が爲にこそ吾々は生活すべきであると云ふ倫理觀は、現代資本家を指導しつつある價值觀念である。彼等は富の外何物の目的も理想も認めない、彼等にとつて富がそれ自身に於て肯定され是認される自己目的である。既に富即ち利益を目的とし、その目的の爲に富即ち利益を追求す、恰も自己の影を追つて走るが如く、それ

は無限の追求 (Progressus ad infinitum) である。ある他のことを目的として、それに對する第二次的の目的として富が置かれるならば、富の追求はその目的によつて限界が定められるだらう。然し富それ自體を目的とする場合には、それを限定する何物もない、之が資本主義に於て資本家の飽くなき貪欲の源泉となり、その結果は一は現はれて労働者への搾取となり、他は現はれて消費者への搾取となる。

以上の人間觀と倫理觀とは、後に述べるが如く互に密接な聯關を持つのではあるが、暫らく説明の便宜上倫理觀のみを問題の對象とする。人は或はかゝる倫理觀が現に資本主義を指導してゐることを疑ふかも知れない。なるほどその倫理觀は無組織的であり無系統的であり、明白に意識されてゐるのではない、多くの場合に傳統として因襲として周圍から相續するに過ぎない。而も尙それは明白に意識されないだけで、現代資本家を支配しつゝある原理である。彼等は動物の如くに單に漫然として、利益を追求しつゝあるのではない、利益の追求を營む行動をその原理に依つて是認し肯定してゐるのである。尠くとも之に反對する原理を否定してゐる。その行動を客觀視して、それを價値付けること、之が人間に與へられた特異の能力であるが、現代資本家も亦利益の追求の行動を客觀視して、普遍に於てその特殊を肯定してゐるのである、その肯定する根

據が資本主義の倫理觀である。之を又資本主義的精神と云ふ。

此の倫理觀の内容を私は物質主義 (Materialism, Materialismus) と呼ぶのであるが、それを明白にするには之と對立する人格主義の倫理觀と比較するがよい。人格主義に於ては目的たるべきものは人格であつて、人格以外の何物でもない。凡そ一切の他のものは人格の爲の手段である。人格が終局の價値であり、あらゆるものは之によつて價値付けられるもので、それ自身價値付けられるものではない。カントは人及び他の理性者は目的でなければならぬ、他のものは手段として使用される、故に之を物件と名付けると云つて、人格 (Person) と物件 (Sache) とを區別した。リップスは善は人格であつてあらゆる他のものは善の爲の手段であり條件ではあらう、然しそれ自體善ではないと云ひ、物質主義は Das Gute (善) と Das Wohl (幸福) とを混同し Das Böse (惡) と Das Übel (都合惡しきもの) とを同一視するものと云つた^(註)。要するに物質主義は、人格主義に於て手段とするものを目的とし、人格主義に於て目的とするものを手段とするものである。

(註) 第二章第一節(三)参照。

(一)

資本主義の倫理観はいかにして發生したかと云ふならば、近世自然科学の勃興に伴うて、自然科学的方法即ち因果關係を以て一切を説明せんとする方法が、自然より人間にまで適用され、かくして發生した快樂主義の人間觀と功利主義の倫理觀との結合より産れた畸形兒である。然しそれが産れるまでの過程に就て、今少し説明を加ふべきことが残つてゐる。それは中世の倫理觀よりこゝに到るまでに、何がその橋梁の役割を演じたかといふことである。中世は宗教を絶対價値とする一元的イデオロギーを持つてゐた。科學も藝術も道德も皆中世に於ては宗教の奴隸であつた。當時は富の追求は罪惡として排斥されるか、尠くとも止むをえざる害惡として黙認されたに過ぎない。富の追求は明かに宗教といふ絶対目的に壓倒され、之に對立して之と同列に置かれる目的にさへならなかつた、況んや宗教をも凌駕して最高の目的とされるが如きは思ひも及ばなかつた。こゝに於て中世と物質主義とを接續する爲には、二つのことが必要であつた、その第一は富の獲得を營む現世の職業が、是認され肯定されることである。その第二は富の追求と云ふことが、宗教と云ふ絶対的目的から何らかの形に於て脱却し、それ自體を目的とする方向へ一步を進

めることである。何が此の二つの任務を果したか、此の問題を説明したのが、マックス・ウェーバーとエルンスト・トレンチの偉業である(註)。

(註) Max Weber: Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I. 1920.

Ernst Troeltsch: Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, 1912.

R. H. Tawney: Religion and the Rise of Capitalism, 1926.

マックス・ウェーバーの論文は始め千九百四年から五年に亘つて、Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik に掲げられた。トレンチはウェーバーの説を肯定し、自己が殆ど云ふに足りない蛇足を附したに過ぎないと謙遜してゐる。

マックス・ウェーバーに依れば、以上の任務を果したのはカルヴィニズム (Calvinism) である。中世の羅馬舊教に對して、等しく反對の立場に立ちながら、ルーテルとカルヴィンとは色々の點に於て異つてゐた。所謂資本主義的精神の構成に與つたのは、前者に非ずして後者である。中世に於て神に仕へるの路は、その代表的なものを僧侶の禁欲的生活に見出した。従つて超世的であり隱遁的であり、一部階級としての僧侶に限られた。然るに宗教改革は現世の活動たる職業 (Beruf, Calling) を神の召し給へるものとして、之に精進することが神に仕へる路であるとした。ルーテルに於ては職業を神聖化する態度は尙消極的たるを免れなかつたが、カルヴィンに於

ては職業に精進することを鞭撻する積極的態度となつて現はれた。こゝに於て曾ては罪惡とされた職業は、今や神への奉仕の路として是認された。のみならずそれこそ神に仕ふべき路として、鼓舞され鞭撻された。神聖の任務は隱遁的な超世的な生活よりして、活動的な現世的な職業に移され、僧侶の階級より俗人一般に解放され、俗人は皆生涯僧侶たるべく命せられた。曾ては罪惡とされた富の獲得は、一朝にして神聖な殿堂に引き揚げられた。新教主義の普及する到る所に、産業の振興を實現したと人の云ふ所以である。かくして中世より資本主義の倫理觀への第一の橋梁が架けられた。

然るに物慾に耽溺することは、中世の宗教の禁する所であつた。宗教改革者も此の禁欲の教理は、中世からその儘に相續した。ルuterに於ては禁欲の實行は尙寛容な所があつた、然るにカルヴィンに於ては禁欲は絶對的に峻嚴に命令された。こゝに於てか富の獲得を是認された現世の活動者は、獲得したる富を享樂に使用することを許されず、富は更に富を獲得すべく使用するの外に路がない。況んや禁欲は享樂への時間を節約し、愈々富への獲得を増大する。こゝに於て富の獲得は何の目的かと問はれるならば、富それ自體を獲得する爲だと云ふこととなる。まだ之だけでは富が自己目的たるには至らない、何故なれば富の獲得は神への奉仕の路であると云はれる

點に於て、上に宗教の目的が君臨してゐるからであり、獲得された富を享樂に使用するをえずして、富そのものの爲の獲得を爲さしめる所に、宗教の禁欲の教理が依然として働いてゐるからである。然し宗教と云ふ絶對目的を除いては、他の目的に従屬することから富は解放された。此の意味に於て富の自己目的は、一步を進められた。若し宗教と云ふ絶對目的さへ掃拭されたら、ここに富の完全なる自己目的は成就されるだらう。而して近世自然科学の發達は、時代を驅つて宗教を目的の王座より引き降し、富の自己目的へと一路直進の途を歩ませたのである。

職業が罪惡より解放され、富が富を目的として追求されると云ふ二つの點に於て、中世よりの倫理觀は捨てられた。之がマックス・ウェーバーとトレルチとの説明である。之に對しては多くの學者間に異論がないではない、その主要なものはブレンターノとゾムバルト(註一)であるが、ブレンターノは資本主義的精神は人間に固有なる獲得慾に起源すると云ひ、ゾムバルトは企業心、冒険心、計算的なこと等の心理を起源とする。然し問題は資本主義的精神とは何かといふことに係る。若しそれを富それ自體を目的とする價值意識、別言すれば倫理觀とするならば、ブレンターノやゾムバルトの説明は此の倫理觀の起源としては當らない。獲得慾が何故倫理觀として形成されたかの説明を、ウェーバーとトレルチとは試みたのである。その限りに於て後者の説明は正當である。

(註一) L. Brentano: Die Anfänge des modernen Kapitalismus, 1923. (Der wirtschaftende Mensch in der Geschichte, 1923. の第六章として收めらる)

W. Sombart: Der Bourgeois, 1913. Der moderne Kapitalismus, 1902.

かくして出来た職業の倫理は、カルヴィニズムの行はれる所に富の蓄積を可能にした。カルヴィニズムへの信仰の乏しき國と時代にも、隋性として力を持続したらう。だが然し之が資本主義の倫理観ではない、何故なれば物質主義は凡そ宗教と云ふものと反對のものである。職業を神聖化することに、禁欲を命令することに、宗教が權威を持つ限りに於て、それは物質主義とは相似ざるものである。カルヴィニズムは唯中世より物質主義への橋梁を架したるに止まつて、産れた物質主義はカルヴィニズムから蟬脱して、思ひもかけぬ方向に走つた。マックス・ウェーバーとトレルチとは資本主義的精神を中世から解放する消極的任務を果したカルヴィニズムの功績を説明したことに成功したが、何が資本主義精神を構成したかと云ふ積極的の問題を説明しない。此の積極的の任務は近世自然科学の所業である。

(三)

近世自然科学が花々しい業績を挙げた時に、自然現象を研究するに使用した方法、即ち原因結

果を追窮し因果関係を以て一切を説明しようと云ふ方法は、自然科学以外の學徒をも魅惑した。かくて此の方法を人間にまで適用しようと云ふ企が始められた。かうして人間の認識を説明して經驗論的認識論が成立し、人間の行爲を分析して快樂主義の人間觀が成立した。所が之等の學徒は人間を對象とする場合にも、自然を對象としてゐた時の或る前提概念を、その儘に馴致した。自然は時間と空間との中に存在を持つ現象であり、現象である限りに於てすべて原因と結果とを持つ。現象は前に原因により決定され後に結果を決定することを本質とする。原因と結果との系列の中に立たない現象はありえない。自然を對象とする自然科学に於て、此のことは前提として妨げなかつた。何故なれば人間あることによつてかゝる因果關係が可能とされたのであるが、自然を對象とし人間を對象としない場合に於ては、いかにして因果關係が可能なるかなどと云ふ問題を提出する必要がなかつたのである。然るに人間を條件として後始めて可能なる因果關係を人間自體に適用するやうになつても、自然科学に於ける前提概念を踏襲して、あらゆる現象は因果系列の中に在る、原因結果を持たざる現象はありえない、若しあればそれは現象ではないと考へた。今神なるものは凡そ宇宙の起源であつて、それ自身の起源を持たない、それは絶對的無條件的のもので、いかなるものにも制約されない。然るにすべての現象は原因を持たねばならないな

らば、神も亦原因に制約されるか、制約されないならば、存在しないものでなければならぬ。前者に依つて制約される神なるものがあれば、それは神ではない。後者に依れば神の存在は抹殺される。そこで神は先づ理神論 (Deism) の名に於て絶対の聖壇より降され、次で無神論 (Atheism) に於て存在が消失した。實際は大膽に此の歸結にまで到達して神の存在を抹殺したのは、英國に於てヒュームのみであり、フランスに於ては革命前後の唯物論者のみであつた。然し自然科学的方法の論理的歸結はこゝに來らざるをえない、無神論を唱へると否とを問はず、宗教の影を稀薄にしたことは疑はれない。

更に自然科学的方法は同様の徑路で、善の源泉である理性の存在を抹殺した。人が自己の快樂を求め苦痛を避ける欲望のあることは、疑ひえない事實である。此の欲望は人間の肉體的機能を原因とする一つの結果である。然るに此の欲望と對立し之に反對する善とは、カントの所謂「經驗概念」(Erfahrungsbegriff) に非ざるもので、それ自體に於て望ましく、何故にと云ふそれ以上の問を許さざる絶対的無條件的のものである。既に絶対的だから自己を決定する原因を持たない。神を否定したと同じく、自然科学的方法は原因を持たざるものの存在を抹消した。かくして残つたものは快苦の自然的衝動だけである。故に人は自己の快樂を求め苦痛を避ける自然必然的

衝動にのみ動き、その他の何ものにも動かされるものではないと云ふ快樂主義 (Hedonism) の人間觀が成立した。こゝに於て自然科学的方法は、二つの任務を遂げた。一は快樂主義と云ふ資本主義の人間觀を構成したことであり、一は神を驅逐したと云ふことである。カルヴィニズムによつて富の獲得は神聖な活動とされ、他のいかなる目的にも從屬せざる地位を附與されたが、依然として宗教と云ふ終局目的に君臨されてゐて、それによつて價值付けられてゐた。所が今や神は否定されて宗教は消えた。富の獲得は自己に君臨する王者から完全に解放されることが出來た。資本主義の倫理觀は、更に一步その構成への歩みを進めたと云ふべきである。

だが自然科学的方法は神を驅逐して、資本主義の倫理觀を助長したとは云ふものの、實は前門に虎を驅逐して後門に狼を導いたかの觀がある。何故なれば宗教價值を否定したことはよいが、宗教價值を否定した自然科学的方法は、凡そ一切の價值を否定し、唯存在と因果關係とを認めるに終つた。然し資本主義の倫理觀と云ふ以上は、富の獲得それ自體を肯定する價值の觀念を、必然の要素とするのである。他を驅逐する破壊的任務に成功した自然科学的方法は、更めて倫理觀を構成する建設的の任務に當つて、忽ち困難に遭遇せざるをえなかつた。その構成の過程を私は説明しなければならぬ。人は彼自身の快苦の自然必然的の衝動によりてのみ動くこと云ふ人間觀

は、十七八世紀を通して、ロック、ヒューム、エルヴェシアス等の學者により唱へられて、遂に十八世紀の末にジェレミー・ベンサムにより大成された^(註)。此の人間觀を一方に持ちながら、他方に倫理觀を作ることが、次のやうな徑路によつて爲された。人は彼自身の快樂を欲望する、快樂は人により欲望されるものである、「望まれる」(desired)ものは「望ましき」(desirable)ものである、「望ましき」ものは「善」である、故に「善」とは「快樂」であると。此の推論の過程に誤謬のあることは、後章に述べるが如くであるが、ともかく善は快樂とされた。所が快樂が善であるならば、快樂は今現に人により欲望されてゐるので、敢て善と云ふ目標を必要としない。然るに倫理觀と云ふ以上は、常に現實と對立する理想を必要とする。こゝに於て現實に欲望される快樂の外に、それと對立するものを置く必要が感せられた。それは二つの種類に於て提供された、一は「自己の最大の快樂」といふ理想であつて、之を現實に欲望される快樂と對立させようとし、他は「最大多數の最大幸福」(幸福とは快樂と同じ)と云ふ理想である。後者が功利主義(Utilitarianism)の倫理觀と呼ばれロック、ヒューム等より傳へられて、ベンサムに於て最大の代表者を見出した。前者は曾てホッブスにより唱へられたことがあるが、彼自身は此の倫理觀の外に別のもものを利用した爲に、彼れの名に於て残らず、他に此の倫理觀を唱へたものなく、快樂主義の人

間觀と併せて普及したのは、功利主義の倫理觀であつた。

(註) E. Albee: History of English Utilitarianism, 1902. xii—xiii.

J. Bentham: Introduction to the Principles of Morals and Legislation, 1789.

拙著「社會思想史研究」第一卷第二章「ベンサムと功利主義經濟學」参照。

元來功利主義とは、最大多數の最大幸福を善とする倫理觀で、その文字通りの主張から云へば、最大多數の爲には自己の快樂をも犠牲とせよと鞭つものである。實際に於て功利主義は、最大多數の爲に即ち一部特權階級の爲ならずして、社會制度を民衆に解放する貴重な改革を果した。故に論理上からは功利主義と快樂主義とは接續が不可能である。若し快樂主義の人間觀が正當ならば、人間は最大多數の爲に自己の快樂を犠牲としえないし、功利主義が正當ならば、快樂主義は誤謬でなければならぬ^(註)。こゝに於て資本主義の人間觀を採る限り、理論上功利主義は之と調和するやうに變形されなければならない、況んや人間本來の欲望は自己の快樂の追求を肯定しないに於てをや。それが曾てホッブスが唱へたやうな「自己の最大量の快樂」が善であると云ふ倫理觀である。功利主義が時代に受容された時に、それは一方に「公共の爲」に社會改革を爲さしめたと共に、他方に「自己の最大の快樂」を善なりとする利己主義を構成すると云ふ不可思議なる兩面の作用を務めた。

かくして「自己の最大の快樂」が善であり目的であり理想であり價值であることにはなつた。資本主義の倫理觀は略々完成されるに近づいたが、まだ一つのことが残されてゐる。抑々快樂とはある感情の状態を云ふのであり、最大の快樂とは觀念上はありうるが、事實に於てはありえない(註二)。かゝるものを目的とする限りに於て、目的は空漠として捕捉し難い。然るに物とは快樂を與ふる性質を持ち、而も數量を以て計算しうる。物の中で富は特にいつにても快樂を購買しうる能力を持ち、貨幣制度の發達したる後に於ては、數量的に計算しうる最も便宜の對象である。かくして自己の「最大の快樂」に代るに、「自己の最大の物」又は「自己の最大の富」を以てするならば、こゝに資本主義の倫理觀は完全に成立する。曾てはカルヴィニズムによつて中世の倫理觀より解脱し、次では自然科学的方法によつて宗教を掃拭し、他の何ものにも制約されず、富それ自體を自己目的とし、無限に飽くなき富への追求を、正當化し神聖視する資本主義のイデオロギーは作られた。之がその生成の過程でありその本質の解明である。

(註一) 拙著「グリーンの思想體系」下巻第十章第三節「功利主義の批判」参照。

(註二) 同下巻第八章第三節「快樂主義の批判」参照。

(四)

所が此の倫理觀にはそれだけで徹底することを許されない間隙がある。元來此の倫理觀から云へば富の無限の追求自體が善であつて、富の追求に懶惰であれば惡となる譯である、従つて奢侈逸樂に耽ること、直接には富の減少であり、間接には富の蓄積への時間上の浪費であるから排斥されねばならない、然るに現時の資本家が奢侈逸樂に耽り、それこそが資本主義の弊害の一として攻撃されるに至るのは何故か。私に依れば資本主義の倫理觀は、快樂を善とする倫理觀より、富を善とする倫理觀へと轉化したものである。従つて現在の快樂よりも未來の快樂の貯藏たる富の方を選ばしめるには、多少の時間上の経過が必要である。従つて此の倫理觀は徹底した資本家を除いては、資本主義を絶對的には支配するに至らない。カルヴィンの峻嚴なる禁欲主義が凋落して、富の獲得への峻嚴なる倫理觀が支配的となるまでの間、奢侈と逸樂とは跡を絶つまい。此の意味に於て物質主義は未だ確立した倫理觀ではない、然し他の目的や價值からの羈束を受けずに奢侈逸樂に耽りうることは、反面に於て物質主義が他の倫理觀の支配を受けないことを物語るもので、尠くとも消極的には資本主義に躍動しつゝあることは打消せない。

今一つ此の倫理觀の純粹性を妨げるものがある。元來此の立場に依れば「自己の最大の富」の獲得が善とされるので、従つてすべての人に彼自身の爲の富の獲得が正當化される譯である。而して富はその數量に於て有限であるから、此の倫理觀は各人の排他心鬭争心を鼓舞することとなる。然るに倫理觀と云ふものは、價値の牴觸を決すべき使命を持つのであるから、價値の牴觸を促進するならば倫理觀として成立しない。自己を主張する點に於て役立つが、他人が富の獲得を主張する場合に、それを抑へて納得せしめる論據にならない。例へば労働者が資本家に直面して、此の倫理觀を提げて來る時に、之に對抗する爲には、自他を超越した普遍的の倫理觀が必要となる。こゝに於てか窮餘の策として資本家は、國家の最大量の富の獲得の爲とか國民の生産力の發展とかに藉口せざるをえない、而も之等は此の倫理觀とは別個の倫理觀で、二元的の倫理觀に依らざるをえない所に、資本家の弱點があり、又此の倫理觀の破綻が伏在する。

だが資本家に關する限りに於て、此の倫理觀は資本主義の指導原理である。固よりかくして成立した倫理觀は、資本主義の他の要素より影響を受けた。資本主義の社會制度が、個人に生存の自己責任を負はしめないならば、此の倫理觀も延びなかつたらう。資本主義の商品生産方法が消費者の搾取を可能にし、生産組織が労働者の搾取を可能にせざれば、助長されなかつたらう。

之等は相互に影響を與へつゝ、夫々の發展を促進した。

然らば資本主義の人間觀と倫理觀とは、いかに資本主義の中に作用しつゝあるか。先づその人間觀から云ふならば、それこそは資本主義經濟理論の基礎的概念であることを注意せねばならない。人とは彼自身の快樂を求めると云ふ人間觀は、アダム・スミスの「國富論」の冒頭に於て掲げられ、更にマルサス殊にリカアードの前提とされた。曾てカール・デールは、リカアードは經濟學以外の智識に乏しかつた、故に經濟學の基礎たるべき人生觀の一切を、無條件にペンサムより承繼したと云つたが^(註)、ペンサムの間觀はリカアードにより經濟原論の出立點とされた。マルクスの人口論やミルの賃銀基金説に於て、此の人間觀は當然のこととして受容されてゐる。更に政策上に於ても、労働者とは窮乏に瀕するに非ざれば働かない、彼を働かさんとするならば、常に「飢餓への恐怖」(Fear of hunger)を與へるに如くはないと云ふ。人は利己心の刺戟なくば能率を擧げない、若し生存にして保證されるならば、労働の能率は忽ちに減退するだらう。之が資本主義の人間觀にして、之によつて資本主義が擁護され、社會主義が常に反對された。若し「實業への刺戟」(Incentive to industry)が、唯快樂苦痛に在ることが眞理ならば、社會主義は合理的根據を失ふだらう。此の人間觀の検討が苟くも、資本主義を批判するものの、先

づ着手せねばならぬ問題である。

(註) Karl Diehl: 'Theoretische Nationalökonomie, Pt. I, 1915, SS. 195—196.

次に資本主義の倫理観は、先づ第一に私有財産と自由放任の社會制度を肯定する。富を目的とするものが、富の私有を保證されないならば、富の獲得は徒勞に終らざるをえない。富の獲得は他の目的により制約されることを否定する、之れ當然に自由放任を要求する所以である。第二に目的が富の獲得と云ふ單一にして明確なものならば、その最高目的に最もよく適合すべき計畫と計算とを可能にする、之がゾムバルトの所謂經濟的合理主義 (Ökonomischer Rationalismus) の生ずる所以である。若し目的が多元に分裂するか、捕捉しえない抽象的な目的ならば、合理主義は成長しえない。合理主義よりして、いかに機械の發明と分業協同と經營の擴大と企業の聯合が可能にされ、更にテーラー・システムとフォード・システムとが可能にされたか。第三に此の倫理観の前に、同情や憐憫の淳風美俗は影を潜めざるをえない。無限の富の追求を善なりと肯定するものにとつて、商品を廉價にし賃金を増加し労働時間を短縮することは、愚に非ずして悪である。惡をも爲すことが更に富の獲得に資するならば、資本家を納得せしめうるだらう。然しそれ自體としては彼等を首肯せしめえない、若し彼等を拘束するものあらば、その拘束力を持つ

ものが最上の目的であり、資本主義の倫理観とは兩立しえない。消費者への搾取労働者への搾取は、かくして必然の歸結である。貪欲飽くなき富即ち利潤の追求は、此の倫理観を是認する限り抑へられない。之を抑へることは、即ち此の倫理観の思想上の克服でなければならぬ。最後に經濟社會に於て他の價值を排拒して、最高獨立の地位を獲得した倫理観は、やがて他の社會に浸出して、あらゆる價值の王者たらんとしつゝある。中世以來宗教が王座から讓位を宣告されて後、永く國家が代つて聖壇に昇つた。それと共に學問の生活に藝術の生活に夫々の目的と價值とがあつて、屢々相互に抵觸して問題を惹起したが、ある程度の獨立を保持して來た。然るに今や經濟社會に於て他の目的を排除するに成功した資本主義の倫理観は、國家に代つて王座に即かんとしつつある。之れ物質主義の侵入であり、經濟價值の他の文化價值への攻勢である。多かれ少かれ現代に生活するあらゆるものが、資本主義の倫理観よりの感染を免がれない (註)。

(註) トゥナーは此の倫理観を「産業主義」(Industrialism)と稱し、その著「獲得の社會」(R. H. Tawney: 'The Acquisitive Society, 1922, pp. 1—14, 48, 222 ff.)に於けるその説明と批判とは一讀の値がある。尚マヘンレンの兩書は參考すべき文献である。T. Veblen: 'The Theory of Business Enterprise, 1904. The Theory of the Leisure Class, 1899, 1918.

之を要するに資本主義のイデオロギーは、人間觀に於て倫理觀に於て、資本主義を維持する柱石

である。苟くも資本主義を批判せんとするならば、先づ之に指を染めねばならない。だが人の資本主義を批判する時に、資本家は云ふだらう、富の獲得が善たるに拘はらず、何故自分は富の獲得を抛たねばならぬかと。而して資本主義の中に生活するものは、多かれ少かれ此の倫理觀の影響を受けざるはない。凡そ一切の改革は此の倫理觀に逢着して停止せざるをえぬ。故に資本主義の改革は、先づ資本主義のイデオロギイより始まらねばならない。だがマルクス主義は自然科学的方法を採ることに於て、資本主義のイデオロギイと同工異曲である、それは資本主義と對立し之を克服する何物でもない。その故に資本主義のイデオロギイの克服は、唯理想主義にのみ残されてゐる。

第三節 資本主義の社會制度

(一)

資本主義の社會制度を特色付けるのは、私有財産制度と自由放任制度とである。固より私有財産が制度として認められたのは、敢て資本主義を俟つたのではない。資本主義以前に於て既に存

してゐた。然し等しく私有財産が制度として認められながら、資本主義に於ては前時代とその根據を異にしてゐた。資本主義の社會秩序を貫く社會哲學、別の言で云へば社會に關する前提概念としての社會觀と社會理想の上に立脚し、その社會哲學の下に私有財産制度が確立されるやうになつた結果、それに必然に伴つて自由放任制度が確立された。私有財産制度が存在しながら、自由放任制度が伴はなかつた時代は、私有財産制度が資本主義時代と異なる思想の下に、理論付けられてゐたのである。然らば資本主義を貫く社會觀とは何か、それは個人主義 (Individualism) である。

個人主義には區別されるべき二つの意味がある。一は社會哲學上の概念であり、他は社會思想上の概念である。後者は自由主義と云ふ語と略々同一であり、後に述べる自由放任を主張した思想であり、前者は社會とは何か理想の社會とは何かと云ふ問題に對する一個の立場である。兩者の個人主義は多くの場合に伴ふものではあるが、必ずしもさうではない。社會哲學としての個人主義の上に、社會思想としての個人主義なき場合は、十九世紀後半の英國に於ける社會改良主義及び社會主義を擧げることが出来る、之に反して社會思想としての個人主義が、社會哲學としての個人主義の上に立たない場合は例に乏しいが、十九世紀中葉に於ける獨逸を擧げることが出来る。

るだらう。

社會哲學としての個人主義に依れば、個人のみが唯一の實在にして、社會（國家はその代表的なるものである）は個人の單なる機械的の集合たるに過ぎない、社會は目的たる個人の爲の手段として存在する、理想の社會とは社會存在の目的に最もよく適合した社會である。個人は一個の宇宙（Cosmos）として、それ自身に於て圓滿充足の渾一體である。固より個人はその必要に應じて社會を組成する、然し社會あつて個人あるに非ず、個人あつて社會があり、個人は本源にして社會は派生的である。故に社會は恰も株式會社や俱樂部の如きものである。個人の一部の必要の限りに於て結合し、その必要な限りに於て解散しうる、而も株式會社が解散するも、株主はその本質に影響を受けることなく、依然として元の儘でありうる。個人主義と正面に對立するのは全體主義であり、その代表的のものが國家主義である。國家なる社會を目的とし個人をその手段とする。國家主義に於ては特に個人に自由を與へたる場合の外は、個人は自由なきものと推定され、個人主義に於ては特に個人に自由なしと明定したる場合の外は、個人に自由あるものと推定される。個人主義に於ても個人を絶対に自由なものと云ふのではない、社會を結合する以上はその存在に必要とされる限りに於ては、自由の拘束を甘受する。然しいかなる場合に自由あるか

が、國家主義とは原則と例外とが反對に生じて來ることに差異がある。

近世國家成立の當初に於ては、國家主義が支配した。政治上に於て專制主義、經濟上に於て重商主義はその表現である。マキアヴェリ、ジャン・ボダン、ホッブスはその代表的思想家である、之に反對して擡頭したのが個人主義であり、社會契約説及び功利主義に屬する思想家は、皆之に屬する。ロック、グロチウス、プーヘンドルフ、ヒューム、ルッソー、スミス、ベンサム等はその代表者である。個人主義も亦自然科学的方法の母胎より現はれた產物であり、快樂主義の人間觀と物質主義の倫理觀と血縁に於て繋がる兄弟である。若し自然科学的方法を採るならば、認識しうべきものは個人であつて社會ではない。人は彼自身の快樂の爲にのみ動くものならば、人の結合たる社會は個人の利益の爲の集團であつて、それ以外何等の内面的連鎖のありやうがない。更に彼自身の最大量の富の獲得が目的であり理想であるならば、社會の理想は各個人をして最大量の富を獲得せしめることにあらねばならない。然らば各個人をして最大量の富を獲得せしめるには、いかにするが最良の方法か。各個人は何が自己の快樂であり苦痛であるかを最もよく知る、故に各個人をして自己の快樂を活動の刺戟劑たらしめ自己の苦痛を興奮劑たらしめるに如くはない、こゝに於て個人をして自己の生存の責任を負はしめて、社會は全く之に關與せず、獲るも

のを獲せしめ、失ふものを失はしめ、獲たるものを收めず窮したものを救はないと云ふ経済的自己責任 (wirtschaftliche Selbstverantwortlichkeit) の原則が生じる。曾て國家主義の時代には、貧民を救助して生活せしめる貧民法が大規模に行はれたことがある、然し個人主義の時代にはそれは行はれない (註)。富めるものは勤勉の結果である、貧しきものは怠惰の結果である、何れも自己に出でたるものが自己に返ると云ふのが、個人主義の考へ方である。社會の爲すべきことは唯、獲たる富を他人の侵害より保護することと、活動の自由を妨げるものを阻止することである、之れ第一の任務である、その以外に社會は個人の活動に干渉しないことである、之れ第二の任務である。前者が私有財産制度であり、後者が自由放任制度である。

(註) 例へばエリザベス朝の千六百一年の「貧民法」(Poor Law)の如きはその國家主義時代の例である、千八百三十四年に「貧民法」が改正された、貧民救助は依然として存在してゐた、然し救助を受けるものは公権を剝奪され、人ならぬ人としてのみ僅に救はれた。之はマルサス人口論の結果であつて、個人主義の立場を代表する。千九百九年に同法改正の調査委員の少数派報告によれば、貧窮は社會的責任で個人の責任ではない、従つて救助を受けるものは權利を剝奪されるべきではないと云ふ。「貧民法」と云ふ立法の歴史は、社會哲學の變遷を適切に表示してゐる。

之を別個の立場から觀察すると、資本主義の社會秩序の特色は、經濟社會が國家と云ふ政治社會から獨立したことに在る。前時代の重商主義に於ては國家と經濟社會とが殆ど一體をなしたか

の觀があつた。その反動として個人主義は兩者の場面を引き離した。之から政治社會と獨立した經濟社會が出現して、年毎に活躍を加へて、その重要さに於て政治社會を超えるが如き地位を占めるに至つた、之が自由放任主義の爲した結果である。だがこゝに注意すべきことは、自由放任主義は經濟社會を國家の手から獨立せしめたに拘はらず、尙依然として國家の手に重要な義務を負はせたことである。それは私有財産と經濟活動の自由とを、侵害する他人から擁護することであり、同時に國家自體が經濟活動の自由に干渉しないと云ふことである。此の限りに於ては依然として國家の權力に依存し、國家を使役してゐたのである。従つて自由放任と云ふ標語を掲げながら、必要な限りは自由放任の例外を設けてゐた。資本家は自己の利に於て自由放任の例外を活用し、自己の不利なる場合には自由放任の名に於て反對した。それでは私有財産と自由放任の擁護とを認めながら、他のことに於て自由放任を唱へることが矛盾しないかどうか、こゝに資本主義社會制度の破綻が伏在する。

(二)

私有財産とは、使用、收益、處分に關し、排他的の權利を認められる財貨を云ふ。多くの場合に

その處分の中に相續を包含せしめる。資本主義は國法を以て私有財産を保護してゐる。例へば吾が憲法第二十七條第一項は「日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし」と云ひ、吾が民法第二百六條は「所有者は法令の制限内に於て自由に其所有物の使用收益及び處分を爲す權利を有す」と云へるは、私有財産權を公法上私法上に認めたるに外ならない。固より現代に於て所有權は決して絶對的ではない、即ち憲法同條第二項は「公益の爲必要な處分は法律の定むる所に依る」と規定し、民法同條が「法令の制限内」と云つたのは、之を示すものであるが、之等は例外であつて、例外は唯法律に明示されたる時にのみ許され、然らざる限り何人もその所有財産を侵害されることはない。ジョン・スチュアート・ミルは現代は私有財産制度を眞實に實現してはゐない、従つて共有制度と比較さるべき對象は、現代の私有制度ではなくて、理想としての私有制度でなければならぬと云つたが^(註)、なるほど現代の私有制度は歪曲したる形態であることは、ミルの云ふ通りであるが、共有か私有か何れの制度に屬するかと云ふならば、依然現代は私有制度に屬すると云はねばならない。ミルの云ふ所は現代が私有財産制度の理念より云ふも缺陷の多いと云ふことを語るに過ぎない。

(註) J. S. Mill: Principles of Political Economy, 1848. Ashley's ed., p. 203.

私有制度がいつから起源したか、人類は始めよりして私有制度を持続したか否かに關しては二説ある。一は原始共產制を主張するもので、他は共產制を否定する、之にも二説があり、一は始めより私有制が有つたと云ふのと、一は始めは無所有であつて、無所有から私有が始まつたと云ふのである。共有の存在を主張するのは、現今は經濟史家の通説となつてゐるが、その中には社會主義者が多い。例へばラヴレー、バウル・ラファルグ、モルガン、エンゲルスの如き、最近に於てはローザ・ルクセンブルグ及びクノーの如きがある。共有制の反對者としてはヒルデブラン、ド、クラーランジュ、ウットリッヒ、シーボームがあり、最近には千九百十八年のドブシユの「歐洲文化發展の經濟的社會的基礎」が之を代表する^(註)。

所有の起源が共有にあつたか私有にあつたかの議論は、専門家の研究に委ねるとして、こゝに注意すべきはたとへ共有を主張するものもそれは單に土地に就てのみ云ふことで、家畜、奴隸、器具、武器等の動産に就ては夙に私有が認められてゐた。又共有は共有社會の間のみのことで、一度他の社會に對するや交換は私有の觀念の下に行はれた。而して共有は原始未開の時代にのみ行はれ、文化の一定段階に達して歴史に現はれた時は、何れの國も既に私有制度を採つてゐたことである。而して共有から私有に推移した因素は種々あるが要するに、土地の數量が限られて來た爲

に、土地に定着する必要が起り、費用を投じたものに使用権が所有権に變化したこと、個人能力に差等があり優秀のものが自己の分前を要求したこと、私有を認めることにより労働能率を増進すること等が主要なるもので、後半の私有財産の基礎付けとなつた論據が、私有制度を歴史的にも發生せしめたのである。

(註) マルクス、エンゲルスは始め原始共有制を知らなかつた、彼等が知つたのはL. H. Morgan: Ancient Society, 1877. に依る。エンゲルスは之に基きDer Ursprung der Familie, des Privateigentums und des States, 1884. (「ヤンクス全集」第十二卷)を書き、又「共産黨宣言」に脚註を加へた。

私有財産制度は古代ギリシア、ローマ以來、制度として持續されて來て、有力なる思想家は皆之を擁護して來た。今學說史的に之に一瞥を投ずるならば、プラトーンは一見共産主義的思想を抱いたかの如くであるが、彼は奴隷を當然のこととし、彼が財産の共有を主張したのは、國政に携はる文武官に對してのみで、私有に囚はれて用務を忽にせざらしめんが爲であつた。アリストートルは私有を明白に主張し、共有は勤勞の結果を享有する快樂を奪ひ、節制とか寛容とかの美德の實現を失はしめると云ひ、「財産は私有し而もその用を共同ならしむべし」と云ふ有名な言を残した。ストアの中にも基督教の中にも共産主義的思想はないではないが、中世を指導したトー

マス・ダキノはアリストートルに従つて、私有財産制度を正當視し、宗教改革者は所有権は神權なりと云つた。近世に於て所有権を基礎付けた代表者はジョン・ロックである。彼は千六百八十九年の光榮ある革命の理論的代辯人として、千六百九十年「民政二論」(Two Treatises of Civil Government)を書いた。彼に依れば人は國家を形成せざる自然状態に於て、自然権を所有してゐた。此の權利は國家を作つた社會契約に於ても留保した、その權利の中に生命自由及び財産を包含した。何故なれば人は何人も彼自身に對して所有権を持つ、然らば彼れの勞働は彼自身の當然の延長である、勞働を附加することにより、彼は物に對して所有権を獲得する、財産は勞働の成果である云ふ點に、彼は所有権を肯定する論據を置いた。重農學派は所有権を三點に求めた、一は土地に投じた費用が土地を生産的たらしめるのである、故に費用は所有を正當ならしめる。二は勞働の成果を獲得せしめるに非ざれば、土地は不毛に放任されるだらう、故に社會公益の立場から所有を認める必要がある。三は人は自己の人格を支持する爲に外界の物を必要とする、故に之等の物の所有を認めねばならない。之を要するに私有制度は古代より存在してゐた。然しロックや重農學派の手に於て、それは制度として確立さるべき基礎付けをえた、かくして英國に於ては千六百四十八年の cromwell の革命と、千六百八十九年の光榮ある革命に於て、私有財

産は國王と雖侵すべからざる神聖のものと確立され、フランスに於ては千七百八十九年の大革命に於て、人權宣言の第十七條に於て「所有權は神聖にして侵すべからざるものなるを以て何人も之を奪はるべからず云云」と規定され、以て現代各國の社會制度の原則として普及するに至つた。

以上の私有財産制度確立の過程に於て、吾々の注意を逸してはならない點が二つある。その第一は資本主義當初に於ては、各人は多かれ少かれ私有財産を所有してゐた、たとへ現に所有せずとも、やがて所有しうべき希望性を持つてゐた。その財産の中には手工業者や農民の生産手段を含んでゐた、彼等の財産は勞働の成果であつた、又彼等をして勞働の成果を享有せしめることは、確に彼等の勞働能率を刺戟する手段でもあつた。生産手段と勞働とが同一人に合致し、従つて勞働と勞働の成果とが不可分の時には、勞働の成果を私有せしめると云ふことは、言葉の眞正の意味に於て勤勉なるものの保護であつた、又生産力を増進せしめる興奮劑でもあつた。かくて私有財産の確立と云ふモットーは、民衆の共鳴を得べき合理性を擔つてゐたのである。第二には、私有財産の確立が叫ばれた時に、その敵對さるべき相手は、苛斂誅求を爲す國王であり封建諸侯であつた。之等の飽くなき課税から自己を擁護する武器が私有財産制の確立であつた。それは弱者を壓迫する武器に非ずして、強者から弱者を解放せんとする戰の標語であつた。現に何物をも持

たざる者までも、私有財産と云ふ名辭の中に、己れを自由ならしめる鼓動を感じたのはこゝに原因する。「私有財産」とか「之は自分のものだ」と云ふ言は、現代人に與へる響きとは全く異なる響きを、當時の人々に與へたのである。

現代に於て私有財産制度が擁護される論據には、二つの種類がある。一は形而下であり他は形而上の論據である。前者に依れば、所有は砂を化して黄金と爲さしめる魔力を持つ、故に各人に所有を認めることは、各人の最大の能率を發揮せしめる、その結果は社會の生産力を高め財貨の供給を豊富ならしめ、従つて價格を低下せしめ、あらゆる消費者はその恩恵に浴する、その故に私有財産制度は單に所有者を保護するのみでなく、一般公衆をも利するから、一般公衆は他人の所有を尊重する義務があると云ふのである。曾てベンサムは最大多數の最大幸福が社會の理想なりと云ひ、此の理想から云へば富の平等が必然に歸結すべきにも拘はらず、彼は云つた、「若し安全と平等とが相衝突するならば、一瞬の躊躇もあるべからず、平等は路を譲らねばならない。安全は人生の基礎である、生計も餘裕も幸福もすべては之に依る。」又「若し財産の平等を圖るとの明白なる目的を以て、私有財産權が侵害されるが如きことあらば、その齎す害惡は到底回復し難きものだらう。何等の安全もなく勤勉もなく餘裕もない、社會は再び原始時代の野蠻状態に戻る

の外はない」(註一)。

形而上的論據を述べた代表者としては、トーマス・ヒル・グリーンを擧げることが出来る。彼に依れば所有權の目的は「自由なる道徳的生活を爲すに纏はる一切の桎梏よりして、個人を解放する爲であり、之が爲に必要な財貨を彼に供する爲である」と云ひ、従つて所有權の發生には二つの要件が必要である、一は所有と云ふ事實であり、他は所有を繼續せしめることが、所有者をして人格の成長を爲さしめ、人格の成長は當然に公共の善を圖るが故に、公共の善の爲に必要なであると云ふ一般公衆の承認である。而して吾々は公共の善を希望せざるべからざるが故に、公共の善の爲に必要な所有權を尊重せねばならないと云ふ(註二)。シュモラーも亦「人間の完成は私有財産を必要とする、すべて個人の自由は、それなくして考へられぬ」と云ふ(註三)。

(註一) J. Bentham: Theory of Legislation, 1914. edition, vol. I. p. 158.

(註二) F. H. Green: Principles of Political Obligation, 1901. p. 219.

此の講義はグリーンにより千八百七十九年から八十年に亘つてオックスフォード大學に於て述べられた。全集第二巻から別に抜いて千九百一年單行本として出版された。

(註三) G. Schmoller: Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, 1908. I. Teil. S. 420.

ベンサム論據は、資本主義の人間觀を是認する限り、必然の歸結として生ずるだらう。人は

自己の快樂の爲のみに動くならば、彼を動かすには彼に勞働の成果を保證するの外はないからである。ベンサムとグリーンとは論據を異にするが、私有財産制度を擁護することに於ては同一である。だが之等の論據が今日尙合理性を持つか否かは、次章「資本主義の批判」に於て見ることにしよう。

(三)

自由放任制度とは、國家が最小限度に於てのみ經濟社會に干渉することを許す制度を云ふ。自由放任制度の確立されたのは、私有財産制度の發生より遙に遅れて、僅に十八世紀の末である。然し眞に私有財産制度を確立するならば、自由放任制度は當然に之に伴はねばならない、何故なれば所有權とは所有物の使用収益處分を爲す權利であり、之に對して國家の干渉を許すことは、所有權自體の十全の職能を果さしめないからである。故に自由放任制度と共に私有財産制度は確立され、私有財産制度が確立されるや、必然に自由放任制度を伴つたのである。

自由放任制度は自由放任主義(Principle of Laissez-Faire)即ち第二の意味の個人主義によつて實現された。自由放任主義とは經濟現象に適用された自由主義(Liberalism)の一分派である、故

に又經濟的自由主義 (Economic Liberalism) とも云ふ。自由主義とは近世當初先づ宗教改革に於て、宗教上の自由主義となつて現はれ、爾來四百年間歐洲に於て重要な役割を演じた社會思想である。その内容は多岐に互りその基礎としての哲學も亦様々に變化した。自由主義一般に就ては後章に於て語るの時があらう。要するに自由主義が經濟上に派生したのが經濟的自由主義であつて、資本主義の成熟に伴ひ、經濟的自由主義が重要な役割を占めるや、自由主義者自らも經濟的自由主義を以て、自由主義の全部たるかの如き錯覺を持ち、資本主義に反對するものは、經濟的自由主義が當面の敵たるの故に、經濟的自由主義を以て自由主義自體たるかの如くに誤解した。だが自由主義はその内容複雑にして、それは餘りに吾々自身の生活を構成してゐる。經濟的自由主義は唯自由主義の一部たるに過ぎない、その運命は自由主義の運命とは何の交渉もない(註)。

(註) Hermann Levy: Economic Liberalism, 1913.

拙著「フアッシュズム批判」(註)「現代に於ける自由主義」参照。

自由放任主義に先立てるものは、重商主義である。重商主義は自由放任主義により完膚なく攻撃されたけれども、近世國家成立の初期に於てマキアヴェリ、ボダン、ホッブス等の專制主義が存在の理由を有したのと似て、國民經濟確立の爲に保護と干渉を加へた重商主義は存在の意義

があつた、獨逸歴史學派が彼等を評價したるは正當である(註一)。然しある産業を保護することは他の産業に對する壓迫である、一會社を保護することは獨占の特權を與へることである。政府が指導的干渉を産業に加へることは、技術的進歩の著しい時代には、堪へ難き桎梏である。況んや政府官僚は無能にして能率が擧らず、腐敗して人により處置を異にする不公平あるに於てをや。之等のこと既に自由放任を叫ばしむるに足る、加ふるに當時の労働者に加へたる制限は、吾々の看過してはならない所である。重商主義は千六百一年の貧民法の如き、労働者に有利な立法を爲さないではなかつた、然し之は國家の發展の爲にする偶然の恩恵が労働者に及べるに過ぎない。従つて他方に於ては千三百四十九年の黒死病猖獗後の賃銀制定の如き、千三百五十一年労働者の移動を禁止したるが如き、千四百九十五年の労働時間最小限度の制定の如き、千五百六十三年の徒弟條例の如き、何れも労働者に對する不利ならざるはない。ジュボンスが此の時代の労働法を評して、労働の制限に非ずして労働の強制なり(not limitation, but imposition)と云へるは肯綮をえてゐる(註二)。かくて重商主義に反對して現はれた自由放任主義は、恰も私有財産の確立が、民衆解放の叫びでありしと同じく、單に資本家のみならず、労働者をも含めた大衆の要求であつた。

(註一) Karl Bücher: Entstehung der Volkswirtschaft, 1893. 7te Aufl. 1910. SS. 137—140.

G. Schnoller: Mercantile System and its Historical Significance, 1884. (English Translation).

(註二) Stanley Jevons: The State in Relation to Labour, 1882.

自由放任主義は先づ貿易の自由に就て唱へられ、而も不思議にもトリー黨の學者によつて唱へられた(註一)。だが間もなくその擔ひ手は當然に保守黨から進歩黨の人々に移された、かくて先づ重農學派により、自然秩序(Natural order)自然法(Law of Nature)の思想の下に唱へられた。アダム・スミスに於ても自然秩序の思想はないではない、然し彼に於ては自然放任主義の根據は經濟現象に關する經濟的研究が加はつてゐる、自然(Spontaneity)と好結果(Beneficence)とが常に伴ふことを見て、彼は經濟の進歩を人爲の政策に求めずして、自然に放任することに求めた、而して自然に放任すとは即ち利己心の儘に放任することを意味した、利己心こそが經濟界の繁榮を來す唯一の原動力である(註二)。更にベンサムに於て利己心は自然必然の衝動とされ、自己の利益が何たるかは彼自身が最もよく知る、故に各人の自由に放任すれば各人の最大幸福が實現され、各人の最大幸福の總和が最大多數の最大幸福であると云ふ理由で、自由放任主義が基礎付けられ、マルサス、リカアドー、ジェームス・ミルを通じて、遂に經濟政策の原理として不動の地位を占めるに至つた。

自由放任主義により主張される自由には、營業の自由、勞働の自由、契約の自由、消費の自由、及び經濟に關する限りの團結の自由を包含する。而して十八世紀の末より着々として實現され、フランスに於てはチュルゴーは千七百七十四年工場に關する制限を廢止し、次で人權宣言に於て確立され、英國に於ても千八百十四年徒弟條例を廢し三十五年營業自由を完全にし、プロシアに於ても千八百十年より十一年にかけて營業自由を與へ、次で四十五年及び四十九年北獨逸一般に擴張され、オーストリアに於ても五十九年に與へられた。かくて經濟的行爲に於て原則として各人の自由は確立され、メーンをして「規定より契約へ」(from Status to Contract)と云ふ標語を以て新時代を表現せしめた(註三)。殊に顯著なるは英國に於ける外國貿易の自由であつて、千八百四十六年穀物條例(Corn Law)が廢止され、六十年英佛間に自由貿易の條約が結ばれた、之が英國に於て自由放任主義の全盛を謳はれた事件であつた。

(註一) W. J. Ashley: The Tory Origin of Free Trade, in "Surveys, Economic & Historic," 1900.

(註二) 拙著「社會思想史研究」第一卷 三六一—四三頁。

(註三) Henry Maine: Ancient Law, 1861. 1920 edition, pp. 174, 183—185.

十九世紀中葉に於て、自由放任主義が擁護された論據は二種類ある、一は形而下的であり他は

形而上的である。前者に依れば資本主義が既に経済的自己責任を各人に負はせる以上は、各人の自由に任せることは當然でなければならぬ、況んや経済上の危険が國家によつて負擔されず各人が負ふならば、いかに儲くべきかも亦各人の自由に任せないならば不公正である。次に各人が自由に競争することは、結局商品の價格を低落せしめ、消費者の利益となる、最も低廉な財貨を最も豊富に生産せしめる方法は、自由放任の原理に依るの外はない。又形而上的論據の代辯人たるミルに依れば、自由は人間成長の最良の方法である、彼は云ふ「人間の目的即ち漠然たる刹那の欲望に依るに非ずして、永遠不易の理性の命ずる人生の目的は、各人の有する能力をして完全無缺の一體として最も高度にして又最も圓滿なる發達を爲さしむるに在る。故に人間として不斷に努力を傾けざるべからざる目的は、特に同胞の運命に影響せんと欲する者の絶えず眼を注がざるべからざる目的は、力と成長の個性である。而して之が爲には二つのことが必要である。一は自由にして一は境遇の多様性と云ふことである。此の二つ併されて個性ある力と多種の複雑さとなる。此の二者結んで獨創の心を作る」と(註二)。又云ふ「人が爲さんと欲することを妨げられ、自らよしとする判断に従つて行動することを妨げられることは、いかなる場合に於ても常に煩累に堪へざるのみならず、それだけ受動的又は能動的、肉體的又は精神的の能力の成長を枯死せし

むるの傾向がある。而してその人の内部の良心が自然に外部よりの強制と伴ふに非ざれば、強制は多かれ少かれ奴隷の墮落を齎すものである」(註三)。かくして正當付けられた自由放任が、現今に於ても依然として妥當するか否かに就ては、次章に於て述べることにする。

(註一) J. S. Mill: On Liberty, 1859, Everyman's Library, pp. 115—116.

(註二) " : Principles of Political Economy, 1848, Ashley's ed., p. 943.

(註三)

第四節 資本主義の經濟組織

第一款 緒論

前節に述べた私有財産と自由放任と云ふ資本主義の社會制度の枠の中で、資本主義のイデオロギイがいかなる形態を採つて動きつゝあるか、別言すればいかなる經濟組織を通して作用しつゝあるか、之を語ることが本節の目的である。

會てカール・ビュッヘルは生産の形態の進化を二階段に分けて(註一)、第一を自己生産(Eigenproduktion)と云ひ、此の時代には生産者は即ち消費者であり、自己の消費する財貨を自己の手に於

て生産しつゝあつた。従つて此の時代には交換なる現象は認められなかつた(註三)。第二は注文生産(Kundenproduktion)である。此の時代には生産力の膨脹に伴ひ、自己の消費するに必要な分量以上の財貨を生産し、その餘剰を生ずるに至つた、他方欲望の増進に伴ひ自己の消費に必要な財貨を他より求むるに至り、交換の現象が始めて現はれた。やがて單に自己の消費する財貨の餘剰を交換するに止まらず、全く消費財貨を他より求めて、自らは特定の財貨を他の爲に生産するものが生ずるに至る。かくして社會的分業が始めて現はれた。他の爲の生産の最初の形態が即ち注文生産で、此の場合には特定の消費者の注文を俟つて始めて生産する。従つて生産者と消費者とは直接に對立し、その間に何等の媒介を持たない、又需要あつて供給が生ずるのであるから需要と供給との均衡と云ふ問題は生じない。中世の手工業の初期は此の時代に當り、後期は次の時代に侵入してゐる。

(註一) Karl Bücher: Entstehung der Volkswirtschaft, 1893. III.

(註二) 正統學派の經濟學者は交換は原始時代より存在してゐたと思つた、然し獨逸歴史學派の研究により然らざることが明かにされた。始めは交換することは偽られることと怖れてゐた、交換(tauschen)と云ふ語と詐偽(täuschen)と云ふ語が同一であることがそれを示してゐる。

第三が商品生産(Warenproduktion)である。注文生産の時代に於ても、特定の地域の顧客を

相手とすることが、絶えず反覆されるや、凡そ一定の期間には何程の注文がありうるかを豫め測定することが出来た、従つていつにても注文に應じて財貨を供給しうる爲に、特定の注文を俟たずして生産することとなり、生産と注文とが分離する至つた、こゝに注文生産と商品生産とが接續する。商品生産に於ては、特定の需要が先づ在つて後生産が生ずるのではない、需要を見越して先づ生産が爲され、それが需要を待つ。従つて需要と供給とは必ずしも合致しない、需要者の範圍が廣汎に亘るに従ひ、此の不一致の程度は愈々高まらざるをえない。又此の時代には消費者と生産者とは直接に對立してはゐない、消費者の範圍が廣汎なるに伴ひ、生産者と消費者との間に商人の介在を必要とする、商人も問屋から小賣商に至るまで、幾多の段階を経て始めて消費者の手に商品が落ちるのである。現代にも自己生産は絶無ではない、又注文生産は消費者の特種性を必要とする財貨に對しては今も尙存在する。然し資本主義の生産の形態は商品生産である。

交換なる現象の始めて現はれた當時は、財貨と財貨とが直接交換され所謂物々交換であるが、やがて交換の媒介として特定の財貨が選ばれ、先づ之と交換し次でその財貨を以て欲望する財貨と交換するに至る、その媒介の作用を爲す財貨が貨幣である。貨幣として選ばれるべき財貨は始めは、その財貨自體に使用價值あるの故に選ばれたのであるが、後貨幣の貨幣たるの價值は、財貨と

しての使用價值を漸次蟬脱し、交換媒介の職能を有することの故に價值を生ずるに至る、鑄造貨幣が價值を有するは、それが地金として有する使用價值の故ではない、而も尙地金としての使用價值が窮局の場合に背景に存するのであるが、やがて紙幣たるに至つては財貨としては一枚の紙片たるに拘はらず價值を有するは、財貨としての使用價值を殆ど蟬脱して、他の財貨を獲得しうると云ふ交換の職能に依る。社會的分業が行はれて交換を以て常則とする商品生産の時代に於て、あらゆるものは先づ貨幣と交換されることを必要とする爲に、貨幣は資本主義の經濟を貫く一條の金線となつた、而してこゝに財貨の價值がその有する使用價值に依らずして、他の財貨と交換しうると云ふ一種特異の能力に依存する特種の財貨が出現するに至つた。

だが貨幣の價值が貨幣の使用價值に依らずして、貨幣として有する特異の價值に依ると云ふ奇怪なる現象は、必ずしも資本主義に於ては貨幣のみに限定されてはゐない。あらゆる商品が之と類似の關係に在る。資本主義に於ける生産者は自己の消費する財貨の一物をも生産することなくすべての他の生産者の生産する財貨に依存する。換言すれば彼等の生産しつゝある財貨は、自己の必要とするものに非ずして、すべて自己に不必要なるものである。而もそれが生産されるのは、その財貨自體の使用價值を欲望するに非ずして、それが自己の必要とする財貨と交換されるが故

である。而して物々交換の行はれざる資本主義に於て、生産される財貨は先づ貨幣と交換され、貨幣を以て再び必要な財貨と交換される。資本主義の商品の交換は、之を人的に見れば次の如くである。

商品——商人——商品

之を物的に見れば次の如くである。

商品——貨幣——商品 (W—G—W)

前者が商人の媒介を必要とするが如くに、後者は必ず貨幣の媒介を必要とする。こゝに於て生産者にとり商品の價值は、他の商品と交換の媒介を爲す貨幣といかに交換されるやに在る。商品としての財貨の使用價值に非ずして、貨幣との交換の價值に在る。實に生産者は自己の消費の爲に商品を生産するのではない、一に財貨を獲得する爲である。之れ生産者が時として自己の生産の分量を好んで減少する所以であり、又生産品を好んで焼棄する所以である。又生産者は他人の消費の爲に生産するでもない、一に貨幣獲得の爲である、之れ倉庫に米穀が充滿しつゝ、その傍に餓死するものある所以であり、國內に飢饉ある時に食料が盛に海外に輸出される所以である。資本主義に於ける奇怪なる現象を解く鍵は實に此の一點に在る。

前に資本主義のイデオロギーは、利益の爲に利益を獲得するに在ると云つた、その所謂利益とはこゝに云ふ貨幣を意味するに外ならない、資本家の意圖する所は、いかにせば $W—G$ の G をより大ならしむるかに在る。之をより大ならしめるは二つの方法よりしかありえない、即ち一は生産者の内部に於て労働者を搾取することであり、他は生産者の外部に於て消費者を搾取することである。今此の二種の關係を表示すれば次の如くである。



即ち始めに一定の貨幣を以て商品を買ひ入れる、商品は分れて生産手段と労働力となる、生産手段は更に分れて建物機械器具等と原料となる。之等を以て生産を営み、その結果が商品となり之を貨幣と交換する。此表式に於て搾取は第一に A に對して行はれ、第二に $W'—K—G'$ に於て消費者に對して行はれる(註)。而してこゝに生産される商品が日常生活品たる場合に於て、労働者は前に生産者として先づ搾取され、次で消費者として搾取され、二重の搾取を受けざるをえな

い、生産者として労働賃銀が名義上に (nominally) 向上すとも、消費者として消費財貨の價格高き時、賃銀が實質上に (really) 下落するは、前者の資格に於て取得したものが、後者の資格に於て喪失することを意味する。だが資本主義の經濟組織に於て注目すべきは、以上二様の搾取關係にのみ在るのではない、別に生産者としての資本家相互の關係がある、彼等は相互に自由競争の下に闘争し角逐しつゝ優勝劣敗が行はれる。而して彼等相互の關係が引いて、一は労働者に對し一は消費者に對し重大なる影響を及ぼすこととなる。

こゝに於て吾々の前に問題は三つとなつて現はれる、一は生産者の内部關係としての資本家對労働者の關係であり、二は生産者對消費者の關係であり、三は生産者相互の關係である。マルクスは第一と第三の關係に就て「資本論」に於て詳細に分析したが、第二の關係の分析は主として英國社會主義者の研究に委せられた。

(註) 搾取の意味をマルクスと異つて使用することを注意すべし、マルクスは消費者に對する搾取は労働者の搾取の一部であるか又は掠奪であると爲した。

第二款 生産者内部の關係